



# KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 43

July 2020

**【Focus】**

新型コロナ影響下における留意点  
有価証券報告書 (2020年3月末以降)  
四半期報告書 (2020年6月末)

新型コロナ緊急経済対策  
における税制上の措置

[home.kpmg/jp/kpmg-insight](http://home.kpmg/jp/kpmg-insight)



## Focus

### 2 新型コロナ影響下における 有価証券報告書の留意点

あずさ監査法人  
シニアマネジャー 内田 俊也



### 8 新型コロナ影響下における 四半期報告書の留意点

あずさ監査法人  
シニアマネジャー 内田 俊也



### 14 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制上の措置

KPMG税理士法人  
パートナー 大島 秀平  
マネジャー 風間 綾



## 会計・監査／税務 Topic

20

会計・監査

減損テストは壊れているのか？

あずさ監査法人 大津 喬章

25

会計・監査

欧州銀行の開示から見えるCOVID-19の  
IFRS予想信用損失会計に与える影響

あずさ監査法人 中川 祐美

30

会計・監査

会計・監査情報(2020.3-4)

あずさ監査法人  
高田 朗／行安 里衣

41

税務

連結納税制度の廃止とグループ通算制度への移行

KPMG税理士法人 小出 一成

45

税務

税務情報(2020.4-5)

KPMG税理士法人  
大島 秀平／風間 綾／内藤 直子

## 経営 Topic

- 50 **テクノロジー**  
グローバル企業の経理財務部門の課題と  
“Future of Finance”の実現に向けて  
KPMGコンサルティング 後藤 友彰
- 54 **テクノロジー**  
With/Afterコロナを生き抜くためのCFOアジェンダと  
Digital Transformation  
ーニューノーマルに備える決算デジタルプラットフォームー  
あずさ監査法人 河合 真吾
- 59 **テクノロジー**  
オープンイノベーションの事業管理  
KPMGジャパン 渡邊 崇之
- 63 **経営管理**  
景気後退局面での企業経営  
～コロナ禍での対応～  
KPMG FAS 中村 吉伸
- 67 **経営管理**  
新型コロナウイルス感染症から変わる  
日本の医療・医療機器業界  
KPMGコンサルティング  
坂寄 茂樹/高木 康信
- 71 **ガバナンス・リスク**  
新型コロナウイルス感染症の影響と  
統合報告書への記載の考察  
KPMGジャパン 猿田 晃也
- 76 **ガバナンス・リスク**  
EUタクソノミーの最終化、  
TCFDと新型コロナ危機後の世界  
KPMGジャパン 加藤 俊治

## 海外 Topic

- 80 新型コロナ禍の景気後退局面における  
労使関係の解除について  
SF Lawyers 上海  
余 承志/王 佳
- 84 英国のEU離脱が企業に与える税務上の影響  
KPMG英国  
Bharadwa Sunil/Weedon Neil/  
大井 翔平
- 88 メキシコ2020年税制改正の重要な論点整理  
KPMGメキシコ 東野 泰典

## ご案内

- 92 KPMGジャパン Information 96 海外関連情報
- 93 Thought Leadership 97 日本語対応可能な海外拠点一覧
- 94 出版物のご案内 98 KPMGジャパン グループ会社一覧
- 95 出版物一覧 デジタルメディアのご案内

# Focus

## 新型コロナ影響下における 有価証券報告書の留意点

新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）の世界中での感染拡大は、多くの企業の事業活動に影響を与えています。ロックダウンや外出規制等の感染拡大防止措置は経済に甚大なダメージを与えており、現在、これらの措置は世界各地で緩和されつつありますが、規制の緩和により感染が再拡大するリスクもあり、感染拡大防止措置と企業活動のバランスについては重大な不確実性が存在しています。2020年3月は、世界中で感染が拡大し始めた月にあたり、売上の減少等により、新型コロナの直接の影響を受けている企業も多いことと思います。また、2020年3月末の財務諸表では、将来の不確実性をどのように会計上の見積りに反映させ、適切な開示を行うのが重要な会計上の論点となっています。本稿では、このような将来の不確実性が存在する中において2020年3月末以降に年度末決算を迎える企業の有価証券報告書における開示に焦点を当て、日本基準とIFRS基準の両基準の観点から、実務上で問題となる留意点を解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。また、本稿は6月1日時点の情報に基づいており、その後新しい情報が公表されている場合もありますので、ご留意いただければと思います。

有限責任 あずさ監査法人

会計プラクティス部



シニアマネジャー  
うちだ しゅんや  
内田 俊也

Point

1

### 会計上の見積りに関する 開示

新型コロナにより不確実性が増大し、見積りの不確実性が財務諸表利用者に重要な影響を及ぼす場合には、追加情報の開示（日本基準）または見積りの不確実性の発生要因の開示（IFRS基準）が必要になると考えられる。

Point

2

### 後発事象の開示

新型コロナの感染拡大が継続するなか、会計上の見積りに関する修正後発事象と開示後発事象の線引きは明確ではないとも考えられ、財務諸表利用者に対する適切な開示が必要と考えられる。

Point

3

### 継続企業の前提の開示

新型コロナは事業活動に重大な影響を及ぼしており、継続企業の前提について検討が必要となる企業が増加すると考えられる。

Point

4

### 有価証券報告書等における「経理の状況」以外での 開示

2020年3月期からリスク情報のより詳細な開示と会計上の見積りの補足情報の開示が要求される。新型コロナの影響をどのように開示するか検討が必要と考えられる。

## はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の世界的な感染拡大とその防止措置により企業活動に甚大な影響が及んでいます。新型コロナは、決算業務・監査業務にも影響を及ぼしています。2020年4月14日、金融庁は、有価証券報告書等の提出期限を一律に9月末まで延長する内閣府令の改正を行いました<sup>1</sup>。その翌日、日本公認会計士協会及び経団連等で構成される「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」は、共同声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を発売し、会社法の計算関係書類の定時株主総会における報告が例年とは異なるスケジュールで運営できることを示し、決算業務や監査業務に従事する者の安全確保に十分な配慮を行いながら、柔軟かつ適切に決算及び監査の業務を遂行していくことを求めました。

上記の措置により、6月末までに有価証券報告書を提出していない3月決算企業もあるのではないかと考えられます。そのため、本稿では2020年3月末以降に年度末決算を迎える企業の有価証券報告書において留意すべき開示を取り上げたいと思います。

## 日本基準

### 1 会計上の見積り

財務諸表を作成するうえでは、様々な会計上の見積りを行うことが必要とされています。会計上の見積りが必要となる例としては、棚卸資産の正味売却価額の算定、固定資産やのれんに対する減損損失の認識及び測定、貸倒引当金の算定や投資有価証券の減損損失の認識、繰延金資産の回収可能性の評価、その他の引当金の計上などがあります。感染拡大防止のために前例のない措置が取られており、新型コロナによる将来の不確実性を考えると、これらの会計上の見積りを行うことは容易ではないと考えられます。

このような状況の中、企業会計基準委員会（ASBJ）は、会計上の見積りに関して、議事概要「会計上の見積りを行ううえでの新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表しました。議事概要は、会計上の見積りの定義が「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」<sup>2</sup>であるとし、以下の点を指摘しました。

- 「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」うえでは、新型コロナの影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要があると考えられる。

- 一定の仮定を置くにあたっては、可能な限り外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることが望ましいが、それができない場合には、今後の広がり方や収束時期等を含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。
- 企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額が事後的な結果と乖離したとしても、誤謬にはあたらないと考えられる。
- どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合には、追加情報としての開示が求められると考えられる。

追加情報は、財務諸表等規則第8条の5において、「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない」と規定されています（連結財規は15条で同様の取り扱い）。重要性が認められないものについてまで追加情報の開示は求められていませんが、利害関係人が会社の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない（当該注記を省略することはできない）とされています。したがって、会計上の見積りの不確実性が財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす場合には、追加情報としての開示が求められると考えられます。なお、会社法の計算書類及び連結計算書類にも、財規及び連結財規と同様の趣旨の追加情報の注記があります（会社計算規則98条及び116条）<sup>3</sup>。

日本公認会計士協会（JICPA）も、会計上の見積りに関して、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その2）」を発売し、以下の指摘を行っています。

- 最善の見積りは企業自身が行うものではあるが、「明らかに不合理」なものであってはならない。監査人は、企業が行った見積りが、過度に楽観的又は過度に悲観的な傾向を示していないことを確かめる。
- 会計上の見積りに関して、将来の利益やキャッシュ・フローの予測が行われている際には、企業の事業活動にマイナスの影響を及ぼす情報及びプラスの影響を及ぼす情報の双方を含む入手可能な偏りのない情報に基づき、企業固有の事情を加味して説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もっていることを確かめる。
- 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」<sup>4</sup>は、2021年3月31日以後に終了する会計年度から適用されるが、早期適用も認められている。したがって、当基準にしたがって、会計上の見積りに使用される情報、主要な仮定及び翌年度の財務諸表に与える影響を開示することは財務諸表利用者の意

<sup>1</sup> 金融庁ホームページ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>

<sup>2</sup> 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(3)

<sup>3</sup> 監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」3-6項、19-20項類

思決定に資すると考えられ、状況に応じて、早期適用について検討する企業もあると考えられる。

ここで、追加情報の注記に何を記載すべきかは、各企業の置かれている状況に鑑み企業自身が判断すべきものですが、3月末決算を前提にした場合、たとえば以下を注記することが考えられます。

- 新型コロナにより現時点でどのような影響を受け、それが3月末の連結財務諸表にどのように反映されているか
- 今後どのような影響が生じる可能性（リスク）があるか
- 上記のリスクが重大な勘定科目は何か
- 当該勘定科目の見積りに使用した主要な仮定は何か、新型コロナの影響を仮定の中にどのように織り込んだのか
- 上記で使用した仮定を変更した場合には、見積り数値はどの程度変わるか<sup>5</sup>

ASBJは、2020年5月11日に議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（追補）」を公表し、上記で開示が必要とする「重要性がある場合」には、当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合が含まれることを明確にしました。この考え方は、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の考え方と整合していると考えられます<sup>6</sup>。

## 2 後発事象

後発事象には、当期の財務諸表項目を修正する修正後発事象と当期の財務諸表項目は修正せずに開示のみを行う開示後発事象があります。●参照 図表1

7都府県に対する緊急事態宣言が発令されたのは4月7日でしたが、3月末日時点において国内での新型コロナの感染者数は増加の一途を辿っていました。したがって、緊急事態宣言を発令する実質的な原因（＝新型コロナの感染拡大）は3月末日時点において既に発生しており、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請や休業要請等の感染拡大防止措置は、3月決算企業の修正後発事象として取り扱う必要があると思われる。

新型コロナの感染拡大は、4月以降も状況は継続・変化しています。そのため、3月末決算を前提にした場合、4月以降において3月末時点では想定されていないような大幅な感染拡大が仮に起こった場合、決算日以後の大幅な感染拡大の「実質的な原因」が既に3月末時点において存在しており、両者を切り分けることができないと考

図表1 | 後発事象

項目名	説明
修正後発事象	発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをするうえで、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものであって、これによって当該事象が発生する以前の段階における判断又は見積りを修正する必要が生じる事象
開示後発事象	発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象

える場合には、これらはすべて3月末決算の修正後発事象として取り込むということになると考えられます。したがって、このような状況においては、発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に発生していたのか否かを判断し、開示後発事象として開示すべき項目がある場合においては、その判断の内容を財務諸表利用者が理解できるように開示することが重要であると思われる。

また、4月以降の世界主要都市でのロックダウンや外出自粛による売上の大幅な減少等が生じている場合は、3月決算企業の場合、当該売上の大幅な減少等を追加情報として注記することを検討する必要があると考えられます。さらに、海外子会社等を決算期ずれがあるまま連結上取り込んでいる関係で、当該期間に子会社等で発生した新型コロナの影響が連結財務諸表に含まれない場合、重要性がある場合には、その事実及び影響を注記することを検討すべきと考えられます<sup>7</sup>。

なお、会社法監査報告書日の翌日から有価証券報告書提出日までに発生した修正後発事象については、有価証券報告書に含まれる（連結）財務諸表上は開示後発事象として取り扱うとされています<sup>8</sup>。

## 3 継続企業の前提

新型コロナによる影響が深刻な場合、継続企業の前提に関する開示の検討が必要になるかもしれません。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、企業は、当該状況を解消し、又は改善するための経営者の対応策を検討し、合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間）にわたり企業が事業活動を継続できるかどうかについて、入手可能なすべての情報に基づいて評価することが求められています。継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又

4 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする会計上の見積りに関する包括的な開示基準である。たとえば、固定資産について当年度に減損損失の認識を行わないこととした場合でも、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合は、当該固定資産は当基準の開示の対象となる可能性がある。何を開示するかは、財務諸表利用者の理解に資するかという開示目的から判断される。

5 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」をたえ早期適用していなかった場合でも、JICPAからの取扱いに含まれている、「会計上の見積りに使用される情報、主要な仮定及び翌年度の財務諸表に与える影響」は、何を開示すべきかの検討にあたり参考になるものと思われる。「翌年度の財務諸表に与える影響」とは、当年度の財務諸表に計上した金額が翌年度においてどのように変動する可能性があるのか、また、その発生可能性はどの程度なのか等を意味し、翌年度の財務諸表に与える影響を定量的に示す場合には、単一の金額のほか、合理的に想定される金額の範囲を示すことも考えられるとされる（企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」30項）。

6 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」第23項

7 監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」5(2)②c、[付表1]Ⅱ、「追加情報の注記について」4項

8 監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」4(2)②b

は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する注記を行います。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が決算日後に発生した場合（かつ重要な不確実性が認められる場合）には、重要な後発事象として注記を行います。ただし、そのような後発事象のうち、貸借対照表日において既に存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要があります。

なお、継続企業の前提に関する注記を行うか否かにかかわらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、有価証券報告書の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」にその旨及びその内容等を開示することが求められています<sup>9</sup>。

## IFRS基準

2020年3月27日、IASBは新型コロナの影響下におけるIFRS第9号「金融商品」の信用損失引当金の算定に関する留意点を記載した文書を公表しました。また、2020年5月28日には、IFRS第16号「リース」の一部を改訂し、新型コロナを直接の原因としてリースの借手が賃料の免除や繰延べ等の恩恵を受けた場合に、これをIFRS第16号の原則どおりリースの条件変更として会計処理する必要はないとする時限的な軽減措置の導入を行いました。本稿を執筆している時点において、新型コロナに対するIASBの対応（現時点で適用されている基準に対するもの）は上記の2つのみであり、その他については通常どおりのIFRS基準が適用されることになります。

### 1 会計上の見積り

新型コロナの影響により、非経常的な会計処理が生じる場合（例、固定資産やのれんの減損）や、金融商品にかかるリスクが増大している場合（例、金融資産の信用リスク）、不確実性の増大により重要性が高まっている場合（例、非上場株式の公正価値評価に使用する定量的インプットや感応度分析の開示）などが考えられ、例年どおりの開示を行うだけでなく、IFRS基準で要求される開示規定を今一度検討する必要があるように思われます。

また、IAS第1号「財務諸表の表示」125項の開示（見積りの不確実性の発生要因の開示）についても検討が必要と思われます。125項は、翌会計年度において資産や負債の帳簿価額に重要な修正を加える原因となる著しいリスクを伴う将来に関してなされた仮定、及び報告期間の末日におけるその他の見積りの不確実性に関する主な情報を開示しなければならないとしています。同129項は、当該開示

は企業が行った見積りを財務諸表利用者が理解できるような方法で開示するとし、提供される情報の内容と範囲は、仮定やその他の状況の内容に応じて変わるとしています。開示される情報の例として以下を挙げています。

- 仮定又はその他の見積りの不確実性の内容
- 帳簿価額の計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する感応度及びその感応度の理由
- 不確実性について予測される解決方法及び影響を受ける資産及び負債の帳簿価額に関し翌事業年度に生じる結果の合理的な可能性の範囲
- 不確実性が解決されないままである場合に、当該資産と負債に関する過去の仮定に対して行われた変更についての説明

当該規定は、2021年3月期末から日本基準で適用が開始される企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の参考となっている規定であり、上記「II 日本基準 1 会計上の見積り」に記載のJICPAからの取扱いが参考になると考えられます<sup>10</sup>。

なお、仮定や見積りの不確実性の原因となる他の事項が与える影響の可能性の範囲について開示することが実務上不可能である場合には、企業は、影響を受ける資産や負債の帳簿価額に重要な修正を行う合理的な可能性があることを開示するとされています（同131項）。

### 2 後発事象

日本基準と同様に、4月以降の世界主要都市でのロックダウンや外出自粛による売上の大幅な減少等が生じている場合は、3月決算企業は当該売上の大幅な減少等の直近の新型コロナの影響を注記することを検討する必要があると考えられます。

なお、上述のとおり、日本基準では、「後発事象に関する監査上の取扱い」において、会社法監査報告書日の翌日から有価証券報告書提出日までに発生した修正後発事象を、有価証券報告書に含まれる連結財務諸表上、開示後発事象と同様に取り扱う旨の規定があります。他方で、IFRS基準における修正後発事象は、報告期間の末日から財務諸表の公表の承認日との間に発生する、報告期間に存在した状況についての証拠を提供する事象と定義されており、日本基準のような例外規定はないことには留意が必要と思われます。

### 3 継続企業の前提

事業継続の前提について重大な不確実性が存在すると結論付けられた場合には、当該重大な不確実性について開示することが求められています。また、重大な不確実性は存在しないと結論付けられた場合であっても、その判断自体が重要である場合には当該判断について開示することが求められています（IAS第1号25項、122項、

<sup>9</sup> 監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」

<sup>10</sup> IAS第1号125項を適用する例としては、金融機関がIFRS9号に基づいて予想信用損失（ECL）を算定する場合における感応度分析の開示がある。ESMAが2019年10月に公表したステイトメント“European common enforcement priorities for 2019 annual financial reports”では、開示の例として、(1)ECL計算における仮定や前提を変えた場合（例、将来シナリオを変更する、将来シナリオに付す確率を変更する）におけるECLの変動（ステージ移動を含む）の程度（感応度を算定する）、(2)その感応度の理由を説明する、が挙げられている。

2014年7月のIFRIC Update)。なお、継続企業の前提に重大な疑義を抱かせる事象や状況は期末日後に発生することもあるとされています (IAS第10号「後発事象」16項)。

#### 4 その他

あずさ監査法人のサイトでは、新型コロナがIFRS適用企業に及ぼす影響を論点別にまとめていますので、そちらもご参照いただければと思います<sup>11</sup>。

## V 有価証券報告書等における「経理の状況」以外での開示

「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からは以下の開示が新たに求められています (事業等のリスクについてはリスク情報のより詳細な情報が求められるように改正された)。**●参照 図表2**

- したがって、新型コロナの影響が重要な場合には、
- 有価証券報告書等の「事業等のリスク」において、新型コロナが自社の企業活動に及ぼすリスクをより詳細に分析するとともにその対応策を可能な限り具体的に記載する必要があると考えられます。
  - また、MD&Aで要求される「見積り及び仮定の不確実性の内容、その変動により経営成績等に生じる影響」が、「経理の状況」における(連結)財務諸表の注記に含まれているかを判断し、含まれていない場合には、MD&Aで当該見積りに関する情報を補足することで、財務諸表利用者へ有用な情報提供を行うことが重要と考えられます。なお、MD&Aにおける「会計上の見積り」の要求は、「経営者」が重要と考える会計上の見積りを記載することを想定しており、必ずしも、「経理の状況」に記載のあるすべての会計上の

見積りの開示をMD&Aで補足することは想定されていないと考えられています。また、「経営成績等への影響」については、可能であれば定量的な記載が望ましいですが、測定が困難な場合も想定されるため、そのような場合は、定性的にわかりやすく記載することが求められると考えられています。

## V おわりに

本稿では、2020年3月末以降に年度末決算を迎える企業を念頭に、新型コロナが当該企業の有価証券報告書に与える影響を中心に見てきました。上述のとおり、日本基準、IFRS基準ともに、有価証券報告書の「経理の状況」以外での注記、追加情報の注記(日本基準)、見積りの不確実性の発生要因の開示(IFRS基準)、後発事象の注記、継続企業の前提の注記が存在しています。これらの開示は、それぞれの内容が独立しているものでもなく、新型コロナが現に企業に及ぼしている影響及び今後及ぼすであろうリスクを開示しているという点で相互に関連していると思います。したがって、企業は、これらの相互に関連する開示事項の中で、企業が新型コロナから現に受けている影響及び今後受けるかもしれない影響(リスク)を財務諸表利用者適切に伝達することが求められていると考えられます。将来の不確実性が高い場合には、財務諸表利用者からの情報提供のニーズはなおさら高いと思われます。

なお、最後になりますが、ASBJが2020年5月11日に公表した前出の議事概要でも、「重要性がある場合には、追加情報の開示を行うことは財務諸表利用者へ有用な情報を与えることになると思われ、開示を行うことが強く望まれる」と開示の必要性を強調している点には十分に留意すべきと考えます<sup>12</sup>。

図表2 | より詳細なリスク情報、会計上の見積りの補足情報

記載箇所	記載する内容
事業等のリスク	経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を具体的に記載する(第二号様式(31)a、第三号様式(11))
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)	連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載する。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「経理の状況」に記載した場合には、その旨を記載することで当該部分の注記を省略することができる(第二号様式(32)a(g)、第三号様式(12))

### 新型コロナウイルス(COVID-19)の影響を踏まえた会計・監査情報

ウェブサイトでは、新型コロナウイルスの影響を踏まえた解説記事等を紹介しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/campaigns/2020/04/covid-19-accounting.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
シニアマネジャー 内田 俊也

☎ 03-3548-5125

✉ [shunya.uchida@jp.kpmg.com](mailto:shunya.uchida@jp.kpmg.com)

<sup>11</sup> あずさ監査法人のサイト (<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/04/covid-19-financial-reporting-resource-centre.html>)

<sup>12</sup> ASBJからの追補版の公表を受け、JICPAは2020年5月12日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)」を更新し、会計上の見積りにかかる追加情報の開示については、監査上は今後の法定開示書類において留意すべき取扱いとすることが考えられるとしている。また、金融庁は、2020年5月21日に「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表し、ASBJの追補版に同意するとともに、財務情報における新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示を有価証券報告書レビューの対象に含めることを明確にしている。



# Focus

## 新型コロナ影響下における 四半期報告書の留意点

Focus1では、2020年3月末以降に年度末決算を迎える企業の有価証券報告書の開示に焦点を当て、日本基準とIFRS基準の両基準の観点から実務上の留意点を解説しました。本稿では、2020年6月末における四半期報告書（3月決算企業の第1四半期）の作成にかかる留意点を解説します。当該期間においては、世界の主要都市でロックダウンや外出自粛措置が取られ、より多くの企業が新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）の直接の影響を受けています。また、新型コロナがマクロ経済に及ぼす影響についての情報も日々更新されています。このような著しい環境変化があるなかにあつて、この四半期報告書の作成にあたっては、例年の四半期とは異なる対応が必要と考えられます。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。また、本稿は6月1日時点の情報に基づいており、その後新しい情報が公表されている場合もありますので、ご留意いただければと思います。

有限責任 あずさ監査法人

会計プラクティス部



シニアマネジャー  
うちだ しゅんや  
内田 俊也

Point

1

### 四半期特有又は簡便的な 会計処理（日本基準）

四半期特有・簡便的な会計処理は、基本的には、前期末から事業環境が大きく変化していない場合を想定している。新型コロナにより環境変化が著しい中にあつて、これらの会計処理は慎重に適用すべきである。

Point

2

### 追加的な注記（日本基準）

四半期で要求される注記事項は、年度末に比べて大きく省略されているが、他方で、財務諸表利用者の理解にとって必要な情報は開示すべきとする包括的な開示要求がある。新型コロナにより年度末から著しい変動がある場合や重要な会計上の見積りがある場合には、何をどこまで追加的に注記すべきか検討すべきである。

Point

3

### 追加的な開示（IFRS基準）

IAS第34号は、前期末からの変動に焦点を当て、四半期に発生した重要な事象及び取引の影響を財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。日本基準同様、何をどこまで追加的に開示すべきかを企業自身が判断しなければならない難しさがある。

Point

4

### 四半期報告書における 「経理の状況」以外での開示

2020年3月期から有価証券報告書等により詳細なリスク情報と会計上の見積りの補足情報の開示が要求されている。四半期では、年度末からの更新が要求される。

## はじめに

本稿では、3月決算企業の第1四半期末となる2020年6月末の四半期報告書における実務上の留意点を、日本基準とIFRS基準の両基準の観点から解説したいと思います。3月末の有価証券報告書における開示の留意点 (Focus 1)も併せてご参照ください。

## 日本基準

### 1 会計処理の概要

四半期連結財務諸表の作成のために採用する会計方針は、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならないとされています。ただし、当該四半期連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができるとされています<sup>1</sup>。

### 2 四半期特有の会計処理

2つの四半期特有の会計処理が認められており、いずれも会計方針として継続適用が要求されていると考えられます。<sup>2</sup> ●参照 図表1

図表1 四半期特有の会計処理

項目名	説明
原価差異の繰延	標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができることとされています。新型コロナウイルスの影響により工場の操業が停止又は縮小した場合は、季節的な変動に起因するものではないことから、当該原価差異は資産として繰り延べることができず費用又は損失として認識すべきと考えられます <sup>2</sup> 。
税金費用の計算	四半期の税金費用は、年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができるとされています。この場合、前年度末に存在する繰延税金資産及び繰延税金負債について、四半期末における回収可能性等を検討するとされています。ただし、予想年間税引前当期純利益や予想年間税金費用がマイナスになる場合等、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を用いて税金費用を計算するとされており、新型コロナウイルスの影響を受ける当四半期については留意が必要と思われる。なお、税引前四半期純損失に対して計上される繰延税金資産は期首における繰延税金資産と合算したうえで、回収可能性の判断が必要となります <sup>3</sup> 。

### 3 簡便的な会計処理

財務諸表利用者の判断を誤らせない限りにおいて簡便的な会計処理が認められています。なお、これらは会計方針とはみなされていないと考えられます。<sup>4</sup> ●参照 図表2

図表2 簡便的な会計処理

項目名	説明
一般債権の貸倒見積高	一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表を作成する際に使用した貸倒実績率等から著しく変動していないと考えられる場合は、前年度末と同様の貸倒実績率等を使用できるとされています。したがって、4月以降の状況の変化を踏まえ、前年度末における見積りの前提が当四半期末でも妥当といえるか等の検討を行い、貸倒実績率等の補正の要否の慎重な検討が必要と思われる <sup>4</sup> 。
棚卸資産の正味売却価額の見積り	四半期末に通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げにあたっては、収益性が低下していることが明らかな棚卸資産についてのみ正味売却価額を見積ることが認められています。また、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産であって、前年度末に帳簿価額を処分見込額まで切り下げている場合には、四半期末において、前年度からの著しい状況の変化がないと認められる限り、前年度末における貸借対照表価額を引き続き計上することが認められています。よって、新型コロナウイルスの影響により事業環境が急速に変化している中においては、これらの判断は慎重に行うべきと思われる <sup>5</sup> 。
固定資産の減損の兆候	年度末に比べて簡便的な減損の兆候の把握が認められており、使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定や、経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生したかについて留意するとされています。新型コロナウイルスの影響により経営環境が急激に変化していることから、固定資産等の減損の兆候の有無(及び兆候が有る場合における減損損失の算定)について慎重に判断すべきと思われる <sup>6</sup> 。
税金計算・繰延税金資産の回収可能性	法人税等(納付税額等)の算定において、簡便的な方法を採用することが認められています(納付税額の算定にあたり加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する等)。また、政府による新型コロナウイルス対策における税制上の措置として、中小法人のみに認められている青色欠損金の繰戻し還付の措置が、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)にも認められることになりました <sup>7</sup> 。したがって、対象企業が繰戻し還付の対象となる欠損金を計上した場合には、繰延税金ではなく当期税金(未収法人税等と法人税等)として計上されることになると考えられます。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断についても、簡便的な取り扱いが認められています。つまり、経営環境等に著しい変化が生じている場合であっても、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングをベースに著しい変化の影響を加味したものを使用できるとしています。なお、経営環境等に著しい変化が生じている場合は、具体的には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第15項から32項に従って判断される会社分類が変わる程度の著しい変化又は大幅な変動が生じた場合などが考えられるとされています。このような簡便的な取り扱いはあくまで実務上の負担を考慮して認められているものですが、当四半期については四半報告書の提出期限が延長されています。また、簡便的な処理はあくまで財務諸表利用者の判断を誤らせない限りにおいて認められており、新型コロナウイルスにより企業環境が急速に変化している可能性があることに鑑みれば、前年度ベースの業績予測を用いることには慎重な判断が求められるのではないかと考えられます <sup>8</sup> 。

1 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準(以下、「四半期会計基準」)」9項

2 「四半期会計基準」第12項

3 「四半期会計基準」第14項、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(以下、「四半期適用指針」)」19項、「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」14-15項及び設例5

4 「四半期適用指針」第3項、「金融商品会計に関する実務指針」111項

5 「四半期適用指針」第8項

6 「四半期適用指針」第14項

7 対象となる欠損金は、令和2年1月から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金である。大規模法人(資本金の額が10億円をこえる法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は対象外である。

8 「四半期適用指針」第15-17項、94項

図表3 | 留意すべき注記事項

項目名	説明
会計上の見積りに ついての重要な 変更	会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額を注記します <sup>9</sup> 。
継続企業の前提	四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等を注記します。なお、前年度末から当四半期末までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前年度末の注記を踏まえて記載する必要があり、また、四半期末以降に新たに継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合にも注記を要するとされています <sup>11</sup> 。
後発事象	重要な開示後発事象を注記します。 なお、決算期ずれにより海外子会社等の4月から6月までの経営成績が連結四半期財務諸表に取り込まれていない場合、その事実及びその影響を注記することを検討する必要があると思われます <sup>12</sup> 。
企業集団の財政 状態、経営成績及 びキャッシュ・フ ローの状況を適切 に判断するために 重要なその他の事 項	平成23年の四半期適用指針の改正により、財務諸表作成者の負担軽減の観点から、監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」で記載されている事項の準用が廃止されました。現在の規定では、当該事項の記載にあたっては第77号の例示等を参考に、個々の企業集団又は企業の実態に即して判断することが適切と考えられるとされています。第77号が準用されなくなった結果、四半期財務諸表における追加情報の記載事項は、年度の財務諸表で開示される事項に比べて、その範囲は、通常、限定されるものと考えられるとし、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するうえで必要と認められる項目であるため四半期財務諸表に注記される項目の例として以下が挙げられています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>利害関係人が年度の財務諸表を理解していることを前提に、年度の財務諸表と比較して著しい変動がある項目</li> <li>借入金や社債等に付された財務制限条項に抵触している状況など、著しい変動の有無にかかわらず四半期財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる項目<sup>13</sup></li> </ul> よって、新型コロナウイルスの影響により、前期末の財務諸表と比較して著しい変動がある項目については、注記によりその内容を説明する必要があると思われます。また、見積りを要する項目も、当四半期に見積りを変更したことにより前年度末からの著しい変動がある場合には、その内容、見積りに使用した仮定や当該仮定を変更した場合の影響等、財務諸表利用者の理解に必要な情報を注記する必要があると思われます。さらに、前年度末からの著しい変動がない見積り項目についても、その見積りの判断自体が四半期財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる場合（翌四半期以降の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合）には、四半期財務諸表の開示の趣旨を踏まえ、注記することが求められるのではないかと考えられます <sup>14</sup> 。

## 4 注記事項

四半期財務諸表の注記は、開示の迅速性や財務諸表利用者の開示ニーズ等を勘案し、前年度と比較して著しい変動がある項目な

ど、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解するうえで重要な事項が注記事項として定められています<sup>9</sup>。●参照 図表3

## IFRS基準

### 1 IAS第34号の概要

IFRS基準に準拠した要約期中（連結）財務諸表を作成する場合、当該財務諸表はIAS第34号「期中財務報告」のすべての要求事項に従って作成される必要があります。IAS第34号は、企業が当該財務諸表に含めるべき最低限の内容を規定しており、それは要約財務諸表と選定された説明的注記により構成されます。期中財務報告は、情報の適時性や財務諸表作成者の負担軽減の立場から、年次の財務諸表で要求される開示事項の多くが省略されています。そして、財務諸表利用者が直近の年次財務諸表を利用できることを前提に、前期末からの変更点に焦点を当てた開示を要求しています。しかしながら、開示が省略される結果、期中財務報告が財務諸表利用者にとって誤解を招くものとなる場合には追加的な開示を要求しており、財務諸表利用者にとって必要な注記が開示されているかについては慎重な検討が必要と考えられます（IAS第34号10項）。

### 2 認識・測定原則

IAS第34号28-29項では、四半期（連結）財務諸表を作成する際の会計方針は、原則として、直近の年次財務諸表で使用した会計方針と同じものを使用するとしています。

### 3 開示事項

IAS第34号は、最低限の開示事項（同16A項）とともに、追加的な開示の要求規定を設けています。つまり、前期末から期中報告期間末にかけての企業の財政状態の変動及び業績を財務諸表利用者が理解するうえで重要な事象及び取引がある場合には、企業は、期中財務報告において、当該重要な事象及び取引の説明をし、前年度の財務諸表に含まれている関連情報を更新しなければならないとしています（同15、15C項）。15B項は、網羅的ではないしつつ、当該重要な事象及び取引の例を挙げています。年次の財務報告に含まれている関連情報の更新方法については、IAS第34号に規定はなく、開示する事象や取引の性質や重要性の程度に応じて企業自身で判断すべきと考えられます。たとえば、以下のような方法が考えら

9 「四半期会計基準」第55項

10 「四半期会計基準」第19(4)項

11 「四半期会計基準」第19(14)項、60-3項

12 日本基準では、親会社と子会社等の決算期が異なる場合（親は3月決算、子会社等は12月決算）、連結財務諸表上では決算期ずれのあるまま取り込むことが認められており、当該期間に子会社等で発生した取引は、親子間の連結内部取引や子会社等の修正後発事象に該当する取引を除いて、連結財務諸表には取り込まれていないと考えられる。売上の減少等の新型コロナウイルスの影響は、世界的なロックダウンが行われた4月から6月にかけて最大になる可能性があるが、12月決算企業の海外子会社等を決算期ずれのあるまま連結で取り込んだ場合、海外子会社等の4月から6月までの売上の減少等の新型コロナウイルスの影響は当四半期には計上されないと考えられる（企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」16項及び注4、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」10項、会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」4項、監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」4(2)②a、5(2)③c及び付表11）。

13 「四半期適用指針」114項、監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」16-18項

14 第432回企業会計基準委員会（2020年5月11日開催）議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（追補）」における「重要性がある場合」の考え方

れるかもしれません。

- 年次財務報告書で既に開示されている定性的情報について、年次財務報告書に含まれている情報と関連付ける形で定性的に説明する。
- 年次財務報告書で既に開示されている定量的情報について、期中報告期間末時点に時点を変更して定量的情報を開示する、または、年次財務報告書に含まれている情報と関連付ける形で定性的に説明する。
- 年次財務報告書では開示されていない情報について、関連するIFRS基準で要求されている開示情報を参考に、財務諸表利用者にとって有用と考えられる情報を開示する。

また、IAS第1号「財務諸表の表示」は、IAS第34号に準拠して作成される期中要約財務諸表の構成と内容には適用されないものの、IAS第1号の第15項から35項は期中要約財務諸表にも適用されるとしています（IAS第1号4項）。したがって、継続企業の前提の開示（同25-26項）や、財務諸表の適正表示の原則（同15項、17項(b)(c)）が含まれることとなります。また、会計方針を決定する際に行った重要な判断についての開示（同122項）や、見積りに不確実性がある場合についての開示（同125項）についても、必要がある場合には開示が求められるものと思われます。

さらに、IAS第34号16A項に規定される最低限の開示事項のリストには、以下の開示が含まれており、当四半期には留意が必要と思われる。

- 資産、負債、資本、純利益又はキャッシュ・フローに影響を与える事項で、その性質、規模又は頻度から見て異例な事項の内容及び金額（16A(c)項）
- 当事業年度の過去の期中報告期間に報告された金額の見積りの変更又は過去の事業年度に報告された金額の見積りの変更の内容及び金額（16A(d)項）
- 期中財務諸表に反映されていない期中報告期間後の後発事象（16A(h)項）

#### 4 2020年6月末（第1四半期）の新型コロナの影響

2020年4月から6月にかけては、世界各地でのロックダウンや外出自粛等による新型コロナによる直接の影響が企業活動に及んだ期間であり、前年度末と比較して企業の事業活動には著しい変動が生じているものと思われます（売上の著しい減少等）。また、今後の感染拡大及びその予防措置が企業の将来の事業活動に及ぼす影響の見通しについても、3月末時点での予測から変更されているの

ではないかと思われます（このような見積りの変更の影響も当四半期に計上されます）。したがって、企業は、新型コロナによって発生する企業活動の著しい変動や重要な会計上の見積りの変更が及ぼす影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を適切に開示すべきと考えられます<sup>15</sup>。●参照 図表4

図表4 | 第1四半期で留意すべき事項

項目名	説明
収益の分解	IAS第34号では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における収益の分解の開示規定が必須の開示事項とされています（16A項(ii)）。新型コロナの売上への影響について説明すべきと考えられます。
棚卸資産の測定	IAS第2号「棚卸資産」の規定は、年次と同様の規定が適用されるため、6月末における正味実現可能価額の見積りが必要となります。正味実現可能価額が取得原価より低い場合には、年度末までに価額が回復するかどうかに関係なく、即時に損失として認識する必要があります。また、重要な評価損又は評価損の戻入を計上した場合には、追加的な開示が要求されると考えられます <sup>16</sup> 。
非金融資産の減損	IAS第36号「資産の減損」の規定は、年次と同様の規定が適用されるため、6月末で減損損失を計上する必要があるかの検討が必要となります。重要な減損損失が認識される場合には、追加的な開示が要求されると考えられます。当該開示は、IAS第36号で要求される開示のガイダンスを参考にすることが考えられます <sup>17</sup> 。
金融資産等に対する予想信用損失	IFRS第9号「金融商品」の規定は、年次と同様の規定が適用されるため、6月末の予想信用損失引当金が3月末から大きく増減している場合には、追加的な開示が要求されると考えられます。当該開示は、IFRS第7号「金融商品：開示」で要求されている信用リスクの開示事項を参考にすることが考えられます <sup>18</sup> 。
金融商品の公正価値開示	IAS第34号では、金融商品の公正価値開示が必須の開示事項とされています（16A項(i)）。6月末におけるレベル3の重要な観察不能なインプットの定量情報の開示や感応度分析については留意が必要と思われる <sup>19</sup> 。
税金費用の算定	IAS第34号では、四半期財務諸表における税金費用は、年間の見積加重平均実効税率に四半期の税引前損益を乗じて算定するとされています。繰越欠損金等に対して計上する繰延税金資産は、四半期末においても、その回収可能性をIAS第12号「法人所得税」の原則に基づき判定し、その影響については年間の見積加重平均実効税率の算定に反映させるとしています（IAS第34項B21項）。したがって、6月末時点における繰延税金資産の回収可能性をIAS第12号に従って検討し、繰延税金資産を認識できないとなった場合には、それだけ年間の見積加重平均実効税率が上昇することになります。ただし、繰延税金資産の減額の影響を当該見積りの変更のあった四半期のみで認識するのか、それとも年間を通じて認識するのかについては議論のあるところであり、実務上判断を要するのではないかと考えられます。

<sup>15</sup> 3月決算企業については、2020年3月の本決算において当該時点における連結グループ全体の新型コロナの影響を取り込んでいる企業が多いのではないかとと思われる。IFRS基準の場合は、決算期の異なる海外子会社等についても実務上不可能な場合を除いて仮決算が要求されること、また、決算期ずれがあるまま取り込む場合には、決算期ずれの期間に子会社等で発生した重要な取引又は事象を連結財務諸表に反映させることになっているためである（IFRS第10号「連結財務諸表」B92-93項、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」33-34項）。この点は、日本基準と差異が生じる可能性がある（日本基準において仮決算をしていない場合）と思われる。したがって、第1四半期連結財務

諸表には、基本的には4月から6月末における連結グループ全体の新型コロナの影響がそのまま反映されることになるのではないかとと思われる（ただし、決算期ずれの子会社等がある場合における海外子会社等で発生する重要な取引又は事象の連結財務諸表での取り込みが前提）。

<sup>16</sup> IAS第34号15B(a)、16A(d)、IE.B26-28項

<sup>17</sup> IAS第34号15B (b)、16A(d)、IAS第36号126-137項

<sup>18</sup> IAS第34号15B (b)、16A(d)、IFRS第7号35A-38項

<sup>19</sup> IFRS第13号「公正価値」93項(d),(h)(ii)

図表4 | 第1四半期で留意すべき事項 つづき

項目名	説明
金融商品の条件変更	金融資産・負債について、契約条件を変更(返済猶予や利息の減免等)した場合には、金融資産・負債の認識の中止の有無、契約条件変更後に使用する実効金利の決定、条件変更損益の認識につき検討する必要があると考えられます <sup>20</sup> 。
引当金	事業環境の悪化により、既存の契約が不利な契約に該当する場合又はリストラ引当金を計上する場合は、認識する時期と金額がIAS第37号に従っているかを検討する必要があると考えられます <sup>21</sup> 。
ヘッジ会計	新型コロナにより予定取引の発生可能性が低下している場合、発生時期が変更になった場合、取引ボリュームが変更になった場合等には、ヘッジ会計の(部分)中止や、ヘッジ会計の終了、ヘッジの非有効の純損益での認識等について検討する必要があると考えられます <sup>22</sup> 。
リース	借手については、IASBが公表したIFRS第16号の改訂(賃料の支払猶予や減免の会計処理に対する軽減措置)を検討する必要があると考えられます。また、新型コロナによる事業環境の変化に対応して、リース期間の再評価(更新オプションや解約オプションの行使可能性の再評価)が必要か否かを検討する必要があると考えられます <sup>23</sup> 。
継続企業の前提	上記記載のとおり、継続企業の前提の検討は、年次と同様に求められます。第1四半期末から少なくとも1年間について、継続企業の前提が妥当かについての検討が求められます <sup>24</sup> 。
会計上の見積りの不確実性	上記記載のとおり、IAS第1号125項の見積りの不確実性の発生要因の開示も、前年度末と同様に検討が必要と思われます <sup>25</sup> 。
その他の開示	上記以外にも、IAS第34号の開示要求及びIAS第1号の規定に基づき、新型コロナが現に企業に及ぼしている影響及び今後及ぼすリスクを財務諸表利用者が適正に理解するために必要な情報を追加的に開示することを検討することが必要と思われます。

図表5 | リスク情報、会計上の見積りの補足情報の更新

記載箇所	記載する内容
事業等のリスク	当四半期連結累計期間において、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクが発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。(第四条の三様式(7)a)
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)	当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。(第四条の三様式(8)a)

及び注記、IFRS基準：開示のみ)。しかしながら、これら簡便的な会計処理や開示の省略は、あくまでも財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲で認められているものであり、特に注記・開示については、両基準ともに、財務諸表利用者が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を理解するのに必要な情報の追加的な開示を求めており、企業には例年の四半期対応とは異なる難しい判断が求められるのではないかと考えられます。何をどこまで追加的に注記・開示するのかを企業自身で判断しなければならないという点がここでの難しさではないかと思いますが、新型コロナの影響についての財務諸表利用者の開示ニーズが高まっていることに鑑みれば、開示すべきかどうかの判断に迷う事項については、積極的に開示を行うことが望ましいと思われれます<sup>26</sup>。

## IV 四半期報告書における「経理の状況」以外での開示

「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からは、より詳細なリスク情報と会計上の見積りの補足情報の開示等が求められています。2020年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書においては、これら事項についての年度末からの情報の更新が求められています。●参照 図表5

## V おわりに

四半期財務諸表は、年度末の有価証券報告書に比べて簡便的な会計処理や開示の省略が認められています(日本基準：会計処理

### 新型コロナウイルス(COVID-19)の影響を踏まえた会計・監査情報

ウェブサイトでは、新型コロナウイルスの影響を踏まえた解説記事等を紹介しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/campaigns/2020/04/covid-19-accounting.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
シニアマネジャー 内田 俊也

☎ 03-3548-5125

✉ [shunya.uchida@jp.kpmg.com](mailto:shunya.uchida@jp.kpmg.com)

20 IFRS第9号5.4.3項、B5.4.6項、B5.5.25-27項、IFRS第9号3.3.2項  
21 IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IAS第34号16A(i)項

22 IFRS第9号6.3.3項、6.5.5項、6.5.6項、6.5.11項、6.5.12項

23 COVID-19関連レント・コンセッション (IFRS第16号「リース」の改訂)、IFRS第16号19-20項、39-40項、B41項

24 2020年3月の開示を取り扱ったFocus 1を参照。

25 2020年3月の開示を取り扱ったFocus 1を参照。

26 日本基準・IFRSともに、基準で要求されている注記・開示事項は最低限のものであり、これを上回る注記・開示を行うことを妨げるものではないことが明確にされている(「四半期会計基準」55項、IAS第34号7項)。



# Focus

## 新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における 税制上の措置

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(緊急経済対策)が閣議決定されました。

この緊急経済対策は、I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、II. 雇用の維持と事業の継続、III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、IV. 強靱な経済構造の構築およびV. 今後への備えを5つの柱とする様々な施策が盛り込まれたもので、このうちの「II. 雇用の維持と事業の継続」の「5. 税制措置」において、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対する税制措置が提案されました。

4月30日、この税制措置の根拠法となる「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下、新型コロナ特法)および「地方税法等の一部を改正する法律」(以下、改正地方税法)が成立し、同日に関連政省令と共に公布されました。

本稿では、緊急経済対策に基づき創設された税制上の措置のうち、法人が適用を受けることができる主な措置について解説いたします。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

### KPMG税理士法人

#### タックステクニカルセンター



パートナー  
おおしま しゅうへい  
大島 秀平



マネジャー  
かざま あや  
風間 綾

### Point

1

## 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、無担保かつ延滞税なしで1年間納税が猶予される制度が創設された。

### Point

2

## 欠損金の繰戻し還付の特例

資本金1億円超10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることができる特例が創設された。

### Point

3

## 消費税の課税選択の特例

税務署に申請し、承認を受けることにより、課税期間開始後でも消費税の課税事業者を選択(選択をやめる)ことができる特例が創設された。

### Point

4

## 中小企業者の特例

テレワーク等のための設備投資減税および償却資産・事業用家屋の固定資産税等の軽減措置が創設され、先端設備等の固定資産税の軽減措置が拡充された。

## 納税の猶予制度の特例

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった納税者に対し、1年間、国税の納付を猶予する特例(以下、特例猶予)が設けられました。●参照 図表1

国税通則法には災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予制度(国税通則法第46条第1項)が設けられていますが、特例猶予は、この猶予制度を基礎として措置された規定です。

図表1 | 特例猶予の概要

要件	納税者(個人・法人)が以下のいずれにも該当する場合には、国税通則法第46条第1項(災害による納税の猶予)に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合に該当するものとみなして、納税の猶予が認められる。
	(i) 新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により、2020年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること。
	(ii) その納税者が特定日(2021年2月1日)*までに納付すべき国税の全部または一部を一時に納付することが困難であると認められること。
対象となる国税	2020年2月1日から2021年2月1日*までに納期限が到来するほぼすべての国税(印紙で納付する印紙税等は除かれる。)
猶予期間	1年以内の期間
担保の提供	不要
延滞税	全額免除
申請手続	2020年6月30日または納期限(申告納期限が延長された場合には延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要

\* 2020年6月26日に公布された政令第206号により、2021年2月1日に改正された。(改正前は「2021年1月31日」と規定されていた。)

#### (1) 要件 (i)

##### ① 収入の減少

新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少とは、納税者の事業に係る収入の減少が新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有することをいい、たとえば以下の影響により収入の減少があったことをいいます。

- ・ 納税者またはその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響
- ・ イベント開催または外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響

##### ② 納税者の事業につき相当な収入の減少があったこと

納税者の事業につき相当な収入の減少があったこととは、以下のAがBに比しておおむね20%以上減少していると認められることをいいます。

- A 調査期間(2020年2月1日から猶予を受けようとする国税の納期限までの間の任意の期間(連続した1ヵ月以上の期間に限る)の収入金額
- B Aの調査期間の直前1年間における調査期間に対応する期間\*1の収入金額\*2

\*1 調査期間に対応する期間がない場合は、2020年1月以前でその期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間

\*2 調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前1年間の収入金額を12で除し、これを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額

#### (2) 対象となる国税

特例猶予の対象となる国税は、特定日(2021年2月1日)\*までに納付すべき国税で次に掲げるものです。

A 次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に定める日以前に納税義務の成立した国税(印紙で納める印紙税および一定の登録免許税等を除く)で、納期限が2020年2月1日以後に到来するもののうち、納税者による申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

- ・ 源泉徴収による国税・申告納税方式による消費税等: 特定日(2021年2月1日)\*の属する月の末日
- ・ 上記以外の国税: 特定日(2021年2月1日)\*

B 特定日(2021年2月1日)\*以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税でその納期限が2020年2月1日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

C 予定納税に係る所得税、法人税・地方法人税・消費税の中間申告書に係るこれらの国税等でその納期限が2020年2月1日以後に到来するもの

\* 2020年6月26日に公布された政令第206号により、2021年2月1日に改正された。(改正前は「2021年1月31日」と規定されていた。)

#### (3) 猶予期間

特例猶予により納税が猶予される期間は、納期限から1年(上記(2)Cの国税等についてはその確定申告期限までの期間)を限度として、納税者が申請した期間とされます。

なお、猶予の申請をした納税者の新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実の状況およびその国税の全部または一部を一時に納付することが困難である状況を勘案して、その猶予期間が定められます。

#### (4) 猶予金額

特例猶予により納税が猶予される金額は、納付すべき国税の全部または一部を一時に納付することが困難である場合における、その納付することが困難な金額として次の (i) の額から (ii) の金額 (0円に満たない場合は0円) を控除した金額とされます。

(i) 納付すべき国税の額

(ii) 納税者の納付能力を判定した日において納税者が有する現金、預貯金等の価額に相当する金額から、その事業の継続のために必要な少なくとも今後6ヵ月間の運転資金の額を控除した金額 (納税者が法人の場合)

## 2 申請手続

特例猶予の適用を受けようとする納税者は、猶予申請書 (特例猶予用) に、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足る書類および財産目録等をその申請期限までに提出する必要があります。●参照 図表2

図表2 | 申請期限

	申請期限の原則	経過措置 新型コロナ特法の施行日 (2020年4月30日) から2ヵ月を 経過した日 (2020年7月1日) 前に納付すべき国税である場合
原則	猶予を受けようとする 国税の納期限	2020年4月30日から2ヵ月を 経過する日(2020年6月30日)
特例	税務署長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請も認められる。	税務署長においてやむを得ない理由があると認める場合には、2020年4月30日から2ヵ月を経過した日(2020年7月1日)以後にされた申請も認められる。

## 3 その他

### (1) 納付方法・納税の猶予制度からの切替え

猶予された国税は、猶予期間中の任意の時期に納付することができますが、その猶予期間中に納付することができない場合において、従前より設けられている納税の猶予制度等を適用することができる場合には、分割納付をすることも認められます。

なお、特例猶予の対象となる国税について、既に納税の猶予制度の適用を受けている場合には、特例猶予の申請・許可を受けることで、これに切り替えることができます。また、納税の猶予制度の適用を受けて分割納付済みの国税が特例猶予の対象となる場合には、特例猶予の申請・許可の手続を経たうえで、延滞税は還付されます (これらに該当する納税者には、税務署より個別に連絡が行われる予定です)。

## (2) 地方税

地方税においても、国税と同様の措置 (徴収猶予の特例) が設けられました。

## || 青色欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

### 1 内容

青色欠損金の繰戻しによる還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その法人の請求により、その事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度にその欠損金額を繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

ただし、この制度は、中小企業者等\*1の各事業年度において生じた欠損金額や清算中に終了する各事業年度の欠損金額等を除き、2022年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については適用が停止されています。

新型コロナ特法により、その適用が停止されるの法人の範囲が縮小され、2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、資本金の額等が1億円超10億円以下の法人も、青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けることができることとなりました\*2。

\*1 公益法人等または協同組合等もしくは資本金の額等が1億円以下である普通法人 (その事業年度終了の時に於いて大法人(資本金の額等が5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社または受託法人)による完全支配関係があるものおよび完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されているもの等を除きます。)等をいいます。

\*2 大規模法人 (資本金の額等が10億円超の法人および相互会社・外国相互会社) との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人、完全支配関係がある複数の大規模法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等を除きます。

### 2 還付請求書の提出期限

青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けるためには、一定の期限までに還付請求書を提出する必要がありますが、新型コロナ特法では、その提出期限を緩和する経過措置が設けられています。●参照 図表3

図表3 | 還付請求書の提出期限

原則	青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書の提出時
特例 (経過措置)	青色欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書を2020年7月1日前に提出した法人(一定の中小企業者等を除く)については、2020年7月31日

## 消費税の課税選択の変更に係る特例および納税義務の免除制限の解除

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響を受けている事業者で一定の要件を満たすもの（特例対象事業者）は、消費税の課税選択の変更に係る特例および納税義務の免除制限を解除する特例の適用を受けることができることとされました。

### 1 特例対象事業者

特例対象事業者とは、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により、2020年2月1日から2021年1月31日までの間のうち一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった事業者をいいます。

「一定の期間に事業としての収入の著しい減少があったこと」とは、以下のAがBに比しておおむね50%以上減少していると認められることをいいます。

A 調査期間（2020年2月1日から2021年1月31日までの間のうち任意の期間（連続した1ヵ月以上の期間に限る）の事業としての収入金額

B Aの調査期間の直前1年間における調査期間に対応する期間の収入金額\*

\* I.1.における（1）要件（i）の②Bと同様です。

### 2 消費税の課税選択の変更に係る特例

#### （1）内容

通常、課税事業者の選択および課税事業者の選択の不適用は、原則として、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から効力が生ずることとされています。

今回創設された特例では、特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間（新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間）以後の課税期間について①課税事業者の選択の適用を受けることまたは②課税事業者の選択の適用を受けることをやめることが必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときには、課税期間の開始後であっても、その課税期間において①課税事業者を選択することまたは②課税事業者の選択をやめることができることとされました。

また、上記の規定により課税事業者を選択するまたは課税事業者の選択をやめる場合における、以下の措置も講じられました。

- 通常、課税事業者の選択は、2年間継続適用しなければならない（課税事業者の継続適用要件）が、その課税事業者の継続適用要件は適用されない。
- 通常、選択により課税事業者となった日から2年を経過するまで

の間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（一の取引単位につき税抜100万円以上の固定資産）の仕入等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年間は免税事業者となることができないこととされている（課税事業者の継続適用要件）が、その課税事業者の継続適用要件は適用されない。

#### （2）承認申請手続

（1）の特例の適用を受けるためには、一定の申請書等を図表4に示す申請期限までに、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

図表4 申請期限

課税事業者の選択	特定課税期間の末日の翌日から2ヵ月（その特定課税期間が個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間の場合は3ヵ月）を経過する日	
課税事業者の選択の不適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定課税期間から課税事業者の選択の適用をやめる場合</li> <li>• 特定課税期間の末日が、課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後2年を経過する日（2年経過日）以後に到来し、その特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から課税事業者の選択の適用をやめる場合</li> </ul>	特定課税期間に係る確定申告書の提出期限
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記以外の場合</li> </ul>	以下のうちいずれか早い日 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2年経過日の属する課税期間の末日</li> <li>• 課税事業者の選択の適用をやめようとする課税期間の末日</li> </ul>

### 3 納税義務の免除制限の解除

#### （1）内容

通常、新設法人\*1または特定新規設立法人\*2が、基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、その取得した課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されません（納税義務の免除制限）。

今回創設された特例では、新設法人または特定新規設立法人に該当する特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間について、納税義務の免除制限に関する規定の適用を受けないことが必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、その特定課税期間以後の

課税期間について、納税義務の免除制限が解除されます。

- \*1 その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日の資本金の額等が1,000万円以上であるもの
- \*2 新規設立法人のうち、その事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当するもの

## (2) 承認申請手続

(1)の特例の適用を受けるためには、一定の申請書等を図表5に示す申請期限までに、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

図表5 | 申請期限

- 以下のうちいずれか遅い日
- ・ 特定課税期間の確定申告書の提出期限
  - ・ 基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日

(高額特定資産(棚卸資産および調整対象固定資産のうち、一の取引の単位に係る課税仕入れ等に係る支払対価の額(税抜)が1,000万円以上のもの)の仕入れ等を行った場合および高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合においても、新設法人等の納税義務の免除制限に類似する規定が設けられていますが、(1)と同様、税務署長の承認によりその制限が解除される特例も措置されました。)

## IV テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

### 1 制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、2017年4月1日から2021年3月31日までの期間内に、新品の特定経営力向上設備等の取得等をしてこれを国内の指定事業の用に供した場合には、特別償却または税額控除の適用を受けることができます。●参照 図表6、図表7

図表6 | 特別償却・税額控除

特別償却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額(即時償却)</li> </ul>
税額控除 (上限:法人税額の20%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定中小企業者等(資本金3,000万円以下): 取得価額×10%</li> <li>・ 中小企業者等: 取得価額×7%</li> </ul>

図表7 | 中小企業者等

中小企業者等: 青色申告法人である中小企業者または農業協同組合等

中小企業者: 以下の(i)または(ii)の法人

- (i) 期末資本金の額が1億円以下の法人(以下の法人を除く。)
- ・ 発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人\*に所有されている法人
  - ・ 発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人に所有されている法人
- (ii) 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- (本制度においては、適用除外事業者(過去3年間の平均所得が15億円を超える法人)が「中小企業者」の範囲から除かれる。)

\* 大規模法人とは、原則として以下の法人をいう。

- ・ 期末資本金の額が1億円を超える法人
- ・ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人を超える法人
- ・ 大法人(資本金の額が5億円以上の法人等)の100%子法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人

### 2 特定経営力向上設備等

緊急経済対策の閣議決定を受け、2020年4月30日に中小企業等経営強化法が改正および施行され、この措置の対象となる特定経営力向上設備等(経営力向上設備等のうち一定の規模以上のもの)に、デジタル化設備(C類型)(テレワーク等のための設備)が追加されました。●参照 図表8

図表8 | デジタル化設備(C類型)

デジタル化設備(C類型)	事業プロセスの遠隔操作、可視化または自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械および装置、工具、器具および備品、建物附属設備ならびにソフトウェア
--------------	--

## V 中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

### 1 内容

改正地方税法により、中小事業者等(中小事業者または中小企業者\*1をいい、一定の事業を営む者を除きます)が新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により、その中小事業者等の事業収入割合が図表9の(i)または(ii)のいずれかに該当する場合には、その中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋\*2および償却資産(特例対象資産)に係る2021年分の固定資産税および都市計画税の課税標準が軽減される措置が設

けられました。

- \*1 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をい  
い、中小企業者とはIV.1における中小企業者と同様です。
- \*2 その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定  
による所得の金額の計算上必要な経費に算入されるもの（これに類  
する家屋で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含  
む）に限ります。

図表9 | 事業収入割合および課税標準の軽減

事業収入割合=①/②	
①：2020年2月から10月までの間における連続する3カ月の期 間の収入の合計額	
②：その期間の初日の1年前の日から起算して3カ月を経過す る日までの期間の収入の合計額	
事業収入割合	課税標準
(i) 50%以下(①が②に比べて50%以上減少)	零
(ii) 50%超70%以下(①が②に比べて30%以上 50%未満減少)	1/2

## 2 申告要件等

1.の軽減措置は、2021年1月31日までに、市町村長（一定の場合  
には特例対象資産の価格等を決定する総務大臣または道府県知  
事）に対し、一定の書類を添付して、特例対象資産につき軽減措  
置の適用があるべき旨の申告を行った場合に限り適用されます。た  
だし、2021年1月31日後に申告が行われた場合において、やむを得な  
い理由があると認められるときは、その適用が認められます。

なお、虚偽の申告をした場合等一定の場合には、1年以下の懲役  
または50万円以下の罰金が科されることとされています。

## VI 生産性革命の実現に向けた固定 資産税の特例措置の延長・拡充

市区町村が策定する「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備  
等導入計画」の認定\*1を受けた中小事業者等\*2が、2018年6月6日  
から2021年3月31日までの期間内に、その認定を受けた「先端設備  
等導入計画」にしたがって先端設備等に該当する機械装置等を取  
得した場合には、その先端設備等に係る固定資産税が新たに課され  
ることとなった年度から3年間、固定資産税が零から2分の1以下に  
軽減\*3される措置が設けられています。

- \*1 中小企業者等が、一定期間内に労働生産性を直近の企業年度末比で年  
3%以上向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その  
内容が新たに導入する設備が所在する市区町村の「導入促進基本計  
画」に合致する場合には、その認定を受けることができます。
- \*2 V.1における中小企業者と同様です。
- \*3 軽減率は、各市町村の条例により定められます。

## 1 特例措置の延長

この措置の根拠法である生産性向上特別措置法の改正を前提  
に、その適用期限が2年間（2023年3月31日まで）延長されます。

## 2 特例措置の拡充

先端設備等とは、従来の処理量に比して大量の情報の処理を可  
能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、  
装置またはプログラムであって、それを早急に導入することが中小  
企業者の生産性の向上に不可欠なものをいいます。また、上記の措  
置の対象となる先端設備等とは図表10に掲げる設備をいいますが、  
改正地方税法において、その設備にA(e)の構築物およびBの家屋が  
追加されました。

図表10 | 税制措置の対象となる先端等設備

A	(a)~(e)の設備のうち、下記の(i)~(iii)の要件(旧モデルがない ものは(i)および(ii)の要件)を満たすもの		
	(i) 商品の生産または販売・役務の提供の用に直接供するも のであること。		
	(ii) 一定期間内に販売されたモデルであること(下記の販売 開始時期参照)。		
	(iii) 生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネル ギー効率、精度等)が旧モデルと比較して年平均1%以上 向上していること。		
	種類	一台、一基または 一の取得価額	販売開始時期
	(a) 機械装置	160万円以上	10年以内
(b) 工具*1	30万円以上	5年以内	
(c) 器具備品	30万円以上	6年以内	
(d) 建物附属設備*2	60万円以上	14年以内	
(e) 構築物	120万円以上	14年以内	
B	一の取得価額が120万円以上の家屋で、以下の(i)および(ii) の要件を満たすもの		
	(i) 商品の生産または販売・役務の提供の用に直接供するも のであること。		
	(ii) 先端等設備(取得価額が300万円以上のものに限る。)を 稼働させるために取得されたものであること。		

\*1 測定工具・検査工具に限る。

\*2 償却資産として課税されるもの

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人  
パートナー 大島 秀平

☎ 03-6229-8000

✉ shuhei.ohshima@jp.kpmg.com

# 減損テストは壊れているのか？

有限責任 あずさ監査法人

会計プラクティス部

マネジャー 大津 喬章

国際会計基準審議会（以下「IASB」という）が2020年3月に公表した討議資料<sup>1</sup>「企業結合－開示、のれん及び減損」（以下「本討議資料」という）によれば、2020年2月時点における世界ののれん残高は約880兆円<sup>2</sup>まで膨れ上がっており、その取扱いが課題となっています。その一方、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の収束時期によっては、のれんを含めた資産から巨額の減損損失が今後認識される可能性があります。

本稿では、新型コロナウイルスによる非金融資産の減損検討への影響を、四半期財務諸表作成の観点から簡単に整理しつつ、本討議資料で議論されている現行の減損テストの課題及びそれに対するIASBの暫定的な提案について解説します。また最後の章では、IASBにて本討議資料の作成に関与した筆者が、その提案に行きつくまでの経緯及び今後の議論の行方について触れたいと思います。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



大津 喬章  
おおつ たかあき

## 【ポイント】

### 本討議資料のポイント

- － 現行ののれんの減損テストには、のれんの減損損失の認識が遅すぎるという課題があり、IASBは、その発生原因として「シールディング効果」の存在を挙げている。
- － IASBは、会計処理の見直し（減損テストの改善やのれんの償却再導入）により「シールディング効果」を排除することはできず、企業結合の開示を充実させることでその課題への対応を図ろうとしている。
- － IASBは、財務諸表作成者（以下「作成者」という）の負担を軽減する策として、のれんなどに対する強制的な年次の減損テストの免除及び使用価値<sup>3</sup>計算を簡素化することを暫定的に提案している。

### 四半期財務諸表作成における留意点

- － 四半期財務諸表において重要な減損損失を計上する場合、直近の期末財務諸表において開示された減損に関する情報を更新して開示する必要がある。
- － 直近の期末財務諸表で検討された減損に係る見積り計算に重要な変更が生じる場合、四半期財務諸表などにその変更内容及び金額を開示する必要がある。

1 討議資料とは、特定のトピックに関するIASBの分析及び見解を提示するものであり、利害関係者のコメントを求めて公表されるIASBの資料です。その中で示された見解は暫定的なものであり、IASBは入手したコメントを基に追加的な議論を行い、新基準又は修正基準を開発すべきか否かを決定します。

2 米ドル為替レート2020年2月の月中平均使用

3 IAS第36号「資産の減損」において、使用価値は資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値と定義されており、企業は使用価値及び資産の処分コスト控除後の公正価値いづれか高い金額で回収可能価額を決定するとされています。

# I. 新型コロナウイルスによる 四半期財務諸表への影響

新型コロナウイルスの影響を受けて、3月決算企業の多くはその期末決算においてIAS第36号「資産の減損」に基づき非金融資産の減損を既に検討されていると思います。ただ、その影響は今後も続くと思われ、この章では、その非金融資産の減損について、現行のIAS第34号「期中財務報告」に基づいてどのような点に留意すべきか解説します。

## 1. 開示への影響

四半期財務諸表において重要な減損損失を認識する場合、直近の期末財務諸表において開示された減損損失やのれんを含む資金生成単位（CGU）の回収可能価額の見積りに関する情報など（IAS第36号130項、134-135項など）を更新しなければならないことに留意する必要があります（IAS第34号15項、15B項(b)）。また、直近の期末財務諸表又は同事業年度の過去の四半期財務諸表において検討された減損に係る見積り（たとえば、回収可能価額の算定など）に重要な変更がある場合には、四半期財務諸表などでその内容及び金額を開示する必要があります（IAS第34号16A項(d)）。

## 2. 将来キャッシュ・フローの見積りの変更

新型コロナウイルスによる企業の事業活動への甚大な影響を考慮して、各国政府や国際機関は、財政刺激策や雇用助成金など企業に対する財政的支援を拡充しています。そのため、四半期財務諸表作成にあたり、直近の期末財務諸表を作成する段階で見積った状況と変わっている可能性もあるため、将来キャッシュ・フローを見積る場合には留意が必要です。また、将来キャッシュ・フローを予測する際、外部の証拠に重点を置くことから（IAS第36号33項(a)）、たとえば、中央銀行やその他の信頼のおける国際機関から出されている経済予測や指標を基礎とした場合、この状況下で更新される場合もあるため、最新の情報を用いて見積る必要があります。

なお、このようなキャッシュ・フローの見積りの不確実性が高い状況下においては、IAS第36号付録Aで示されている、使用価値測定における現在価値技法のうち期待キャッシュ・フロー・アプローチ<sup>4</sup>による見積りの方が、経済活動が通常に戻るまでの複数のシナリオとその時期を勘案できるため、本来的には望ましい見積り方法とも考えられます（IAS第36号A9項）。

## 3. 割引率への影響

キャッシュ・フローの割引に用いる利子率を決定する際に使う、リスクフリーレート及び企業特有のリスクプレミアム（資金調達リスク、カントリー・リスク及び予測リスク等）についても重要な影響を受ける可能性があります（IAS第36号A1項、A16項、A18項）。企業特有のリスクプレミアムは、企業が属する業種やその企業特有の状況により上昇する可能性があり、最終的には割引現在価値を押し下げる要因となります。特に、新型コロナウイルスの影響が大きい航空や鉄道も含めたサービス、旅行、小売及びエンターテインメントといった業界などはリスクプレミアムの大幅な上昇に留意し、割引現在価値を見積るうえで割引率の変化に注意が必要です。

# II. 本討議資料の概要

このIAS第36号の減損モデルについて、本討議資料では課題も指摘されており、まずその点から本討議資料の解説を始めたいと思います。

## 1. 「too late」問題とヘッドルーム

IASBは、多くの利害関係者から、現行の減損テストではのれんの減損損失を適時に認識できず、その認識が遅すぎるという問題（以下「too late」問題）及び減損テストは複雑でコストがかかり過ぎるという問題について長年指摘を受けてきました。まず「too late」問題について、IASBはその発生原因として、「シールド効果（Shielding effect）」の存在を挙げています<sup>5</sup>。これは、企業結合によって生じたのれん（取得のれん）を含むCGUに存在する未認識のヘッドルーム（用語説明参照）によって、取得のれんの減損損失の認識を妨げる効果のことです。言い換えると、本来であれば認識されるはずの取得のれんの減損損失が、ヘッドルームにより覆い隠されてしまう効果のことです。

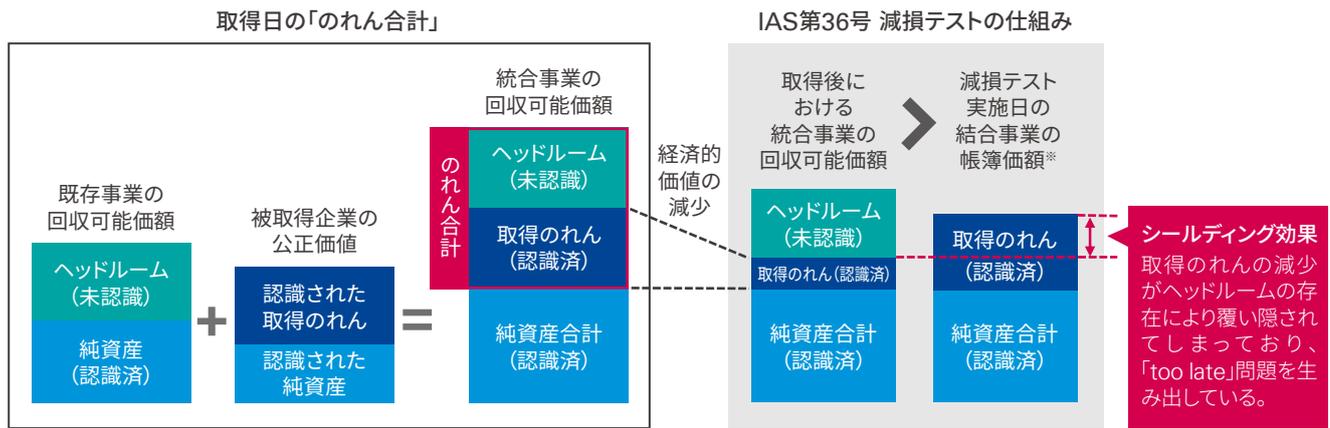
### 用語説明：ヘッドルーム

本討議資料において、ヘッドルームとは、CGUの回収可能価額がそのCGUにおいて認識されている資産及び負債の帳簿価額を超過する未認識の金額と定義されています。たとえば、取得事業と取得企業の既存事業とを統合し、取得のれんを既存事業が所属するCGUに配分する場合、取得日時点において既存事業の回収可能価額に既に内在している自己創設のれんなどが該当します（図表1参照）。また、取得後に生じる自己創設のれんなども該当します。

4 複数のシナリオとその発生可能性の確率を加重してキャッシュ・フロー予測を算定する方法のことです（IAS第36号A2項）。

5 IASBは、本討議資料において、その他の発生原因について触れていますが、本稿では扱っていません。

【図表1 ヘッドルームとシールディング効果



前提：  
 1. 「のれん合計」のうち、未認識ヘッドルームには変化がなく、取得のれんのみ減少しているとする。  
 2. 結合事業における認識された純資産は、便宜上取得後変化がないとする。

※現行の減損テストでは、回収可能価額>帳簿価額であるため、減損損失計上不要

2. シールディング効果の発生メカニズム

シールディング効果が生じるのは、現行の減損テストでは、ヘッドルームと取得のれんの合計（本討議資料では、「のれん合計 (total goodwill)」と呼んでいる）の減少が、まずヘッドルームのみに配分されゼロにならなければ、その次のステップとして取得のれんへ充当されない（減損損失として計上されない）仕組みとなっているためです。すなわち、本来のれん合計の減少を、ヘッドルーム部分の減少と取得のれん部分の減少に区別かつ配分し、取得のれんを適時に減損（又は、償却）すべきとも考えられますが、取得のれん部分の減少もまずはヘッドルームに充当され得るため、現行の減損テストでは必然的に取得のれんの減損認識が「too late」となり得ます（図表1参照）。

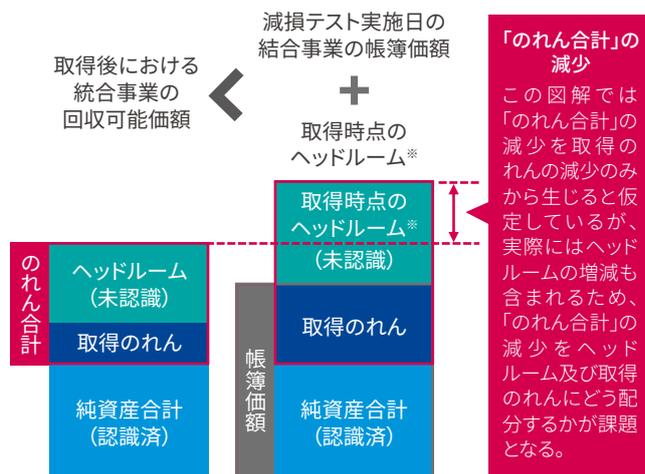
3. 「ヘッドルーム・アプローチ」の開発

IASBIは、シールディング効果を弱め、取得のれんの減損損失を適時に認識できるようにするために、ヘッドルームの見積金額を減損テストに含めた「ヘッドルーム・アプローチ」を開発し検討しました。ヘッドルーム・アプローチは、CGUの帳簿価額と取得時点のヘッドルーム又は前回実施した減損テストにおいて算定されたヘッドルームとの合計額とCGUの回収可能価額とを比較し、その帳簿価額とヘッドルームの合計額が回収可能価額よりも大きい場合、減損損失を計上するというアプローチです（図表2参照）。

4. 「ヘッドルーム・アプローチ」の限界

IASBIは、ヘッドルーム・アプローチを採用することで算定された「のれん合計」の減少をどのように取得のれん部分とヘッドルーム部分に配分するかを検討しました。その配分方法として、IASBIは、

【図表2 「ヘッドルーム・アプローチ」の仕組み



※その後の減損テストでは、前回の減損テストで測定されたヘッドルームを用いる。

取得のれん及びヘッドルームに比例配分する方法やまず取得のれんに配分する方法などを検討しました。

比例配分する方法は、取得のれん及び自己創設のれんは単一の会計単位であり、その会計単位内に「のれん合計」の減少を配分するという考え方と整合します。しかし、その一方で、取得のれん自己創設のれんを別個の会計単位と捉える利害関係者は、比例配分する方法も、取得のれんだけに配分する方法のいずれも互いの減少分が混合することになり、企業結合から生じた取得のれんがその企業結合の成果を適切に反映できないとして反対しました。また、作成者からは、このアプローチ自体複雑であり、財務諸表作成コストが増加するという懸念も聞かれました。

このような懸念も踏まえ、IASBIはヘッドルーム・アプローチの開発を断念し、以下の暫定的な見解を示しています。

- 現行の減損テストは、のれんを直接的にテストされるように設計されておらず、企業結合の成否に関して情報提供できるよう

には設計されていない。

- 合理的なコストで減損テストの有効性を大幅に改善することは実現不可能である。
- のれんは他の資産とともに(CGUで)減損テストを行う必要があり、シールドリング効果は排除できない。

### 5. のれんの償却再導入の是非

前述のように、IASBは、取得のれんと自己創設のれんを単一の会計単位とみる現行の減損テストを改善することは困難であると暫定的に結論付けました。それを受けて、IASBは、取得のれんのみを別個の会計単位とみるのれん償却の再導入の是非について検討を開始しました。のれん償却再導入支持派とその反対派からは、それぞれ下記の主張がなされました。IASBにおける長い議論の結果、最終的にIASBは、のれんの事後の会計処理として、現行のモデルを維持すべきであり、のれんの償却を再導入しないと暫定的に決定しました。

のれん償却再導入支持派	のれん償却再導入反対派
厳格で運用可能な減損テストを考案できれば、のれんを償却せず毎期の減損テストのみで足りるとする過去のIASBの判断は、識別された課題及び減損テストの有効性を大幅に改善できないという結論からすると再考すべきである。	のれんの耐用年数を見積ることは不可能であり、いかなる償却費も恣意的になり得ることに変わりはない。
世界的なれんの帳簿残高が每期増加しているという研究もされており、その原因はまさに現行の減損テストから生じる「too late」問題である。	のれんの帳簿残高の増加は、近年のビジネス特性の変化や未認識の無形資産が作り出す価値の増加といった複数の理由が考えられ、会計処理の影響により増加しているとは言いえない。
取得のれんは、その便益の費消により価値が減耗する資産であり、以下の理由から、償却が必要である。 ● そのコストを加味しながら、企業結合の成果を判断すべきである。 ● のれんを償却することで、取得のれんが自己創設のれんに置き換わることを阻止し、自己創設のれんの認識を禁止しているIAS第38号「無形資産」と整合する。	取得のれんの一部の構成要素は、確定できない期間において維持されるため、価値が減耗する資産ではない。 ● そのコストは恣意的であり、企業結合の成果を正しく表さない。 ● 取得のれんと自己創設のれんを区別することは、実際の経済事象を適切に表現できておらず、取得のれんの便益が費消され自己創設のれんに置き換わっているという主張も適切ではない。

のれん償却再導入支持派	のれん償却再導入反対派
● 現行の減損モデルでは、期間償却すべき性質のものが、減損損失として一括計上されてしまう(償却することにより、巨額の減損損失の発生を抑制できる)。	● のれんを償却することで、本来減損損失として認識すべきものが、のれんの償却として誤って区分されてしまう。
償却でのれん残高を減少させることで、結果的に減損テストの実施を容易にし、かつ、コストを軽減することができる。	のれんを償却しても減損テストの実施は必要であり、特に最初の数年間は、減損テストにかかるコストを大幅に削減できない。

### 6. 企業結合の事後的な成果に関する開示

IASBは、現行の会計処理を見直すことでは「シールドリング効果」を排除できないため、IFRS第3号「企業結合」の開示要求事項を改善することにより、企業結合の成果に関する情報を提供することを提案しています。また、その改善により、被取得企業の買収理由や買収対価の算定方法についての十分な情報を提供することも提案しています。具体的には、以下の提案をしています。

- 明確な開示目的の策定  
企業結合の開示目的が、被取得企業の買収理由、買収金額の算定方法及び企業結合の事後的な成果の開示であることを、開示目的を規定しているIFRS第3号59項を改訂し明確化する。
- 企業結合が生じた会計期間における開示の改善  
企業結合が生じた会計期間において、企業結合の戦略的根拠<sup>6</sup>、企業結合に対する経営者の目的及びその目的の達成度合いをモニタリングする指標(モニタリング指標)<sup>7</sup>の3つを具体的に開示する。
- 企業結合の事後的な成果の開示  
事後的な企業結合の成果が追えるように、前述のモニタリング指標を、企業結合が生じた会計期間のみではなく、その後の会計期間についても開示する。

### 7. 減損テストの簡素化

IASBは、「too late」問題とは別に、減損テストの複雑性及びコストという課題に対応するために以下を提案しています。

- 強制的な年次の減損テストの免除

IASBは、企業が減損の兆候の有無にかかわらず、のれん及び

6 「戦略的根拠」は、取得企業の全社戦略における企業結合の位置付けの説明であり、「企業結合に対する経営者の目的」は、その戦略遂行上、経営者が企業結合から達成しようとする目的を意味しています。そのため、「戦略的根拠」は、どちらかといえば全社的な戦略から企業結合を分析した開示を想定し、「企業結合に対する経営者の目的」は、企業結合自体に焦点を当て、経営者がその企業結合から達成したい目的を開示させることをIASBは想定しています。

7 IASBは、取得企業が被取得企業を取得する段階において、一般的に経営者が企業結合の目的の達成度合いを測る指標を予め決定していると考えており、経営者が取得日以降に使うことを予定している当該指標を継続的に開示させることを提案しています。

耐用年数を確定できない無形資産に対する減損テストを年次で実施しなければならず(IAS第36号9項10項)、不必要なコストが生じていると考えました。また、減損テストでは「シールドディング効果」を取り除けず、減損テストの実施コストを正当化するのが困難と考え、年次の減損テストを免除することを暫定的に提案しています。

#### ● 使用価値の見積り計算の簡素化

IASBは、企業が使用価値の見積りにあたり、確約されていないリストラクチャリング又は資産の拡張から生じる将来キャッシュ・フローを直近の財務予算・予測から除外しなければならず(IAS第36号33項(b)、47項、48項)、減損テストの実施コストが過大になっていると考えました。また、税引前キャッシュ・フロー及び税引前割引率に基づいて使用価値を見積ることが(IAS第36号50項、51項、55項)、実務と乖離しており、企業に不必要な負担をかけていると考えました。

そのため、IASBは、リストラクチャリング又は資産の拡張から生じる将来キャッシュ・フローを将来キャッシュ・フローの見積り計算に含めること、税引後キャッシュ・フロー及び税引後割引率の使用を許容することを暫定的に提案しています。

償却すべきものが減損損失として一括計上され、経営の安定性を欠くという主張が強くなされる可能性もあり、今後の議論に影響を与えていると考えています。

さらに、企業結合の新たな開示事項については、一部の作成者から、企業の機密情報の開示に繋がるといった声や将来予想に関する情報を財務諸表に開示することで訴訟リスクが高まるといった懸念が聞かれており、IASBは作成者を対象に今後調査活動を実施することを予定しています。その中で作成者の意見も踏まえ、現在の提案内容の一部が変更される可能性も十分にあり得ると筆者は考えています。

最後に、新型コロナウイルスの影響により認識され得るのれんの減損損失について、前述の「シールドディング効果」の影響を勘案すると、現行の減損テストの仕組みでは、取得のれん部分の減少よりも少額の減損損失しか認識されていない可能性もあると筆者は考えており、取得のれんの減少が正しく減損損失として認識されていないおそれもあることを最後に付記したいと思います。

## III. IASBにおける議論の経緯と今後の行方

本討議資料で示された暫定的な提案のうち、現行基準からの変更となり得るものは、企業結合の新たな開示事項(前述II. 6)、強制的な年次の減損テストの免除及び使用価値の見積り計算の簡素化(II. 7)のみとなります<sup>8</sup>。

ただ、筆者はIASBでの議論に関与する中で、本討議資料の提案が(現行基準から変更とならない提案も含め)変更される可能性が高いと考えています。なぜなら、のれんの償却再導入を例にして考えると、再導入しないと決めたものの、14名のIASB理事のうち再導入反対派8名、再導入賛成派6名という状況であり、反対派8名のうち3名は、IASBボード会議の中で、両論とも甲乙つけがたく本討議資料に対するコメントを得てから判断すべきとの意見を当初述べました。しかし、採決の段階において、議長から「現段階の意見を関係者に示すべき」という発言を受けて、3名全員がその時点では反対派に票を投じました。このような経緯を加味すると、筆者は、本討議資料後の追加的な検討次第でのれんの償却再導入へ舵を切る可能性も十分にあり得ると考えています。

また、今回の新型コロナウイルスの影響で仮に巨額の減損損失が認識された場合、のれんの償却再導入支持派からは、本来期間

#### 関連するWebコンテンツ

IASB、討議資料「企業結合 - 開示、のれん及び減損」を公表  
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/03/ifrs-news-flash-2020-03-30.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
 マネジャー 大津 喬章  
 TEL:03-3266-7580 (代表電話)  
[Takaaki.Otsu@jp.kpmg.com](mailto:Takaaki.Otsu@jp.kpmg.com)

<sup>8</sup> IASBは、これ以外に「のれんを除く資本合計」金額を貸借対照表の1つの表示科目またはその外で独立掲記して表示することなどを提案していますが、本稿では扱っていません。

# 欧州銀行の開示から見えるCOVID-19のIFRS予想信用損失会計に与える影響

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

テクニカル・ディレクター 中川 祐美

2018年1月1日より強制適用されたIFRS第9号「金融商品」の予想信用損失の開示は2019年12月期で2度目を迎えました。また、2020年4月、5月には、2020年12月期第1四半期の開示も公表されました。本稿では、欧州G-SIBsの一部（12行）の2018年12月期と2019年12期及び、2020年12月期の第1四半期の定量的な開示内容を比較検討し、新型コロナウイルス感染症による、欧州銀行のIFRS第9号の予想信用損失会計への影響を考察しました。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



中川 祐美

なかがわ ひろみ

## 【ポイント】

- 2019年12月末時点のローンに対する引当率は、対象とした9行の平均で、ステージ1は0.19%、ステージ2は3.98%、ステージ3は47.29%であった。前年度に比較するとすべてのステージで引当率は減少していた。
- 2020年3月末時点におけるステージ1のローンの引当率は、2019年12月末の数字と比較可能な5行を平均すると、0.21%から0.26%へと増加していた。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について不確実性が高いものの、各金融機関ではそれぞれ一定の前提をおいてその影響を予想信用損失に反映している。多くはマクロ経済指標の悪化をシナリオに織り込んでいるが、政府支援等のプラスの影響も考慮される結果、引当率に大きな変化がない銀行もあった。

## I. はじめに

KPMG Insight Vol37「欧州銀行の先行事例の開示から見えるIFRS予想信用損失会計」において、IFRS第9号の適用1年を経た欧州G-SIBsの一部（12行）の定量的、定性的な開示内容を比較検討しながら、欧州の銀行におけるIFRS第9号の予想信用損失会計導入の影響をまとめました。本稿では、同じ銀行を調査対象とし、2019年12月期のアニュアルレポート及び2020年12月期の第1四半期の情報から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が欧州銀行のIFRS第9号の予想信用損失会計に与える影響をまとめました。

## II. エクスポージャーと損失評価引当金

本稿では、2019年12月期のアニュアルレポート、2020年12月期第1四半期の財務情報の開示情報から、ステージごとのローン及びオフバランス項目について、エクスポージャーと引当金の金額を用いて引当率を計算し、期末のエクスポージャーに対する引当率及びその変化を分析しました。ここでは、ローンは、償却原価で測定する区分及びFVOCIで測定する区分の両者を対象とし（リテール、ホールセールは区別しておりません）、オフバランス項目は、ローンコミットメント、金融保証契約を対象としています。なお、定量的分析においては、2018年12月期で数値比較ができた銀行を2019年12月末の分析対象としており、ローンについては9行、オフバランス

項目については8行です。2020年12月期の第1四半期の分析については、2020年3月末で比較可能な情報が確認できた銀行を対象とし、ローンについては5行、オフバランス項目については4行であり、2019年12月末の分析対象の一部です。

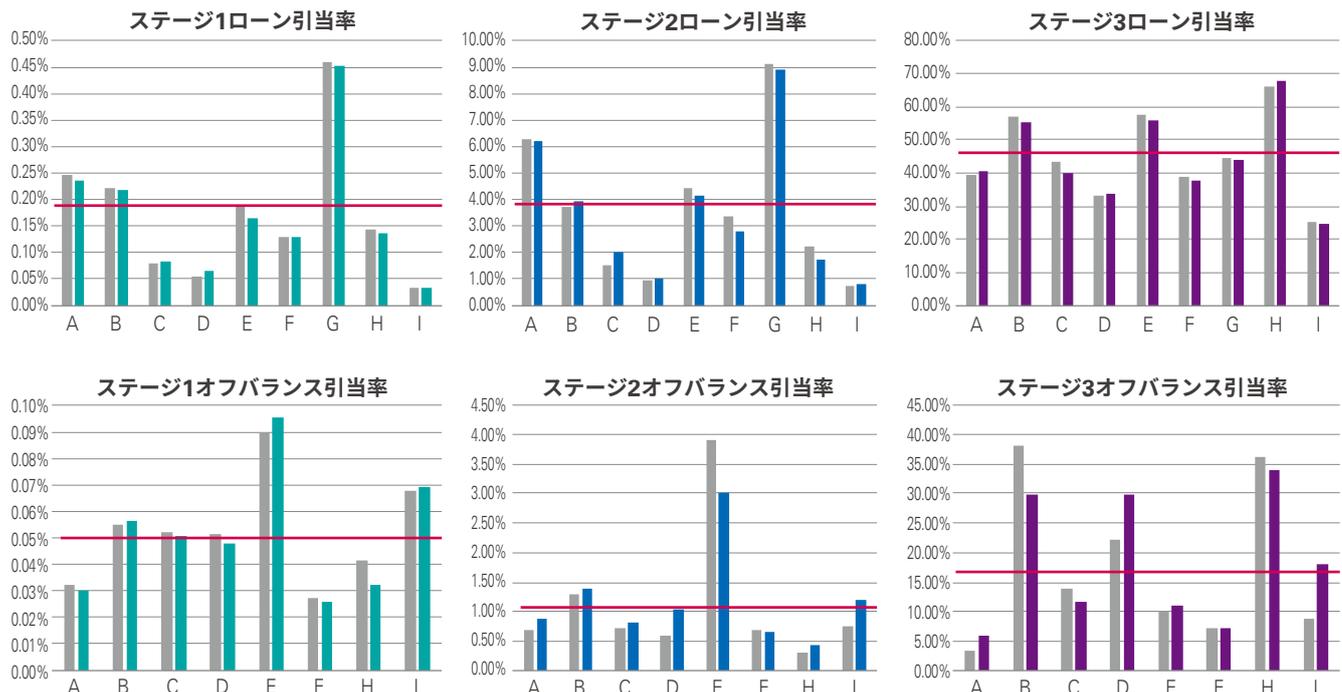
### 1. 2019年12月末時点の引当率（COVID-19影響前）とその変化

2019年12月末においては、各行ともCOVID-19の影響を予想信用損失の算定には考慮していません。開示後発事象として記載している銀行は12行中4行あり、いずれも2020年に金額的な影響が表れると記載しています。

2019年12月末時点におけるステージごとの引当率は、図表1のとおりです。9行を平均すると、ステージ1のローンに対する引当率は0.19%、ステージ2のローンに対する引当率は、3.98%、ステージ3のローンに対する引当率は、47.29%です。一番低い引当率と一番高い引当率の差はステージ1は0.4%、ステージ2は8%です。

一方、オフバランス項目の引当率をみると、ステージ1の引当率は各行で大きなバラつきは見られず、8行の平均は0.05%、ステージ2ではE銀行が突出した引当率となっていますが、平均すると1.08%、ステージ3に対する平均引当率は16.79%です。各行の引当率の違いは、保有するポートフォリオの商品性、地域性の違いによるものと考えられます。なお、ローン・エクスポージャーの金額ベースでは、全体的にステージ1は増加、ステージ2は減少傾向が見られました。

【図表1 2018年12月末と2019年12月末のステージ別引当率(比較可能なデータによる)】



出典：分析対象G-SIBsのアニュアルレポートの開示より執筆者作成 \*グレーは2018年12月末、赤線は2019年12月末の引当率の全体の平均

2018年12月末から2019年12月末のローンの引当率の変化については、ステージ1は、2019年12月末に減少している銀行が6行、増加している銀行は3行です。ステージ2については2019年12月末に減少している銀行が5行ですが、この5行はステージ1で減少している銀行と同じであり、引当率の増減の傾向はステージ1とステージ2で概ねで変わらない、と言えると考えます。ステージ3については債権の信用の質の個性が高いため、ステージ1やステージ2と同じ傾向とはならないようです。引当率は3行で増加しています。

オフバランス項目については、ステージ1について減少している銀行は8行中5行あり、ステージ2については増加している銀行が6行、減少している銀行が2行であり、ステージ1とステージ2での傾向は一致していません。オフバランス項目に対する引当金額自体が小さく、少しの動きで引当率にも大きな影響を及ぼすためと考えられます。

## 2. 2020年3月末時点の引当率（COVID-19影響を考慮）とその変化

2020年3月末時点におけるステージごとの引当率は、図表2のとおりです。2019年12月末の数字と比較可能な5行を平均すると、ステージ1のローンに対する引当率は0.26%、ステージ2のローンに対する引当率は、4.51%、ステージ3のローンに対する引当率は、40.22%です。

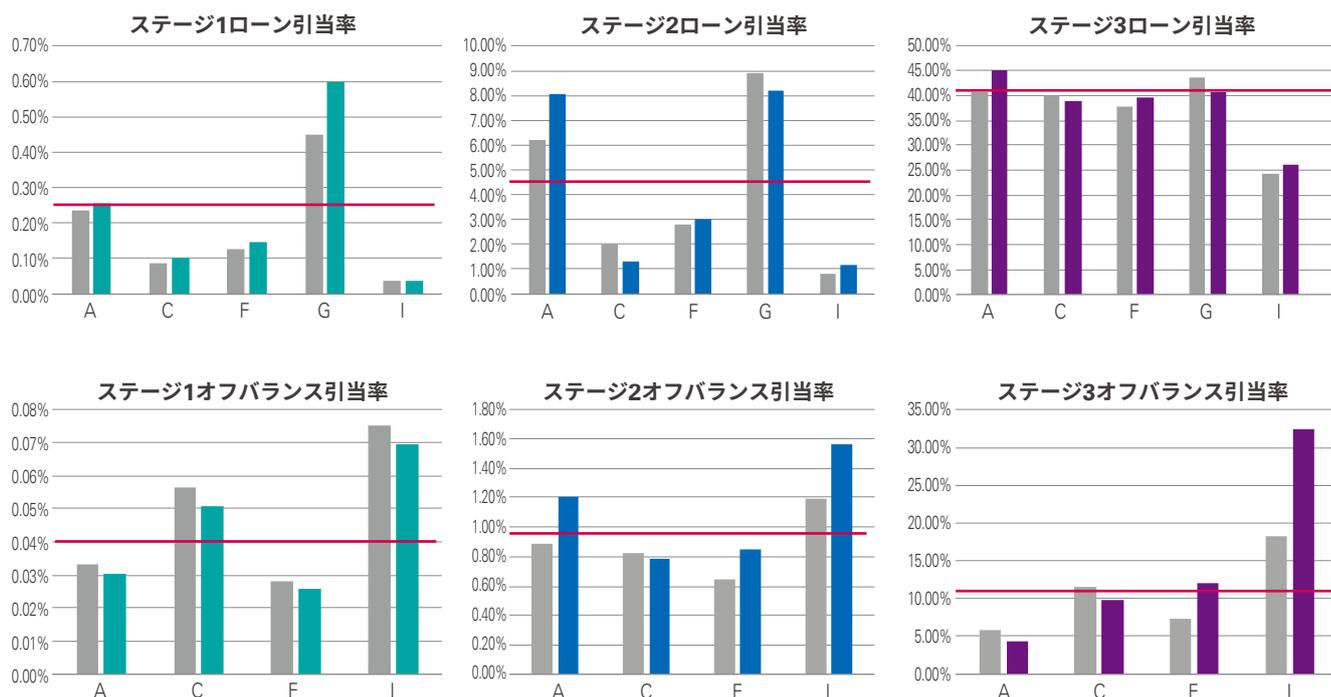
オフバランス項目の引当率をみてみると、4行の平均で、ステージ1の引当率は0.04%、ステージ2は0.98%、ステージ3は10.16%

です。

COVID-19の影響は、将来の不確実性を考慮するため、将来予想の変更、シナリオの変更あるいはマネジメント・オーバーレイ（モデルに反映できない要素としてモデル外で経営者の判断により算定された引当金）によって、予想信用損失に反映されます。したがって、債務不履行債権であるステージ3の引当率への影響は少なく、ステージ1、ステージ2が影響を受けると考えられます。図表3は、各行の2018年12月31日の引当率を100とした場合のステージ1とステージ2の引当率の変化です。引当率は各行のポートフォリオの状況や想定する将来予想経済指標の相違からそのポートフォリオへの影響がそれぞれ異なるため、各行ごとの期間比較の相対感を表しました。その変化を銀行別にみると、ステージ1については、ローン、オフバランス項目ともに対象のすべての銀行の引当率が2019年12月末に比較して増加しています。一方、ステージ2については、銀行ごとに増加、減少の傾向が異なります。次のIIIにおいて、COVID-19の影響によるステージ1、ステージ2の引当率の変化の要因を分析します。

なお、ローン・エクスポージャーについては、金額ベースでは全体的に増加傾向が見られました。政府支援策、保証等、資金繰りを支援するための融資が増加したものと考えられます。オフバランス項目についてはステージ1のエクスポージャーが大きく減少した銀行があり、これは、顧客が流動性確保のために、コミットメント枠からの引き出しを行ったことが考えられます。

図表2 2019年12月末と2020年3月末のステージ別の引当率(比較可能なデータによる)



出典：分析対象G-SIBsのアンニュアルレポートの開示より執筆者作成 \*グレーは2019年12月末、赤線は、2020年3月末の引当率の全体の平均

### III. COVID-19の影響による引当率の変化の要因

#### 1. IFRS 第9号の当てはめ

IFRS予想信用損失モデルは、当初認識時以降の信用リスクの著しい増大（SICR）があるかどうかの評価を行い、予想信用損失を測定します。信用リスクの著しい増大の評価においても、信用損失の測定においても、過大なコストや労力をかけずに入手可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮します。この将来情報の考慮は、一般のCOVID-19の影響をどのように織り込むかという点で非常に大きな課題です。

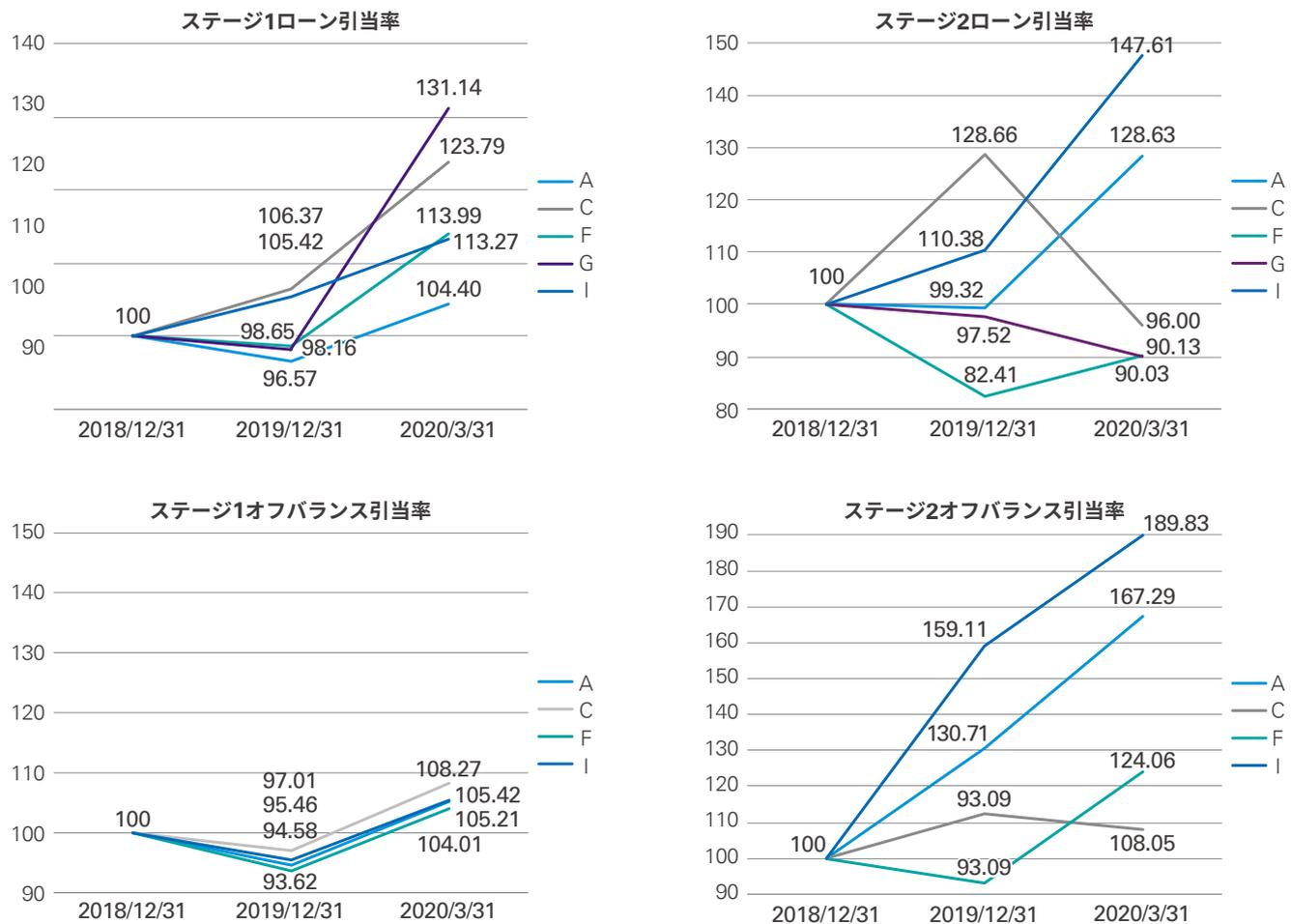
国際会計基準審議会（IASB）はCOVID-19に関する不確実性の観点からIFRS第9号の適用に関する文書を公表しました。IASBは、ESMA（European Securities and Markets Authority）など規制当

局と連携しており、企業に対し、規制当局からのガイダンスを考慮することを推奨しています<sup>1</sup>。

欧州の規制当局であるESMAは、IFRS第9号に基づき予想信用損失を測定する際に、COVID-19による金融システムへの影響を低減することを目的とした公的支援や関連する民間の措置を反映するうえで、IFRS基準の一貫した適用を促進するための声明を公表しました<sup>2</sup>。このガイダンスでは、以下の点を適切に検討することが必要です。

- 借手に支援を提供する政府のプログラムは、SICRの評価において検討する。そのような支援プログラムは全期間の債務不履行リスクを低減する可能性がある。
- 貸付金の支払いの一時停止または遅延を容認する措置により条件変更が行われても、自動的にその貸付金がステージ2になるわけではない。貸手は、その措置が実行されている状況进行分析する必要がある。重要なことは、借手の一時的な流動性の悪化

図表3 ステージ別の引当率の推移



出典：分析対象G-SIBsのアンニュアルレポート、四半期レポートの開示より執筆者作成

1 KPMGジャパン「新型コロナウイルスの感染拡大がIFRS適用企業の財務報告に及ぼす影響」<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/04/covid-19-financial-reporting-resource-centre.html>  
 2 KPMGジャパン「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が予想信用損失（ECL）の報告に及ぼす影響についてのESMAのガイダンス」<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/04/esma-covid19-ecl-impacts.html>

と全期間にわたる信用リスクの悪化とを区別することである。

- 予想信用損失の見積りに際し、現時点の不確実性及び短期的な経済見通しの変動が、金融商品の全期間にわたってどの程度影響を及ぼすことになるかを検討する必要がある。長期的な安定傾向に戻るまで、どのくらい長く経済ショックが持続する可能性があるか、及び政府の支援によりどの程度そのショックを軽減することができるかについて検討する必要がある。
- 政府が公的保証を行う場合、その保証は、エクスポージャーの債務不履行リスクを低減するわけではないが、貸付金の契約条件と不可分である場合、債務不履行時の損失を減少させることになる。保証が貸付金の契約条件と不可分であるか否かの評価は判断を必要とする場合がある。

## 2. 各行の定量的記載、定性的記載の概要

ローンもオフバランス項目も将来の不確実性を考慮すれば、2020年3月末において、COVID-19によるマイナスの影響によりステージ1、ステージ2の引当率が増加することが想定されますが、必ずしもそのような結果となっていないのは、前述したIFRS第9号の原則的な当てはめについての各行の判断によるものと考えます。

- A銀行のCOVID-19影響による引当金額は、引当残高全体の14%を占めており、四半期の損益に計上した与信費用総額の56%に相当する。ステージ1、ステージ2の引当率はローン、オフバランス項目ともに大きく増加している。これは、引当金の算定におけるシナリオについて、2020年におけるGDPや失業率の大幅な悪化を仮定し、ベースシナリオを作成し直したことが起因していると考えられる。
- C銀行のCOVID-19影響による引当金額は、引当残高全体の6%を占めており、四半期の損益に計上した与信費用総額の52%に相当する。ローン、オフバランス項目両者について、ステージ1は引当率が増加したものの、ステージ2の引当率が減少している。マクロ経済指標は従来、将来2年分の予想を織り込んでいたが、短期的なマクロ経済指標には政府の支援措置等によるプラスの影響が取り込まれていない、とし、GDPや失業率について長期平均に基づくインプットを取り入れてECLを算定している。また、EBAのガイダンスに従い、政府や民間支援を自動的に「条件緩和」とみなさずリスク管理を行っていることを開示している。
- F銀行のCOVID-19影響による引当金額は、引当残高全体の14%を占めており、四半期の損益に計上した与信費用総額の50%に相当する。COVID-19影響によりステージ1、ステージ2の引当率がローン、オフバランス項目ともに増加している。政府の支援措置等も考慮に入れて判断を行っている、としており、COVID-19影響を反映するため経済指標を見直した3つのシナリオ(mild, moderate, severe)を主要マーケットごとに作成

し、2019年12月期のdownsideシナリオと入れ替えている。

- G銀行のCOVID-19影響による引当金額は、引当残高全体の7%を占めており、四半期の損益に計上した与信費用総額の41%に相当する。ローンの引当率は、ステージ1で増加、ステージ2で減少している。第1四半期のマクロ経済指標には、まだCOVID-19の影響が表れておらず、カバレッジ率や信用の質の改善となっているため、マネジメントオーバーレイとして経済悪化による影響をECLに反映させた。
- I銀行は、COVID-19影響によるマクロ経済指標やシナリオの変更による引当金額の増加分が引当金額全体の7%を占めており、四半期の損益に計上した与信費用総額の33%に相当する。COVID-19影響により引当率がローン、オフバランス項目ともに増加している。ベースシナリオにおいて、GDPや失業率の悪化、株価の低下などを反映させ、2020年下期に緩やかに経済が回復することを見込んでいる。2019年末では、シナリオは4つであったが、ベースシナリオの確率加重を70%、シビアダウンサイドシナリオを30%として(アップサイドとマイルドダウンサイドの確率加重をゼロとして)、予想信用損失を算定している。将来予想に政府支援を考慮して、自動的にステージ1からステージ2に移動すべきではない、という規制当局や基準設定主体のガイダンスに従うとしており、現状では、リスクアピタイト外の支払猶予や条件緩和の要請に重要なものはないが、ステージ分類については、今後の状況を見て慎重に判断していく、と開示している。また、政府保証付きの取消し不能のローンコミットメントを計上しているが、保証付きのため、重要な予想信用損失の計上はない、としている。

欧州各国において、企業に対する様々な政府や金融機関による支援措置が発動されています。2020年12月期第1四半期の欧州銀行開示からは、規制当局のガイダンスに従い、COVID-19の経済へのマイナスの影響と支援措置によるプラスの影響を取り込んだうえでECLの算定を行っていることがわかります。また、調査対象とした銀行の中には、計算の前提であるシナリオ、シナリオへのインプット(マクロ経済指標)、確率加重など、詳細な記載を行っている銀行もあります。いずれの銀行も、将来の不確実性に言及し、今後の予想信用損失の測定が将来状況の変化によって変わり得ることを示唆し、注意深く対応していくことを明らかにしています。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
テクニカル・ディレクター 中川 祐美  
TEL:03-3266-7580 (代表電話)  
Hiromi.Nakagawa@jp.kpmg.com

# 会計・監査情報 (2020.3-4)

## 有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計・監査ダイジェストのうち、2020年3月分と4月分の記事を再掲載したものです。会計・監査ダイジェストは、日本基準、国際基準、修正国際基準及び米国基準の会計及び監査の主な動向を簡潔に紹介するニュースレターです。

## I. 日本基準

### 1. 法令等の改正

#### 【最終基準】

#### (1) IFRS移行企業の継続的な差異開示を廃止する「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

金融庁は2020年3月6日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(以下「本改正府令」という)を公布した。なお、コメントを受けて、規定の一部について修正が行われているが、改正前の要求内容を変更するものではない。

本改正府令は、企業会計審議会における議論等を踏まえ、IFRS任意適用の拡大促進の観点から、指定国際会計基準を適用する企業の開示負担の軽減等を図るため、企業内容等の開示に関する内閣府令について所要の改正を行うものである。具体的には、日本基準の適用企業が指定国際会計基準(IFRS)の適用に移行した場合、従来は差異開示が移行後も継続的に要求されていたが、これを廃止し、初年度のみ開示とする改正が行われている。

本改正府令は、公布の日(2020年3月6日)から施行されている。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年3月9日発行\)](#)

#### (2) 時価の算定に関する会計基準等に対応した「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等

金融庁は2020年3月6日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等(以下「本改正府令等」という)を公布した。なお、改正案から重要な変更はない。

本改正府令等は、企業会計基準委員会(ASBJ)が企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」を公表、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」を改正し金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を導入したこと等に伴い、財務

諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うものである。

本改正府令等は、公布の日(2020年3月6日)から施行されている。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年3月9日発行\)](#)

#### (3) 時価の算定に関する会計基準等の公表を受けた「会社計算規則の一部を改正する省令」

法務省は2020年3月31日、「会社計算規則の一部を改正する省令」(以下「本省令」という)を公布した。省令案からの変更はない。

本省令は、2019年7月4日に企業会計基準委員会(ASBJ)から公表された「時価の算定に関する会計基準」等、及び2020年3月6日に金融庁から公表された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を受け、会社計算規則の改正を行うものである。

##### ① 改正の概要

- 金融商品に関する注記として表示すべき事項に「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」が追加された(第109条第1項第3号)。
- ただし、有価証券報告書の提出義務がある大会社以外の株式会社は、当該注記事項の省略が認められる(第109条第1項ただし書)

##### ② 「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の内容、範囲等

金融商品の時価等の開示に関する適用指針において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記を求められる事項であったとしても、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許されることが、法務省の考え方として示されている(「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について 4.)。

## ③ 施行期日及び経過措置

公布の日（2020年3月31日）から施行されている。

なお、本省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という）の規定は、2021年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする。

ただし、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができるものとする。

## 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2020年4月1日発行）](#)

## (4) 金融庁、有価証券報告書等の提出期限延長に関する開示府令を改正

金融庁は2020年4月17日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2020年4月20日から9月29日までに提出期限が到来する有価証券報告書等について、企業が個別に申請しなくても、一律に2020年9月末まで提出期限を延長できる、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（以下「本改正府令」という）を公布した。

本改正府令は公布の日（2020年4月17日）から施行されている。

## 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2020年4月17日発行）](#)

## 【公開草案】

## (1) 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表

金融庁は2020年4月10日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という）等の一部を改正する内閣府令（案）」等（以下「本改正案」という）を公表した。本改正案の概要は以下のとおりである。

- 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等について  
企業会計基準委員会が策定・公表した企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等（2020年3月31日公表）を踏まえ、財務諸表等規則等について所要の改正を行うことを提案している。
- 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）について  
企業会計基準委員会が2020年3月31日までに公表した次の会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とすることを提案している。

- 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（2020年3月31日公表）
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日公表）
- 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（2020年3月31日公表）

本改正案では、本改正を公布の日から施行することが提案されている。

コメントの募集は2020年5月11日に締め切られている。

## 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2020年4月13日発行）](#)

## 2. 会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

## 【最終基準】

## (1) 改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等

ASBJは2020年3月31日、改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等（以下「本会計基準等」という）を公表した。

本会計基準等は、早期適用時に必要な最低限の注記のみを定めることとした、2018年公表の「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「2018年会計基準」という）を改正したものであり、収益認識に係る表示及び注記事項の定めを2018年会計基準に追加するとともに、設例・開示例の追加・見直しなど所要の修正を反映したものである。

本会計基準等は、注記事項の基本的な方針として、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という）と同様の開示目的及び重要性の定めを含めるとともに、原則としてIFRS第15号の注記事項のすべての項目を含めることとしている。

しかしながら、収益認識に関する注記の開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することとされており、どの注記事項にどの程度の重点をおき、どの程度詳細に記載するべきかを判断するにあたっては、この開示目的に照らして判断するとされている。したがって、企業は重要性に乏しい詳細な情報を大量に記載したり、特徴が大きく異なる項目を合算したりすることにより有用な情報が不明瞭とならないように、注記を集約又は分解することが求められる。

本会計基準等の主なポイントは以下の通りである。

- 表示について追加された主な定め
  - 損益計算書上及び貸借対照表上の表示科目
  - 顧客との契約から生じる収益の区分表示又は注記

➢重要な金融要素が含まれる場合の取扱い

● 注記について追加された主な定め

➢重要な会計方針の注記

➢収益認識に関する注記

➢収益の分解情報

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(3) なお、本会計基準が適用される時に廃止されることとなる企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」において求められていた工事契約等から損失が見込まれる場合の注記も引き継いで定められている。

本会計基準等は、原則として2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、別途早期適用の定めが設けられている。また、適用初年度の取扱いに関する定めがある。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年4月7日発行\)](#)

(2) 実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」

ASBJは2020年3月31日、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(以下「本実務対応報告」という)を公表した。

本実務対応報告において、2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度について、2020年3月27日(以下「改正法人税法の成立日」という)以後に終了する事業年度の決算(四半期決算を含む。)に係る税効果会計の適用に関して、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づくことができるとされている。

これは、同項は決算日において国会で成立している税法の規定に基づき繰延税金資産及び繰延税金負債を算定することを要求しているが、グループ通算制度に関する税効果会計の取扱いについては、繰延税金資産の回収可能性の判断に関する考え方が必ずしも明らかではなく、グループ通算制度の適用を前提とした税効果会計の適用を行うことが実務的に困難であることから、特例的な取扱いが定められたものである。そのため、本実務対応報告の会計処理が適用されるのは、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」に関してASBJによる必要な改廃が行われるまでの間とされている。

本実務対応報告の範囲は、改正法人税法の成立日の属する事業

年度において連結納税制度を適用している企業及び改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から連結納税制度を適用する企業とされている。また、本実務対応報告の会計処理の対象は以下の項目とされている。

● グループ通算制度への移行

● グループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目

なお、本実務対応報告は、公表日(2020年3月31日)以後適用されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2019年4月6日発行\)](#)

(3) 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」

ASBJは2020年3月31日、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下「本会計基準」という)を公表した。

本会計基準では、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、識別した項目ごとに以下の事項を注記することを定めている。

● 項目名

● 当年度の財務諸表に計上した金額

● 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

本会計基準は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用すること(早期適用可)とされている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年4月7日発行\)](#)

(4) 改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」

ASBJは2020年3月31日、改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「本改正基準」という)を公表した。本改正基準の主な内容は次のとおりである。

● 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合であっても、採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することが要求される。

- 未適用の会計基準等に関する注記の定めが、専ら表示及び注記事項を定めた会計基準も含めた会計基準全般に適用されることが明確化された。

本改正基準は、2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用すること（早期適用可）とされている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年4月7日発行\)](#)

### (5) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正

金融庁は2020年3月19日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（以下「本改正」という）を公表した。

本改正により、ASBJが2019年12月31日までに公表した次の会計基準について、連結財務諸表規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に追加指定された。

- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日公表)
- 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(2019年7月4日公表)
- 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日公表)

本改正は、公布の日（2020年3月19日）から適用されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年3月23日発行\)](#)

### 【公開草案】

該当なし

## 3. 監査関連

### 【最終基準】

#### (1) 内部統制監査基準等の改訂を受けた「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

金融庁は2020年3月23日、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(以下「本改正府令」という)を公布した。

これは、2019年12月に実施された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(以下「内部統制監査基準等」という)の改訂を踏まえ、関連する内閣府令等において、内部統制監査報告書の記載事項の改正（新設された記載区分の追加、及び記載順序の変更への対応）を行ったものである。

本改正府令は公布の日（2020年3月23日）から施行するものの、改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の規定については、2020年3月31日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表、財務書類及び連結財務諸表の内部統制監査について適用し、同日前に終了する事業年度等に係る財務諸表等の内部統制監査については、なお従前の例によるとされている。

本改正府令は公布の日（2020年3月23日）から施行するものの、改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の規定については、2020年3月31日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表、財務書類及び連結財務諸表の内部統制監査について適用し、同日前に終了する事業年度等に係る財務諸表等の内部統制監査については、なお従前の例によるとされている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年3月24日発行\)](#)

### 【公開草案】

#### (1) 監査報告書への「その他の記載内容」の記載及びリスク・アプローチの強化を含む監査基準及び中間監査基準の改訂案

金融庁は2020年3月23日、企業会計審議会が取りまとめた監査基準及び中間監査基準の改訂に関する公開草案（以下「本公開草案」という）を公表した。

本公開草案では、企業内容等に関する情報の開示について、経営者による財務諸表以外の情報の開示の充実が進んでおり、今後さらなる充実が期待される中、監査した財務諸表を含む開示書類のうち財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容である「その他の記載内容」について、監査人が実施すべき実施する手続を明示し、監査報告書の必要な記載を求めることで、監査人によるその他の記載内容に対する役割を明確化することが提案されている。

また、近年の公認会計士・監査審査会の検査結果における指摘事項への対応や、国際的な監査基準との整合性を確保しつつ、監査の質の向上を図ることを目的として、リスク・アプローチに基づく監査の実施にあたって、固有リスクと統制リスクを分けて評価することを求めることが提案されている。また、特別な検討を必要とするリスクの定義を固有リスクの評価を踏まえたものとする、会計上の見積りについて適切に評価されたリスクに対応した深度ある監査手続が実施されるよう明確化することも提案されている。

本公開草案では、実施時期等について以下のように提案されている。

- 「その他の記載内容」に関する改訂については、2022年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。ただし、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から実施することができる。（注：「その他の記載内容」に関する改訂については、中間監査基準に対する改訂は提案されていない。）
- リスク・アプローチの強化に向けた改訂については、2023年3月

決算に係る財務諸表の監査及び2022年9月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施することを妨げない。

また、監査基準及び中間監査基準の実施にあたり関係法令において所要の整備を行うことが適当とされているほか、これらの基準の実務への適用に関して、日本公認会計士協会において実務の指針を早急に作成することが要請されている。

コメントの募集は2020年4月21日に締め切られている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年3月25日発行\)](#)

## 4. INFORMATION

### (1) 「日本版スチュワードシップ・コード」(再改訂版)

金融庁は2020年3月24日、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の再改訂版(以下「本再改訂版」という)を公表した。本再改訂版は、金融庁に設置された「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(令和元年度)(以下「本検討会」という)におけるコード改訂に向けた議論を踏まえ、取りまとめられたものである。

#### ① 主な改訂内容

- 日本の上場株式以外の資産に投資する機関投資家への本コードの適用拡大
- サステナビリティに関する課題の考慮
- 企業年金等のアセットオーナーによるスチュワードシップ活動の後押し
- 議決権行使に係る賛否の理由の公表
- 機関投資家向けサービス提供者に関する原則

#### ② 適用時期

本検討会は、現在コードを受け入れている機関投資家等に対して、本再改訂版公表の遅くとも6ヶ月後(2020年9月末)までに、改訂内容に対応した公表項目の更新(及び更新を行った旨の公表と金融庁への通知)を行うことを期待としている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年3月26日発行\)](#)

### (2) 「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和2年度)」

金融庁は2020年3月27日、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和2年度)」を公表した。

主なポイントは以下のとおりである。

- 2020年3月期以降の有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項として、開示府令の改正点(「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」及び「監査の状況」)を挙げており、これらを対象に有価証券報告書レビューの法令改正関係審査を実施する。
- 有価証券報告書レビューの重点テーマ審査については、セグメント情報、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に着目して対象会社を選定する。
- 前年度の有価証券報告書レビューの審査結果として、法令改正関係審査及び重点テーマ審査に関する「適切ではないと考えられる事例」が指摘されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年4月2日発行\)](#)

### (3) ASBJ、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表

ASBJは2020年4月10日、第429回企業会計基準委員会(2020年4月9日)において審議された、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方について、議事概要(以下「本議事概要」という)を公表した。

本議事概要は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に将来キャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難となっている状況において、会計上の見積りを行う上での留意事項を示している。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年4月13日発行\)](#)

[日本基準についての詳細な情報、過去情報はあずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)へ](#)

## II. 国際基準

### 1. 我が国の任意適用制度に関する諸法令等（金融庁）

#### 【最終基準】

(1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正

金融庁は2020年3月19日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（以下「本改正」という）を公表した。本改正により、国際会計基準審議会（IASB）が2019年12月31日までに公表した次の国際会計基準について、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準に追加指定された。

- 国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」の改訂（2019年9月26日公表）
- 国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂（2019年9月26日公表）
- 国際財務報告基準（IFRS）第7号「金融商品：開示」の改訂（2019年9月26日公表）

本改正は、公布の日（2020年3月19日）から適用されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2020年3月23日発行）](#)

#### 【公開草案】

該当なし

### 2. 会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS 解釈指針委員会）

#### 【最終基準】

該当なし

#### 【公開草案】

(1) IASB、公開草案「金利指標改革一フェーズ2（IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の改訂案）」を公表

IASBは2020年4月9日、公開草案「金利指標改革一フェーズ2（IFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第4号「保険契約」及びIFRS第16号「リース」の改訂案）」（以下「本公開草案」という）を公表した。本公開草案は、金利指標改革に伴い既存の金利指標が代替的な指標金利に置き換えられる際に、有用な財務報告を提供できるようにするための改訂（以下「本改訂」という）を提案している。

IASBは、金利指標改革に伴う財務報告上の問題について、金利

指標の置換え前の期間に生じる影響と金利指標の置換え時に生じる影響の2つのフェーズに分けて取り組んできた。本公開草案は後者に対処するものであり、前者については2019年9月公表の「金利指標改革（IFRS第9号、IAS第39号及びIFRS第7号の改訂）」で対処している。

本公開草案の主な提案内容は、以下の通りである。

- 金融商品が参照する金利指標の変更は、通常、「既存の金融商品の認識の中止を伴わない条件変更」に該当する。しかしながら、その変更が、金利指標改革の直接の結果として必然的に行われたものであり、かつ、契約上のキャッシュ・フローが変更前と経済的に同等のベースとなるように行われる場合は、実務上の便法として、金融商品の帳簿価額の修正は行わずその金利指標への変更を実効金利に反映する。
- ヘッジ会計において、公式なヘッジ文書を変更した場合は通常ヘッジ会計を中止しなければならない。しかしながら、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時点で新たなヘッジ関係について継続的にヘッジ会計を適用する場合には、ヘッジ文書の変更は要求するものの、そのヘッジ文書の変更をもってヘッジ会計が中止させられることはないものとする。
- リスク要素をヘッジ対象に指定するには、そのリスク要素が「独立して識別可能である」という要件を満たさなければならない。しかしながら、代替的な指標金利をリスク要素としてヘッジ対象を指定する場合には、当該指標金利が指定時において独立して識別可能でなくても、指定した日から24ヵ月以内に独立して識別可能になると企業が合理的に予想している場合には、その要件を満たすものとする。
- 金利指標改革から生じるリスクにどの程度晒されているか、代替的な指標金利への移行をどのように管理しているのかに関する開示を行う。

本改訂は、2021年1月1日以降開始する事業年度から遡及的に適用し、かつ、早期適用を認めることが提案されている。そのため、この提案が適用されていれば継続していたはずのヘッジ関係が既に中止されている場合には、あたかもそのヘッジ関係が中止されていなかったかのように処理することとなる。

比較情報の修正再表示は要求せず、その場合、本改訂の適用による影響は、適用初年度の期首剰余金の調整とすることが提案されている。

コメントの募集は2020年5月25日に締め切られている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報（2020年4月16日発行）](#)

## (2) IASB、公開草案「COVID-19関連レント・コンセッション (IFRS第16号の改訂案)」を公表\*

IASBは2020年4月24日、公開草案「COVID-19関連レント・コンセッション (IFRS第16号「リース」の改訂案)」(以下「本公開草案」という)を公表した。

本公開草案は、COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)拡大の直接的な結果としてレント・コンセッション (賃料の免除・支払猶予等)を受けたリースの借手が選択することができる、簡便的な会計処理を可能とする旨の提案を行うものである。

IFRS第16号の規定によれば、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更 (「リースの条件変更」)は、リース負債を再測定し使用権資産の帳簿価額を修正して会計処理しなければならない。

これに対し、本公開草案は、賃料の免除・支払猶予等の対象が2020年中のリース料に限定されるなど特定の要件を満たすレント・コンセッションについて、借手がこのレント・コンセッションを「リースの条件変更」には当たらないとして処理することができる便法 (以下「本便法」という)を提案している。

本公開草案では、本便法の適用を選択する場合には2020年6月1日以降に開始する事業年度から遡及適用し、初めて適用する事業年度の期首剰余金等において遡及適用の影響を調整することを提案している。本便法に関するIFRS第16号の改訂が公表された時点でまだ承認が済んでいない財務諸表を含め、早期適用を認めることも提案されている。

コメントの募集は5月8日に締め切られている。

### 【討議資料】

#### (1) 討議資料「企業結合—開示、のれん及び減損」

IASBは2020年3月19日、討議資料「企業結合—開示、のれん及び減損」(以下「本討議資料」という)を公表した。

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューにより識別された論点について、2015年から開始された「のれんと減損」リサーチプロジェクトの中で審議を行ってきた。本討議資料において議論されている論点は、企業結合に関する開示の拡充、のれんの減損テストの有効性の向上及び簡略化、のれんの償却の再導入の可否等である。

IASBは、その予備的見解において、企業結合における開示の拡充、特に、当初設定した企業結合の目的がその後どの程度達成されているかについて、企業の経営者がモニターしている情報を開示することを提案している。また、のれんの減損損失をより早期に認識するため、のれんの減損テストモデルの変更を検討したものの、適切な改善案は見つからなかったとしている。一方、複雑でコストがかかりすぎるとの指摘を従来から受けていた減損テストの簡略化についてはのれんや耐用年数が不確定な無形資産等について要求される年次減損テストを廃止し兆候がある場合にのみ減損テ

ストを行うこと、また、使用価値算定における一部の要求事項の弾力化を提案している。

なお、のれんの償却については、のれんの償却を再導入すべきとする明確な証拠がないとして、現行の会計処理を変更しないことが提案されている。また、企業結合時における無形資産の識別・認識の変更を望む意見については、見直しをしないことを提案している。

本討議資料に対するコメントの締切りは2020年9月15日である。IASBは、受け取ったコメントを踏まえて、次のステップを検討する予定としている。

### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年3月30日公表\)](#)

## 3. INFORMATION

### (1) 「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について (令和2年度)」

金融庁は2020年3月27日、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について (令和2年度)」を公表した。有価証券報告書レビューの重点テーマ審査には、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が含まれている。

本件については、**I 日本基準** 4.INFORMATION (2)を参照のこと。

### (2) 金融庁、有価証券報告書等の提出期限延長に関する開示府令を改正

金融庁は2020年4月17日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2020年4月20日から9月29日までに提出期限が到来する有価証券報告書等について、企業が個別に申請しなくても、一律に2020年9月末まで提出期限を延長できるよう、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(以下「本改正府令」という)を公布した。

本改正府令は公布の日 (2020年4月17日)から施行されている。

### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年4月17日発行\)](#)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

### III. 修正国際基準

新たな基準・公開草案等の公表として、特にお知らせする事項はありません。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は  
あずさ監査法人のウェブサイト(修正国際基準)へ

### IV. 米国基準

#### 1. 会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU))】

##### (1) ASU 第2020-03号「ASCの改訂：金融商品」の公表(2020年3月9日 FASB)

本ASUは、金融商品に関する現行規定を限定的に改訂するものである。FASBIは、意図しない形で適用されること等を回避するために会計基準を改善・明確化するプロジェクトを進めており、本ASUの公表もその一環として行われたものである。当該プロジェクトで取り扱われている事項は、基本的には、現在の会計実務に重要な影響を与えたり、その適用にあたって多くの企業にコストをかけさせたりすることは想定されていない。なお、本ASUは、利害関係者の認識を高めるために、同プロジェクトの下での他のASCの改訂とは別に公表されている。

本ASUは全部で7つの項目から成り、リースの貸手はリース期間に基づき正味リース投資未回収額に対する信用損失引当金を計上する旨がASU第2016-13号「金融商品—信用損失(トピック326)」に関して明確化されたほか、ASC内の相互参照の追加などが行われている。

本ASUの適用時期は取り扱われている項目によって異なっており、公開営利企業については一部の改訂は基準公表により即時適用される。ASU第2016-13号に関連する改訂は、同ASUをすでに適用している企業の場合、2019年12月15日より後に開始する事業年度及び期中期間から適用が開始され、ASU第2016-13号を初めて適用した期の期首剰余金を遡及的に調整する。ASU第2016-13号をまだ適用していない企業については、本ASUをASU第2016-13号と同時に適用する。

##### (2) ASU 第2020-04号「参照金利改革(トピック848)—財務報告へ及ぼす影響に対する軽減措置」の公表(2020年3月12日 FASB)

現在進行中の参照金利改革によりLIBOR等に代表される参照金利の公表が将来において中止されることが予想されており、当該

金利指標を参照している契約は、今後契約変更等を迫られることになる。また、参照金利の消滅はヘッジ会計にも影響を及ぼすこととなる。

本ASUは、関連する契約または取引を有している全ての企業に対し、参照金利改革から生じる潜在的な会計処理上の負荷を軽減するための選択可能なガイダンスを提供するものである。

契約変更に関する軽減措置の概要は以下のとおりである。

- 軽減措置の対象となる契約変更は、参照金利改革により参照金利を別の参照金利に代替するもの、もしくはこれと同時に進行されるその他の契約条項の変更であって、上記の参照金利変更に関連するものに限られる。
- 軽減措置の適用を選択した場合、契約変更は既存契約の継続として会計処理される。組込デリバティブの区分処理要否に関する従前の評価の見直しは要求されない。
- なお、本軽減措置を適用する場合は、措置の対象となる全ての契約変更に対して、首尾一貫して適用する必要がある。

ヘッジ会計に関する軽減措置は複数設けられているが、いずれも契約変更に関する軽減措置とは異なり個別のヘッジ関係ごとの選択適用が可能であり、その主なものの概要は以下のとおりである。

全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヘッジ手段、ヘッジ対象または予定取引に指定された主要な条件が参照金利改革により実質的に変更される場合であっても、ヘッジ会計を中止することなく継続することができる。なおヘッジ文書の速やかな改訂が必要である。</li> <li>● 本ASUに基づく免除規定の適用にあたり、もしくはその適用を中止するにあたり、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効性の評価方法を変更することができる。</li> <li>● 先物契約における直先差額などを有効性の評価から除外している場合で、当該除外部分が参照金利改革の影響を受ける場合、その償却方法を将来に向かって変更することができる。また、ヘッジ手段の契約変更に伴い当該除外部分の公正価値が影響を受ける場合、その変動を、即時に損益処理することができる。</li> </ul>
公正価値ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業は、参照金利改革により消滅が予想される参照金利から他の参照金利へ、ヘッジ会計を中止することなく、ヘッジ対象リスクを変更することができる。この場合、ヘッジ対象に計上されている累積的ヘッジ調整額を、損益見合いで再計算することを選択できる。</li> <li>● ショートカット法を採用している場合において、参照金利改革により特定の条件を満たせない場合であっても、ショートカット法を継続適用することができる。</li> </ul>

キャッシュ・フロー・ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヘッジ対象キャッシュ・フローの発生可能性に関する判定において、参照金利改革により対象金利が将来消滅する可能性を無視することができる。また、ヘッジ対象リスクが変更されても、ヘッジの有効性が満たされる限りヘッジ会計を継続することができる。</li> <li>● ショートカット法又はその他の方法により、100%のヘッジの有効性を想定していた場合、参照金利改革により特定の条件を満たせなくなっても、ショートカット法を継続適用することができる。</li> <li>● ヘッジ手段又はヘッジ対象が参照する参照金利が変更される可能性があることに起因して生じるヘッジ手段及びヘッジ対象の間のキャッシュ・フローの違い(非有効)を、ヘッジの有効性の判定上、無視することができる。</li> <li>● ポートフォリオベースのヘッジ対象指定の場合、構成要素間の同一リスク共有に関する要求事項を緩和する。</li> </ul>
---------------	---

その他、2020年1月1日より前に満期保有目的に分類していた債券が参照金利改革の影響を受ける金利を参照している場合に、本ASUの発行日以降1回に限り、売却、分類変更等を行うことができるとしている。

本ASUに含まれる契約変更及びヘッジ会計の規定は、2020年3月12日(本ASUの発行日)が含まれる期中報告期間の期首日から、もしくはそれ以降の任意の日から、将来に向かって適用することができる。これらの軽減措置は限定された期間においてのみ適用可能であり、原則として2022年12月31日を超えては適用できない。

【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues\(英語\)](#)

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

(1) ASU案「顧客との契約から生じる収益(トピック606)及びリース(トピック842)―特定の企業の適用日」の公表(2020年4月21日 FASB)\*

本ASU案は、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)拡大により影響を受ける企業の負担を軽減するため、特定の企業について「顧客との契約から生じる収益」(トピック606)及び「リース」(トピック842)の適用時期を1年延期することを選択可能とする提案をしている。

● トピック606

本ASU案では、非公開事業会社のフランチャイズ企業(フランチャイザー)について、新収益基準の適用を1年延期することを選択可能とすることが提案されている。フランチャイザーが加盟店(フランチャイジー)の加盟時に受け取る一時金(加盟金)に係る収益の認識時期については判断を伴うため、FASBスタッフはフランチャイザーからこの論点について継続的に質問を受けていた。適用時期の延期を選択することにより、非公開事業会社のフランチャイ

ザーには1年間の時間的猶予が与えられる。

本ASU案では、適用時期の延期は選択制のため、適用時期を延期しないことも認めることが提案されている。また、FASBIは、この論点をアジェンダに追加した。

	公開の事業会社および特定の非営利企業等(変更なし)	フランチャイザー以外の非公開事業会社(変更なし)	非公開事業会社のフランチャイザー(本ASU案の提案)
トピック606の適用開始時期	2017年12月16日以降開始する事業年度(同期間に含まれる期中期間)	2018年12月16日以降開始する事業年度(期中期間については2019年12月16日以降開始する事業年度)	2019年12月16日以降開始する事業年度(期中期間については2020年12月16日以降開始する事業年度)

なお、適用時期の延期を選択した場合、延期は全社レベルで行われる必要があり、またフランチャイズ加盟金に係る収益だけでなく、すべての収益(例えば機器や消耗品の販売から生じる収益も含む)について適用時期を延期する必要があることが提案されている。

● トピック842

非公開企業及び公開の非営利企業のうち財務諸表をまだ公開していない企業について、新リース基準の適用時期を延期することが提案されている。早期適用は引き続き認められる。

	公開の営利企業および特定の公開の非営利企業(まだ財務諸表を公表していないものを除く)等(変更なし)	公開の非営利企業で、財務諸表をまだ公表していない企業(本ASU案の提案)	非公開企業(本ASU案の提案)
トピック842の適用開始時期	2018年12月16日以降開始する事業年度(同期間に含まれる期中期間)	2019年12月16日以降開始する事業年度(同期間に含まれる期中期間)	2021年12月16日以降開始する事業年度(期中期間については2022年12月16日以降開始する事業年度)

本ASU案に係るコメントの募集は5月6日に締め切られている。

## 【スタッフ Q &amp; A】

## (1) COVID-19関連リース・コンセッションの会計処理（トピック842及びトピック840）に関するスタッフQ&amp;Aの公表（2020年4月10日 FASB）

本スタッフQ&Aは、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）拡大の影響を受け、貸手が借手に対しリース・コンセッション（以下「コンセッション」という）を与えた場合の会計処理に関して、以下の実務的な簡便法を認めるガイダンスを提供している。なお、このガイダンスは、トピック842（新リース基準）及びトピック840（旧リース基準）いずれに基づき処理されているリースにも適用される。

コンセッションに関する強制可能な権利及び義務が契約に含まれており、契約の変更が不要である場合、コンセッションは基準の規定する「条件変更」には該当しない。しかしながら、急速に拡大するCOVID-19の影響を受け、リースの借手・貸手が自社の有するリース契約のすべてについて条件変更該当するか否かを判断し、会計処理を行うことは困難である。さらに、条件変更該当しない場合の会計処理は明らかではなく、条件変更の規定を準用する場合にはリース期間全体を通じてコンセッションの影響が発現することとなるが、これが必ずしもCOVID-19関連のコンセッションの経済実態を表すとは言えないという考えもある。このため、本Q&Aでは以下が明らかにされている。

COVID-19関連のコンセッションであって貸手の権利や借手の義務を実質的に増大させないと判断される場合、これを条件変更には当たらないとみなして会計処理することを選択できる。即ち、条件変更該当するか否かの分析を行わずに、リース基準の規定する条件変更の処理を適用するかしないかを選択することができる。ただしその選択は、同様の性質を有する同一環境下のリースについて、整合的に適用しなければならない。つまり、類似のリースについては一律に適用するか否かを選択する必要がある。

リースの対価が実質的に変化しない単なる支払の繰延べの場合、複数の会計処理方法が考えられる。本Q&Aでは次の例を挙げている。

コンセッションについて、契約変更がなかったかのように会計処理する。即ち、リース料の支払いが繰り延べられている期間中もリースに関する損益を継続して認識するとともに、債権（貸手）・債務（借手）を増額させる。

繰延対象の支払いを変動リース料として会計処理する。

COVID-19関連のコンセッションを条件変更として会計処理することも認められる。

企業は、COVID-19関連の重要なコンセッションの内容とその会計的影響を財務諸表利用者が理解できるように開示することが求められる。

本スタッフQ&Aは、COVID-19関連のコンセッションにのみ適用され、他の状況に類推適用することはできない。FASBスタッフは

継続的に状況を注視し、追加文書、技術的問合せ等の方法で関係者とコミュニケーションすることとしている。

参考情報

KPMG Hot Topic: COVID-19関連リース・コンセッションの会計処理に関するスタッフガイダンス（英語）

SEC: 投資家及び市場参加者向けCOVID-19クイックリファレンスガイド（英語）

## (2) COVID-19がキャッシュ・フロー・ヘッジ会計に及ぼす影響（トピック815）に関するスタッフQ&amp;Aの公表（2020年4月28日 FASB）

予定取引は、その発生可能性が非常に高い場合にのみキャッシュ・フロー・ヘッジ適格であり、この要件を満たせなくなった場合にはキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は中止しなければならない。トピック815は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計が中止された場合であって、かつ、予定取引が当初予定した時期まで又はその2ヵ月後までに発生しない可能性が非常に高い場合には、その他の包括利益累計額に繰延べられた金額は即時に純損益に振り替えなければならないとしている。ただし、稀なケースとして、予定取引の性質に関連しかつ企業がコントロールすることも影響を及ぼすこともできないという、状況に斟酌できる余地がある場合であって、予定取引が2ヵ月を超えた後に発生する可能性が非常に高い状況においては、例外的に、その他の包括利益累計額に繰延べられた金額を当該予定取引が発生する時まで取崩してはならないとされている。また、予定取引が発生しなかった場合には、企業の予定取引の発生可能性を正確に予想する能力や、将来において類似の取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を行うことの適切性について疑問が付されるとしている。

本スタッフQ&Aは、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）を原因として予定取引の発生が遅れる場合には、上記の「稀なケース」に該当する可能性があるとの見解を示した。ただし、予定取引の発生の遅れがCOVID-19を原因とするものかどうかについては事実と状況に基づく判断が要求される。また、当該例外的措置は、2ヵ月を超えた後の期間における予定取引の発生可能性が非常に高い場合にのみ適用されるが、この判断にあたっては、企業の事業や予定取引の性質、COVID-19が事業活動に及ぼす影響の重大さを考慮し、予定取引が合理的と考えられる時期までに発生するか否かを判断しなければならない。予定取引が合理的と考えられる期間までに発生する可能性がもはや非常に高いとはいえないと判断される場合には、その他の包括利益累計額に繰り延べられた金額は即時に純損益に振り替えなければならない。

また、本スタッフQ&Aは、COVID-19を原因として予定取引が発生しなかったことをもって、企業の予定取引の発生可能性を予想する能力や、将来において類似の取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を行うことの適切性について疑問が付されるこ

とはないとした。この場合でも、予定取引が発生しなかった原因がCOVID-19を原因としているかどうかについては、事実と状況に基づく判断が要求される。

本スタッフQ&Aは、他の状況に類推適用することはできないとされている。FASBスタッフは継続的に状況を注視し、追加文書、技術的問合せ等の方法で関係者とコミュニケーションすることとしている。

## 2. 監査関連

該当なし

## 3. INFORMATION

### (1) 金融庁、有価証券報告書等の提出期限延長に関する開示府令を改正

金融庁は2020年4月17日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2020年4月20日から9月29日までに提出期限が到来する有価証券報告書等について、企業が個別に申請しなくても、一律に2020年9月末まで提出期限を延長できるよう、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(以下「本改正府令」という)を公布した。

本改正府令は公布の日(2020年4月17日)から施行されている。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

[ポイント解説速報\(2020年4月17日発行\)](#)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)へ](#)

※:2020年6月7日現在、最終基準が公表されていますのでご注意ください

#### 「IFRS適用企業に対するCOVID-19の影響 解説記事シリーズ」

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)がIFRS適用企業に及ぼす影響について、論点別の解説記事をまとめています。  
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/04/covid-19-financial-reporting-resource-centre.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
TEL: 03-3266-7580 (代表電話)  
[azsa-accounting@jp.kpmg.com](mailto:azsa-accounting@jp.kpmg.com)  
担当: 高田 朗、行安 里衣

# 連結納税制度の廃止とグループ通算制度への移行

KPMG税理士法人

FinTech ファイナンス & テクノロジー

パートナー 小出 一成

2020年度（令和2年度）税制改正により、2022年3月期をもって連結納税制度が完全に廃止され、2022年4月1日開始事業年度からグループ通算制度に移行します。これにより、グループ通算制度の適用を受ける企業は、税制改正後の事業年度の決算（四半期決算を含む）において、連結納税制度からグループ通算制度への移行およびグループ通算制度の適用を前提として、会計および税務上の影響を考慮して適切な経営判断を行う必要が生じます。同様に、企業のM&Aにおいても買収後の会計および税務上の影響について事前に十分な検討を行ったうえで意思決定をする必要があります。そのため、企業グループの財務経理税務業務が大きな変革期を迎えることになります。

本稿は、税制改正におけるグループ通算制度の概要と企業グループの状況別に留意すべき実務上のポイントについて解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



小出 一成

こいで かずしげ

## 【ポイント】

- 「連結納税制度に代わり適用されることとなるグループ通算制度とは」  
グループ通算制度の背景には、連結納税制度の下での税額計算が煩雑過ぎるといった指摘があった。税制改正により導入されるグループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持し、制度の簡素化により、企業の事務負担の軽減を図りつつ、親会社の欠損金利用制限措置を設けて公平な税負担措置を講じたものである。
- 「グループ通算制度への移行に際して留意すべき実務上のポイントとは」  
連結納税制度を導入済の企業グループと、連結納税制度の導入を検討している企業グループとでは留意すべき実務上のポイントが異なる。双方、グループ通算制度移行後における諸要素を考慮する必要があるが、特に連結納税制度の導入を検討している企業グループにおいては、グループ通算制度の施行前に連結納税制度を選択・適用し、経過措置を利用してグループ通算制度に移行することで親会社の欠損金はグループで控除可能な欠損金として利用することができる。

# I. グループ通算制度の背景

2020年度税制改正によって連結納税制度（企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算するなど、企業グループ全体を1つの法人であるかのように捉えて法人税を課税する仕組み）が廃止されグループ通算制度へ移行することとなりました<sup>1</sup>。連結納税制度は2002年度（平成14年度）の導入から16年余りが経過し、企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきました。その一方で、経営が多様化し親法人に情報などが必ずしも集約していない、連結納税制度の下での税額計算が煩雑、税務調査後の修正・更正に時間がかかり過ぎる、といった指摘があり、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、制度を選択していない企業グループも多く存在していたことから、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持しながら、上記問題を解消するため、抜本的に法改正がなされました。

# II. グループ通算制度の概要

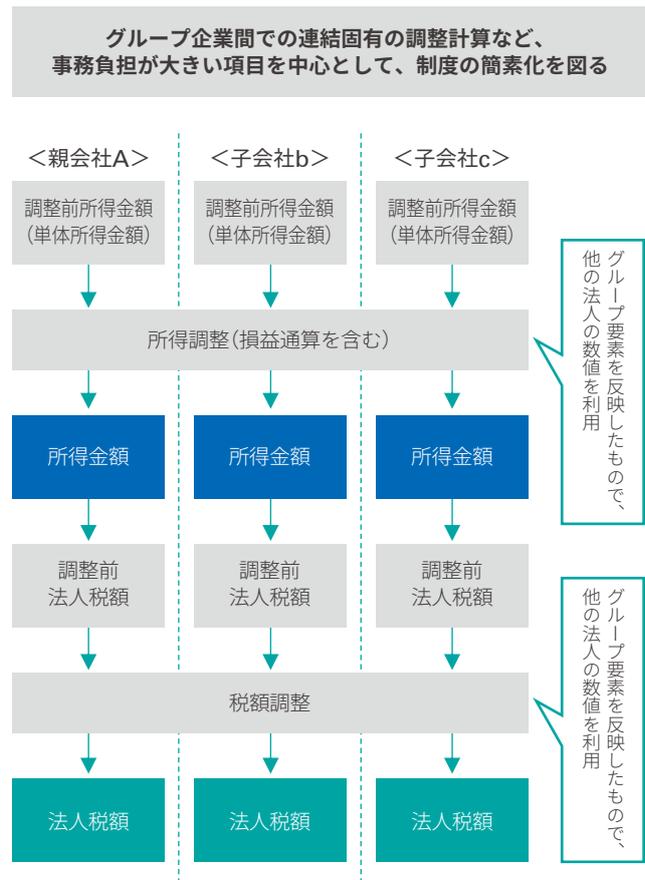
## 1. 制度の概要

- グループ通算制度とは、完全支配関係のある企業グループ内で損益通算および欠損金の通算を可能としながら、その企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が法人税額の計算および申告を行う制度です（図表1参照）。
- なお、グループ通算制度の適用法人に修正・更正が行われる場合には、原則として通算グループ内の他の法人の税額計算に反映させない（遮断する）ための措置が講じられています。

## 2. 時価評価課税・欠損金の持込み等

- グループ通算制度の適用開始時および通算グループへの加入時における時価評価課税および欠損金の持込みの取扱いは、組織再編税制と整合性のとれた内容となっています。
- また、連結納税制度より時価評価課税や欠損金の切捨ての対象が縮小することが見込まれる一方で、連結納税制度のもとでは時価評価課税は不要とされ、連結納税開始前の欠損金の持込み等について何ら制限を受けなかった親法人にも、時価評価課税、欠損金の切捨てまたは欠損金や資産の含み損等の利用制限が生じることになりました。

図表1 グループ通算制度における所得計算イメージ



## 3. 親法人の欠損金

- 親法人の連結納税開始前の欠損金は、その開始後においては連結欠損金として連結グループ内で控除することが可能でしたが、グループ通算制度では、親法人のグループ通算制度の適用開始前の欠損金は、子法人と同様、特定欠損金として自己の所得の範囲内でのみ控除することとなります。

## 4. 適用時期および単体納税法人への移行

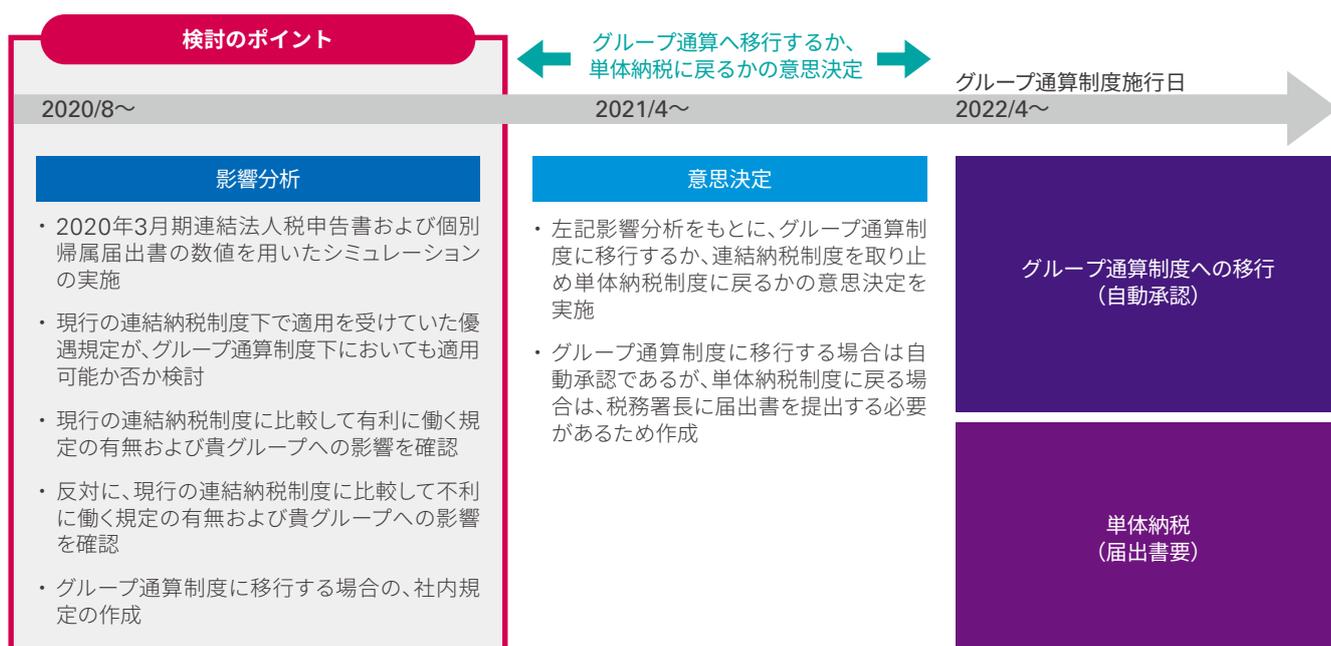
- グループ通算制度は2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますが、経過措置により、グループ通算制度の施行前に連結納税制度を適用している連結法人は、所定の手続きを行うことにより単体納税法人に戻ることが可能となりました。

## 5. 連結納税制度における特定連結欠損金

- グループ通算制度の施行前から連結納税制度を適用している連結法人がグループ通算制度に移行する場合には、経過措置

1 財務省資料第24回総会「政府税制調査会 連結納税制度に関する専門家会合」

図表2 連結納税制度を導入済企業グループのタイムラインと検討のポイント



により、連結納税制度における特定連結欠損金個別帰属額はグループ通算制度における特定欠損金とみなされます。

- また、連結欠損金(連結親法人の連結納税開始前の欠損金を含む)は、グループ通算制度において特定欠損金以外の欠損金として通算グループ内で控除可能となります。

### 6. 連結納税制度を導入済の企業グループの検討事項

- 現在、連結納税制度を適用している企業グループは、グループ通算制度移行後における損益通算や欠損金の通算の効果、欠損金や資産の含み損などの持込み・控除制限および事務負担などの諸要素を考慮し、施行日前までにグループ通算制度へ移行するか単体納税制度に戻るかを検討することが重要です(図表2参照)。

### 7. 連結納税制度の導入を検討している企業グループの検討事項

- 連結納税制度の導入を検討している企業グループは、グループ通算制度移行後における諸要素を考慮しつつ、以下のいずれかを選択するか検討することが重要です。
  - ①グループ通算制度の施行前に連結納税制度を選択・適用し、経過措置を利用してグループ通算制度に移行する
  - ②グループ通算制度の施行後にグループ通算制度を選択・適用する
  - ③単体納税制度を維持する
 たとえば、①を選択した場合は、グループ通算制度移行前の

親法人の欠損金(連結欠損金)は、移行後において特定欠損金として取り扱われることはありません。通算グループで控除可能な欠損金として利用することができます(図表3参照)。

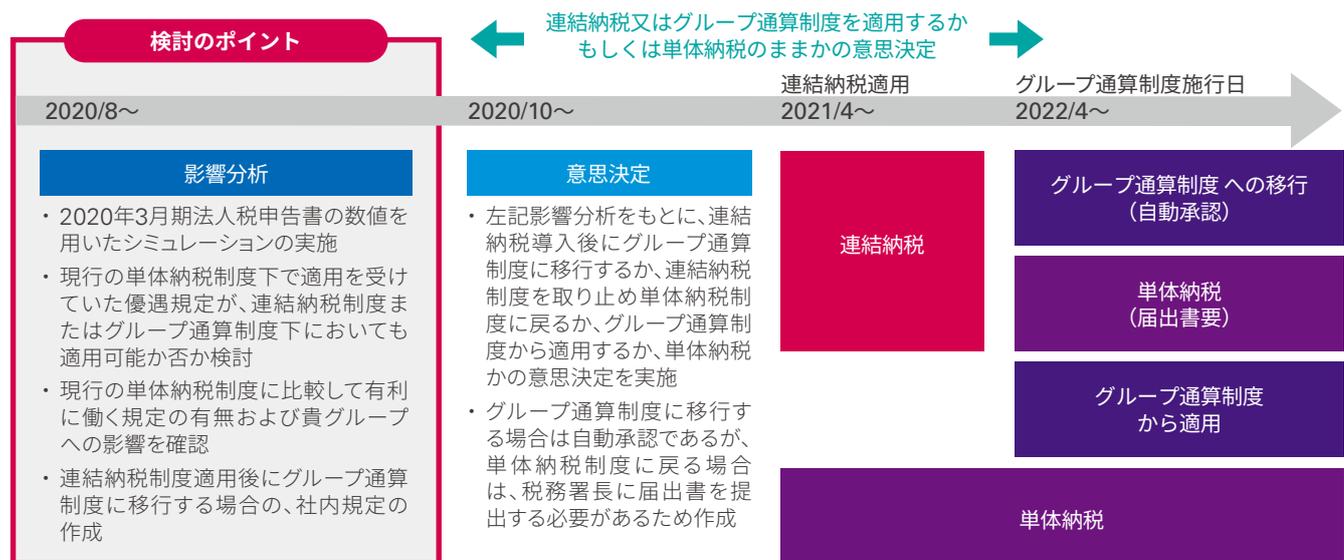
- 特筆すべきケースとして、「親法人が欠損金を有する法人(持株会社など)で、当該親法人単体で欠損金を利用できないと見込まれる企業グループ」は、①を選択することにより、グループ通算制度移行前の親法人の欠損金(連結欠損金)を、通算グループで控除可能な欠損金として利用することができますので、大きな税制上メリットがあります。なお、連結納税制度の選択は連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日が届出書の提出期限となりますので、3月決算法人においては2020年12月31日までに十分な検討を行ったうえで、企業グループとしての意思決定を行う必要があることに御留意ください。

## III. グループ通算制度への移行に伴う留意すべき実務上のポイント

税制改正法令は2020年4月1日より施行されており、現在グループ通算制度への移行期に突入しています。連結納税制度は2022年3月期をもって完全に廃止され、2022年4月1日開始事業年度からグループ通算制度に移行するため、連結税効果会計、会計システム、法人税申告対応を含め、企業グループごとに様々な疑問や問題が生じることが想定されます。

そのため、企業グループにおける留意すべき実務上のポイントは以下のとおりと考えます。

図表3 連結納税制度を導入を検討している企業グループのタイムラインと検討のポイント



1. グループ通算制度への移行に伴う会計・税務の対応
2. 単体納税、連結納税およびグループ通算制度下における繰越欠損金の利用可否の検討
3. 新規会計システム導入の検討
4. 連結税効果計算、会計システム、連結決算、四半期決算の改訂に関するプロジェクトマネジメント
5. 連結税効果計算、決算業務の高度化(高効率化、RPA活用)の検討
6. 業務増加に伴う企業グループにおける電子化(電子帳簿保存法、スキャナ保存法対応、システム対応)の検討
7. 業務増加に伴う企業グループ税務業務や税務申告業務のアウトソースの検討
8. M&A案件、グループ組織再編成における会計・税務の影響についての検討
9. グループ通算制度の適用開始時およびグループ組織再編に関する子会社株式のValuationの要否の検討

これまで日本の企業グループにおいては、税務関連業務は機密性が高く、企業ノウハウ蓄積の観点から、インハウスで対応する事例が多く存在しましたが、税制改正に拠って、企業における業務が著しく増加することにより、これまで以上に会計および税務専門家の関与が必要になると推察されます。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人  
 パートナー 小出 一成  
 TEL:03-6229-8000 (内線 975039)  
 kazushige.koide@jp.kpmg.com

# 税務情報 (2020.4-5)

KPMG 税理士法人

本稿は、2020年4月から5月に財務省・国税庁等から公表された税務情報及びKPMG 税理士法人のウェブサイトに掲載したKPMG Japan e-Tax Newsの情報をまとめてお知らせするものです。

## I. 2020年度税制改正

### 1. 国税庁 — 2020年度税制改正関連資料の公表

国税庁は、2020年度税制改正に関連する以下の資料を公表しました。

#### (1) 法人税関係

##### ■ グループ通算制度の概要

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei2020/pdf/01.pdf>

#### (2) 所得税関係

##### ■ 源泉所得税の改正のあらまし

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0020004-075.pdf>

##### ■ 個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の

令和2年度 税制改正のあらまし

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/r02aramashi.pdf>

#### (3) 消費税関係

##### ■ 消費税法改正のお知らせ

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r02kaisei.pdf>

#### (4) 登録免許税関係

##### ■ 土地の売買や住宅用家屋等に係る登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0020003-124\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0020003-124_01.pdf)

##### ■ 特定の住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0020003-124\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0020003-124_02.pdf)

【上記のうち、「グループ通算制度の概要」及び「消費税法改正のお知らせ」に関する e-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No.192 (2020年4月10日発行)

### 2. 国税庁 — 消費税法に係る改正法令解釈通達の発遣

国税庁は、2020年度税制改正に伴い、消費税法に係る以下の2つの改正法令解釈通達を4月1日付で発遣しました。

#### ■ 消費税法基本通達等の一部改正等について(法令解釈通達)

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shohi/kaisei/pdf/0020003-100.pdf>

たとえば、2020年度税制改正における以下の消費税法の改正に対応した通達の新設・改正等が行われています。

#### ① 居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除

居住用賃貸建物(住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物のうち一定のもの)に係る課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除の適用が認められないこととされました(原則として、2020年10月1日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れについて適用されます)。この取扱いに関連する通達(6-13-10~11、11-7-1~5、12-6-1~2)が新設されています。

#### ② 法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、消費税の確定申告書の提出期限が1ヵ月延長されることとされました(2021年3月31日以後に終了する事業年度終了の日の属する課税期間について適用されます)。この取扱いに関する通達(15-2-8~9)及び届出書様式(消費税申告期限延長届出書、消費税申告期限延長不適用届出書)が新設されています。

#### ■ 「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」等の一部改正について(法令解釈通達)

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/kaisei/pdf/00.pdf>

消費税の軽減税率制度に係る4つの法令解釈通達(国税庁のウェ

ウェブサイト「消費税の軽減税率制度について」※1の「通達」※2のページに掲載されています)のうち、以下の3つの通達について、元号の改正のほか、新しい付表の新設等が行われています。

- 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達
- 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達
- 消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式

※1 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

※2 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/03.htm>

【上記のうち、「消費税法基本通達等の一部改正等について(法令解釈通達)」に関する e-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No.189 (2020年4月2日発行)

### 3. 経済産業省 — オープンイノベーション促進税制に関するページの開設及び申請ガイドラインの公表

2020年度税制改正では、国内の事業会社等が2020年4月1日から2022年3月31日までの間に、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向けスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される「オープンイノベーション促進税制」が創設されました。

経済産業省は4月1日、ウェブサイトに「オープンイノベーション促進税制」※というページを開設しました。以下の申請ガイドラインのほか、関係法令や税制の利用にあたっての事前相談、税制の利用に必要な証明書の交付申請に関する案内等が掲載されています。

※ [https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/open\\_innovation/open\\_innovation\\_zei.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html)

- 申請ガイドライン「オープンイノベーション促進税制の利用を検討されている事業者の皆様へ」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/open\\_innovation/kankeihorei/200525\\_oizeisei\\_guideline.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/kankeihorei/200525_oizeisei_guideline.pdf)

この申請ガイドラインは以下の4章から構成されている48ページの資料です。

- 第1章 対象法人(出資側)要件
- 第2章 スタートアップ企業(受け手側)要件
- 第3章 出資要件
- 第4章 手続

本税制は、条文体系が複雑であることや多くの要件が付されていることから、制度の全体像を把握するのは難解ですが、この申請ガイドラインでは図を多く用い、平易な言葉で要点がまとめられており、内容の理解に役立ちます。また、各章の末尾にはFAQが設け

られているほか、適宜条文からは読み取りにくい取扱いの趣旨にも触れられています。

【上記に関する e-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No.189 (2020年4月2日発行)

KPMG Japan e-Tax News No.198 (2020年5月29日発行)

### 4. 総務省 — 地方税に関する改正取扱通知等の公表

2020年度税制改正に伴い、総務省はウェブサイトの「通知・通達」※のページに、地方税に関する以下の改正取扱通知等を4月1日付で公表しました。

※ [http://www.soumu.go.jp/menu\\_hourei/tsutatsu/t\\_tsutatsu.html](http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/tsutatsu/t_tsutatsu.html)

- 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について  
地方税法に関する改正事項の概要をまとめたものです。
- 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)の一部改正について

2020年度税制改正に伴い改正された道府県税関係の取扱通知の新旧対照表です。電気供給業に係る法人事業税の課税方式や企業版ふるさと納税の改正に伴う見直し等が行われています。

- 地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正について

2020年度税制改正に伴い改正された市町村税関係の取扱通知の新旧対照表です。企業版ふるさと納税の改正に伴う見直し等が行われています。

### 5. 東京都主税局 — 発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の税率の公表

東京都主税局は4月1日、3月31日に「東京都都税条例の一部を改正する条例(令和2年東京都条例第52号)」(東京都公報(増刊48号))が公布されたことを受け、以下のお知らせを公表しました。

- 令和2年度税制改正に伴う発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の税率の改正について

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2020/pdf/202004\\_kaisei.pdf](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2020/pdf/202004_kaisei.pdf)

これまで電気供給業に係る法人事業税は、各事業年度の収入金額を課税標準とする収入金額課税が行われてきましたが、2020年度における地方税法改正により、電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等について法人事業税の課税方式が見直され、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額(資本金1億円超の普通法人)又は収入割額及び所得割額の合算額(資本金1億円以下の普通法人等)によって課することとされるとともに、標準税率が改正されたところです。

上記のお知らせによると、2020年4月1日以後に開始する事業年度における東京都の超過税率は、以下のとおりとなります。

《資本金1億円超の普通法人の超過税率》

収入割:0.8025%、付加価値割:0.3885%、資本割:0.1575%

《資本金1億円以下の普通法人等(不均一課税適用法人を除く)の超過税率》

収入割:0.8025%、所得割:1.9425%

【上記に関する e-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No.189 (2020年4月2日発行)

## II. 新型コロナウイルス感染症拡大防止関連情報

### 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 — 法律及び政省令の公布

4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(「緊急経済対策」)が閣議決定され、内閣府のウェブサイトの「経済対策等」※1のページにおいて「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」が公表されました。

4月30日には、緊急経済対策で提案された税制上の措置の根拠法となる「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が成立・公布され、同日施行されました。

■ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/201diet/index.htm#06](https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/201diet/index.htm#06)

■ 地方税法等の一部を改正する法律

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_hourei/s\\_houritsu.html](https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html)

また、財務省は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」※2、総務省は「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について」※3というページをそれぞれのウェブサイト開設し、税制上の各措置の概要資料等を掲載しています。

※1 <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

※2 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)

※3 [https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

(緊急経済対策における税制上の措置の詳細は、本号のFocus「新型コロナ緊急経済対策における税制上の措置」にてご確認ください。)

### 2. 国税庁からの公表情報

国税庁はウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」※というページを開設し、多くの情報を掲載しています。その中から以下の(1)～(4)を紹介します。

※ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に関するFAQ

新型コロナウイルス感染症に伴う申告手続や納付手続などに関するFAQとして、以下の4つが掲載されています。

##### (全般的な問合せ)

■ 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

2020年3月に初版が公表されて以降、緊急経済対策における税制上の措置の創設やその他の新たな税務上の取扱いの公表に伴い、随時内容の更新や設問の追加が行われており(目次に更新日・追加日が記載されています。)、新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱いに関する情報が網羅されています。

##### (申告・納付期限の期限延長手続)

■ 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf)

■ 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

■ 相続税の申告・納付期限に係る個別指定による期限延長手続に関するFAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等が困難な納税者向けに、税目ごとに個別の申告期限延長の手続等について取りまとめたFAQで、それぞれ以下の内容で構成されています。

問1. どのような場合に個別延長が認められますか。

問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

問3. 申請や届出など、申告以外の手続も個別延長の対象となりますか。

問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

それぞれの問4では、個別延長の適用を受けるための手続きとして、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記する旨とともに、その付記を行うべき箇所について、

書面で提出する場合とe-Taxで提出する場合のそれぞれの場面に分けて申告書等のイメージ図を用いて示されています。

## (2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

緊急経済対策における税制上の措置のうち、国税に関する措置の情報を集約した以下のページへのリンクが掲載されています。

■ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

なお、税制上の措置のうち納税の猶予制度の特例について4月30日付で発遣された「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて（法令解釈通達）」※は、上記とは別のページに公表されました。

※ <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/chosyu/200428/01.htm>

## (3) 納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合の納税の猶予制度に関する情報を集約した以下のページへのリンクが掲載されています。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

このページには、国税の猶予制度（緊急経済対策における税制上の措置で設けられた納税の猶予制度の特例を含みます。）の基本的な取扱いをQ&A形式で示した「国税の納税の猶予制度FAQ」※<sup>1</sup>等のほか、英語版のページ※<sup>2</sup>へのリンクも掲載されています。

※<sup>1</sup><https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

※<sup>2</sup>[https://www.nta.go.jp/english/tax\\_payment/01.htm](https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm)

## 3. 東京都主税局からの公表情報

東京都主税局はウェブサイト「新型コロナウイルス感染症拡大に関する対応」※というページを開設し、多く情報を掲載しています。その中から以下の(1)～(3)を紹介します。

※ [https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new\\_virus.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new_virus.html)

### (1) 法人事業税・法人都民税

■ 【法人事業税・法人都民税】新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等を行うことが困難な場合の手続きについて

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_hojin.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_hojin.html)

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人事業税・法人都民

税をその期限までに申告・納付することができないやむを得ない理由がある場合における2種類の申告期限の延長制度について、申請方法、延長後の期限、延長の対象となる法人（申告・納付ができないやむを得ない理由に該当するケース）等が解説されています。また、「4 参考」には【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】東京都における法人事業税・法人都民税の申告・納付期限の期限延長手続に関するFAQ※へのリンクが掲載されています。

※ [https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/shinkoku/05\\_faq.pdf](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/shinkoku/05_faq.pdf)

### (2) 事業所税（23区内）

■ 【事業所税(23区内)】新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合の手続について

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_jigyoh.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_jigyoh.html)

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合には、事業所税についても、東京都税条例に基づき申告・納付期限の延長申請を行うことができる旨が記載されています。また申請方法、申請期限などの情報や、やむを得ない理由の例も掲載されています。

### (3) 納税が困難な方へ

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する猶予制度について

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_yuyo.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_yuyo.html)

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合に、申請によって適用を受けることができる徴収猶予の制度について、概要、申請方法及び徴収猶予の手続きの流れが解説されています。

#### 【上記に関する e-Tax News】

(日本語)

KPMG Japan e-Tax News No. 190 (2020年4月6日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 191 (2020年4月8日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 193 (2020年4月10日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 194 (2020年4月17日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 195 (2020年4月21日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 196 (2020年4月30日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 197 (2020年5月1日発行)

(英語)

KPMG Japan e-Tax News No. 190 (2020年4月6日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 191 (2020年4月8日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 193 (2020年4月10日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 194 (2020年4月17日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 195 (2020年4月21日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 196 (2020年4月30日発行)

KPMG Japan e-Tax News No. 197 (2020年5月1日発行)

## III. その他

### 1. 国税庁 — 給与所得者の基礎控除申告書等の外国語様式の公表

国税庁は5月8日、「[手続名] 給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除の申告」\*のページに以下のページへのリンクを掲載しました。

\* [https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648\\_73.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_73.htm)

■ 《外国語》令和2年分給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648\\_73\\_gaikokugo.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_73_gaikokugo.htm)

給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書について英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語及びベトナム語の申告書様式が掲載されています。

### 2. 経済産業省 — 諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査研究事業（令和元年度）の公表

5月22日、経済産業省の「国際租税」\*のページに、デジタル課税に係る以下の委託調査報告書（受託者：KPMG税理士法人）が掲載されました。

\* [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html)

■ 令和元年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業（諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査研究事業）

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei\\_research\\_r1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei_research_r1.pdf)

OECDは現在、2019年5月に合意された作業計画に基づき、デジタル課税の新たな枠組み案を2つの主要なテーマ（第1の柱：ネクサスと利益配分に係る論点／第2の柱：軽課税国への所得移転等のBEPSに関する論点）に分けて議論しており、2020年1月31日には、BEPSに関するOECD/G20包摂的枠組みによる声明文書も公表されています。

169ページに及ぶこの委託調査報告書は、これまでのOECDの議論及び諸外国の動向を踏まえ、日本において適切な課税権を確保しつつ、産業政策に整合的な制度を検討する材料を得るため、諸外国・地域の政府又は産業界における経済の電子化への対応等の議論の状況等について調査及び分析を行ったものです。

#### 税務コンテンツ

本稿でご紹介したKPMG Japan e-Tax Newsは、以下のウェブサイトからアクセスいただけます。  
[home.kpmg/jp/tax-topics](https://home.kpmg/jp/tax-topics)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

—————  
KPMG税理士法人

[Info-tax@jp.kpmg.com](mailto:Info-tax@jp.kpmg.com)

担当：大島 秀平、風間 綾、内藤 直子

# グローバル企業の経理財務部門の課題と “Future of Finance”の実現に向けて

KPMGコンサルティング株式会社

パートナー 後藤 友彰

KPMGが世界各国の経理財務部門の上級職員および経営幹部を対象に実施した意識調査「Future Ready Finance Survey 2019: 経理財務部門における未来への準備度調査」では、事業に関するより良い意思決定の実現によって経理財務部門の提供する価値を向上するような取組みにおいて、多くの企業は依然としてデータの質や人材育成などの将来を見据えた最優先課題の実行に苦戦をしていることが明らかになりました。

こうした状況を打破するためには、早い段階で経理財務部門の未来像を定義し、具体的なアクションに繋げていくことが重要であり、KPMGが提唱する「Future of Finance」のフレームワークに則った検討が必要です。

本稿では、その具体的な内容について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



後藤 友彰  
ごとう ともあき

## 【ポイント】

- 経理財務部門が従来の役割を強化し、信頼されるビジネスパートナーとしての地位を確立するうえで最も重要となる能力は、正確かつタイムリーで質の高いデータ分析を提供することにより、社内全体の意思決定の改善を実現することである
- 今後の経理財務部門には、デジタル化されたプロセスを管理するための能力、例外管理、そして社内外のデータを分析して事業部門に重要なインサイトを提供する経理財務業務を熟知したデジタル専門家やデータサイエンティストが必要
- KPMGが提唱する「Future of Finance」のフレームワークを活用することで、経理財務部門では今後どのようなテーマに取り組んでいくべきかを明らかにすることができる

# 1. 調査の概要

世界が急激に変化している中でCEO（最高経営責任者）の抱える課題は多様化しており、CEOのビジネスパートナーとしての存在であるCFO（最高財務責任者）が取り扱うべき課題も多岐にわたります。CFOおよび経理財務部門は幅広い領域で真に経営に貢献する役割を期待されており、その期待に応えるためには従来の考え方や仕組みから脱却し、先進的なデジタル技術を最大限に活用していくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、KPMGは2019年にグローバルで業種も地域もさまざまな経理財務部門の上級職員および経営幹部850人超を対象に、意識調査「Future Ready Finance Survey 2019: 経理財務部門における未来への準備度調査」(以下本調査という)を実施しました。

本調査で得られたデータでは、急速に変化する現在の事業環境に経理財務部門がどう対処しているかだけでなく、アジャイルな業務モデルやクラウドベースの新テクノロジー、データ&アナリティクス、そしてオートメーションの導入がどこまで進んでいるかについても浮き彫りになりました。

また、3分の2近くの組織が、将来を見据えた最優先課題の実行に苦戦をしていることも明らかとなりました。本稿ではその中でも特に課題認識が強かったデータの質と人材育成に関して詳細を解説します。

## 1. データの質の向上を目指して

経理財務部門が管理担当としての従来の役割を強化し、信頼されるビジネスパートナーとしての地位を確立するためには、旧来実

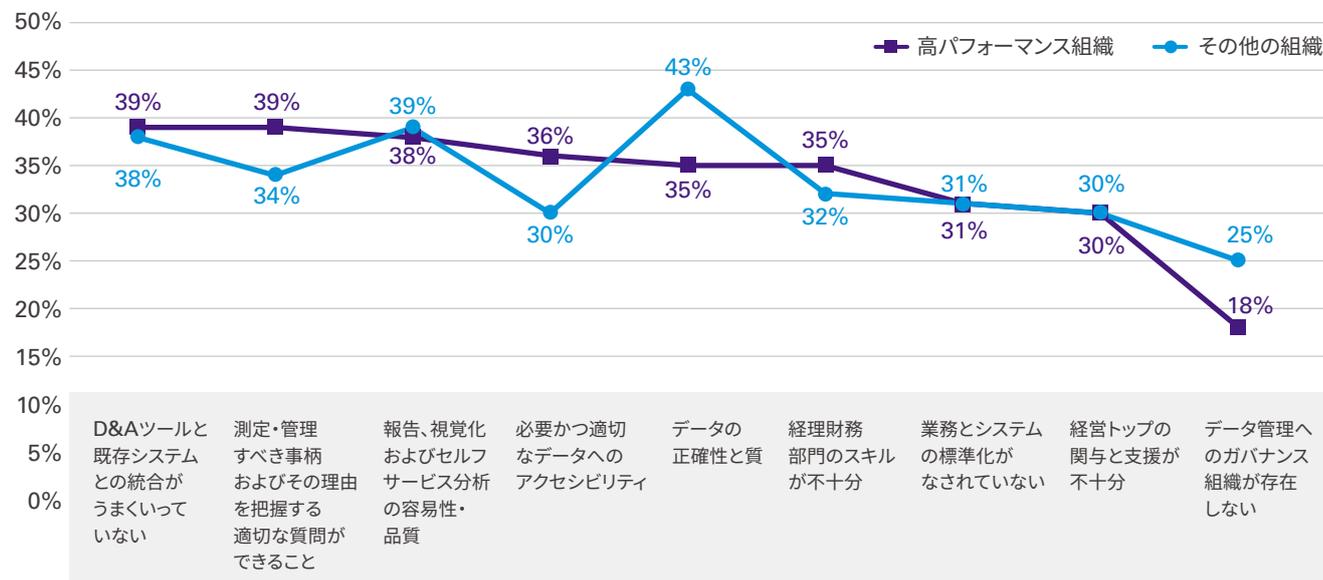
施されてきた予算計画立案だけでなく将来予測分析をはじめとするアナリティクス分野への強化拡充が不可欠です。正確かつタイムリーで質の高いアナリティクスを実現するためには、その基盤となるデータの質が極めて重要であることは言うまでもありません。この事実は本調査の結果に強く反映されており、あらゆる業種、地域、企業規模の調査回答者が、データ&アナリティクス能力への投資を優先課題の上位に挙げています。

しかしながら、経理財務部門によって生み出されるインサイトの質を改善する過程には、多くの課題が立ち塞がります。その最たるものがデータの質に関する問題です。各部門から提出されるデータソースが統一されていないために矛盾を起こしていたり、フォーマットが不揃いなケースは決して少なくありません。データに関する明確な基準が存在せず、なおかつ分析プロセスを手作業で行う場合、導き出された分析や報告は全面的に信頼できるものとはなりません。私たちがEPM（企業業績管理）の体系整理やツール導入を支援する中でも、こうしたデータに関する問題は非常に大きな障壁になることが多いのが実態です。

本調査においても、高パフォーマンス組織（売上と収益成長率の複合指標において上位16%に含まれる組織）とそれ以外の組織で項目によって濃淡はあるものの、データ管理のための堅固なガバナンス構造を設けることの重要性を過小評価している可能性があり、ガバナンス構造の重要性が、データ&アナリティクスを成熟させるうえでの課題の中で最下位となっています（図表1参照）。

データの質の改善には「真実は1つである」という原則のもと、取引の諸元からデータ構造を見直す取組みを企業全体で実施する必要があることから、その実現には相応の投資や労力を要することになり、より差し迫った戦術的課題が最優先となるかもしれませんが、継続的に成功を収めるためには、責任の所在を明らかにし、

図表1 データ&アナリティクス改善の障壁



出典：「Future Ready Finance Survey 2019：経理財務部門における未来への準備度調査」KPMG

データの保存場所や分析方法についての専門知識を持ち、データ基盤を確立することが極めて重要です。

## 2. 人材育成の難しさ

次に、人材育成に関する調査結果について解説します。

昨今、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）やIA（インテリジェントオートメーション）という言葉が普通に語られるほど、業務プロセスを極限まで自動化していく流れが加速しています。これは定型業務が多い経理財務部門においては特に強く、日本においても大半の企業が何らかのかたちでRPAやIAを検討しているのではないのでしょうか。

本調査でも、実に4分の3以上の組織がオートメーションによる自社の人材への影響を概ねプラスの印象として捉えており、人材は手作業に費やしていた時間から解放され、より付加価値の高い活動に重点を置くようになるだろうとの見方を示しました。一方で、技術環境の急速な変化を理由に、将来必要になるであろうスキルを正確に予測することは困難であるとも指摘しています。事実、AI（人口知能）が経理財務部門の雇用を創出するのか、削減するのかについては、回答者の間でも意見が分かれました。

オートメーション化によるメリットを全面的に享受するためには、経理財務部門の人材に、新しい役割を担うためのスキルを習得させる必要があります。経理財務部門の人材は今後、従来の限定的な領域に特化したスキルよりもむしろ、絶えず変化する事業環境に適応し得る、幅広い「実用」スキルを重視するようになるでしょう。そうしたスキルには、以下が含まれます。

- データの活用とテクノロジー — データのモデル化と視覚化、戦略的トレンド分析、デザイン思考、プログラミングを含む
- 行動 — 戦略的思考、サービスマネジメント、リレーションシップマネジメント、コミュニケーションを含む
- ファイナンス技術 — ビジネスモデルの作成、プロセスの設計、財務要因の分析を含む

今後の経理財務部門には、デジタル化されたプロセスを管理するための能力、例外管理、そして社内外のデータを分析して事業部門に重要なインサイトを提供する経理財務業務を熟知したデジタル専門家やデータサイエンティストが必要となってくることは間違いなく、オートメーションによって定型業務から解放された人材の再教育や外部調達などを通じて、これまでとはまったく異なる経理財務部門の要員配置を考えていく必要があります。しかし、その実現は容易ではなく、ロボットとの共存、データサイエンティストの育成ないしは採用、事業を深く理解したビジネスパートナー・ストラテジストとCFOとの連携、組織横断型のチーム編成など、中長期の視点で取り組むべき課題です（図表2参照）。

図表2 経理財務部門の要員配置イメージ



出典：「デジタル・ファイナンス革命」東洋経済新報社

## II. “Future of Finance”の実現に向けて

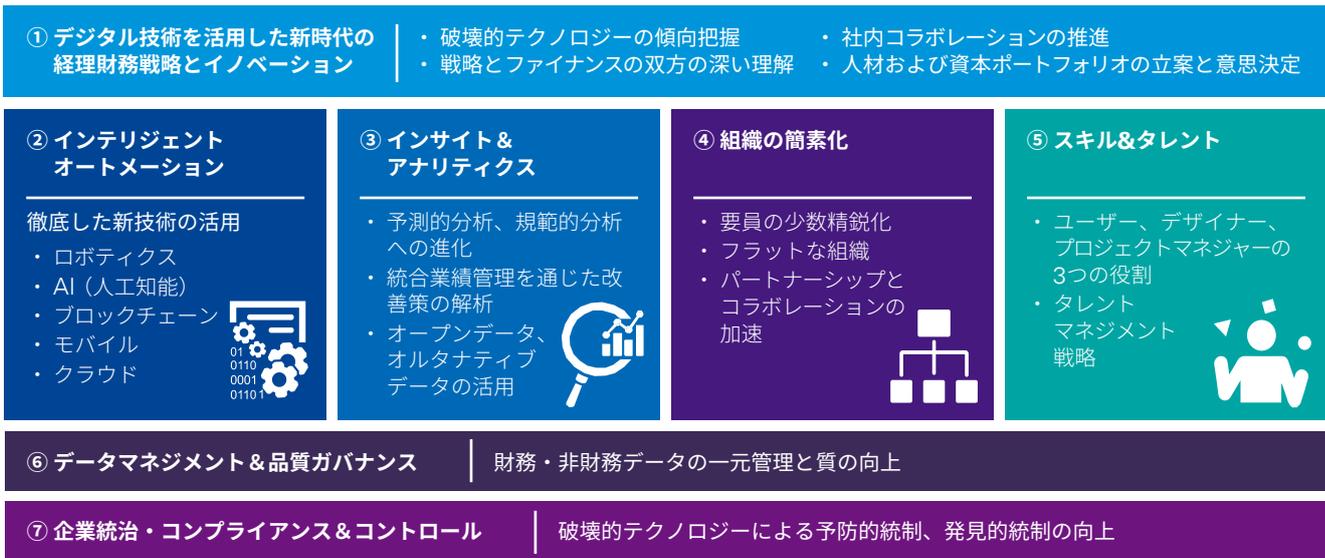
こうした大きな変化に備え、他社に出遅れないことはもちろんのこと、社内においても経理財務部門が真に経営に貢献するためには1日も早い変革プログラムを作成して実行に繋げていくことが重要ですが、どこから着手をすればよいか、どういった項目が必要であるか、網羅的に把握をしたうえで実施しなければ断片的かつ部分最適な取組みになる恐れが強いと思われます。

このような課題に対して、KPMGが提唱する「Future of Finance」の実現のフレームワークが有益であると筆者は考えます（図表3参照）。詳細について、よりご興味がある際は、東洋経済新報社「デジタル・ファイナンス革命」に目を通していただければと思いますが、本稿ではそのエッセンスを紹介します。

このフレームワークは、デジタル化時代のCFOをはじめとした経理財務部門に検討していただくべきアジェンダを示したもので、「①経理財務戦略とイノベーション」「②インテリジェントオートメーション」「③インサイト&アナリティクス」「④組織の簡素化」「⑤スキル&タレント」「⑥データマネジメント&品質ガバナンス」「⑦企業統治・コンプライアンス&コントロール」の7つの要素から構成されています。本稿で取り上げたデータの質はインサイト&アナリティクスとデータマネジメント&品質ガバナンスにおいて、人材育成はスキル&タレントのフレームワークと密接に関係があります。

インサイト&アナリティクスにおける今後のトレンドとしては、これまでの年度固定型の経営管理や予算管理のような「何が起きたか?」「なぜ起きたか?」を代表とする「静的」分析から、社内外のデータやAIの助けも得ながら状況を多次元分析し、考え得るシナリオを立案して打ち手を導き出す「何が起きるか?」「何をすべき

図表3 Future of Finance実現に向けたフレームワーク



出典：「デジタル・ファイナンス革命」 東洋経済新報社

か？」といった「動的」分析にシフトしていくものと考えます。

こうした概念は従来から存在していましたが、既存の未成熟なシステム環境やデータの取扱い範囲など数多くの制約もあり、実施できたとしても人海戦術で多大な労力とコストを費やす必要がありました。しかし、昨今のデジタル技術の進展に伴い、従来では考えられないスピードとコストで実現できる環境が整い始めています。

人材育成に関しては、今後の取組みを考えていくこと自体が非常に難しい時代に入つつあります。前述の調査結果でも、大半の組織はオートメーション化によって今後2年以内に経理財務部門の人材の11~20%の職務内容が書き換えられるか、人員が削減されると予想しており、影響を受ける人材の半数強が維持あるいはスキルの再教育対象とされ、その他の人材が余剰人員となることを想定しています。

一方で、上記のような人材に再研修を施すことができるという見立ては楽観的すぎるかもしれません。多くの場合、次世代のスキルを持つ人材は不足しており、既存の人材の多くは現在取引処理(オートメーション化の最有力候補であるプロセス)を担当している人材なのです。

こうした状況に対処するためには、①柔軟な要員配置モデルを目指した人材の再構成・採用・外部調達を考える、②再教育を施して維持すべき既存の人材の範囲を現実的に見積もる、③希少なスキルを持つ人材調達は将来を見据えて計画する、といった従来とは異なる視点で人材育成プランを立案していく必要があると考えます。

### III. おわりに

昨今の地球規模での新型コロナウイルス対策・サイバー攻撃・地政学リスクなど、不確実性の高い激動の時代において、デジタル技術を駆使して企業のバックオフィス業務はどう変わるべきか、経理財務部門が真に経営に貢献するため備えるべきものは何か、答えは一樣ではありませんが、本稿の内容が、短期・中長期的双方の視点で取組みを加速してく一助となれば幸いです。

今後もKPMGでは、グローバル企業をはじめ数多くの支援を通じて最新の取組み事例などを随時紹介する予定です。

#### 経理財務部門向けコンテンツのご紹介



KPMGのウェブサイトでは、経理財務部門の在り方についても情報を掲載しています。

レポート「経理財務部門における未来への準備度調査」

[home.kpmg/jp/finance-survey-2019](http://home.kpmg/jp/finance-survey-2019)

書籍「デジタル・ファイナンス革命」  
[home.kpmg/jp/future-of-finance](http://home.kpmg/jp/future-of-finance)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGコンサルティング株式会社  
 パートナー 後藤 友彰  
 TEL:03-3548-5111 (代表電話)  
[tomoaki.goto@jp.kpmg.com](mailto:tomoaki.goto@jp.kpmg.com)

# With/Afterコロナを生き抜くためのCFOアジェンダと Digital Transformation

ー ニューノーマルに備える決算デジタルプラットフォームー

有限責任 あずさ監査法人

アカウントティング・アドバイザー・サービス

ディレクター 河合 真吾

新型コロナウイルスの影響は全世界に拡がり、第2波、第3波まで考慮すると収束時期が不透明であるため、業種・業態を問わず、各企業は収束後のAfterコロナの回復プランだけでなく、ウイルスが収束しない中で経済活動を続けていくためのWithコロナのプランも考えざるを得ない状況です。

財務経理に目を向けても、決算書類の提出期限や株主総会の開催時期を延期することが可能とはなりましたが、ただでさえ忙しい決算時期に、資金繰りやテレワーク対応等の様々な課題を一気に抱えることになり、With/Afterコロナの時代を生き抜くために何を優先的に取り組んでいくべきか、頭を悩ませている状況です。

本稿は、With/Afterコロナの環境下で、CFOが取り組むべき短期的・中長期的な取り組み事項と、ニューノーマルの時代に目指すべき財務経理のデジタル化の方向性について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



河合 真吾  
かわい しんご

## 【ポイント】

- ー 新型コロナウイルスは、KPMGが提唱する、成長、ガバナンス、コンプライアンス、効率の4つのCFO機能領域に少なからず影響を与えており、その深度によっては早急な対応が迫られている。
- ー With/Afterコロナの対策として、短期（A.危機へ緊急対応するReaction、B.危機に耐えてマネージするResilience）と中長期（C.成長への機会を捉えるRecovery、D.新たな世界に適用するNew Reality）に分けて対応を施すことが重要である。
- ー CFO機能をサポートする日常業務、決算業務のいずれにおいても、ロケーションに依存しない働き方が加速され、デジタル化によるオペレーション変革が避けて通れない。
- ー 直近では、デジタルを活用した決算業務のリモート化のみならず、リモート監査の実現を目指す決算デジタルプラットフォームを導入する企業も散見される。

# I. 新型コロナウイルスのCFO機能への影響

## 1. 収束の見通しが困難な新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスが世界中で猛威を奮っており、日本でも全国に非常事態宣言が出されるなど例外ではない状況になりました。人と人との接触が多いビジネスモデル（サービス業、旅行業など）の企業から打撃を受けましたが、主要都市のロックダウンや需要停滞によって、グローバルにサプライチェーンを持つ製造業や、中小規模向け債権を持つ金融機関へも影響が出かねない状況であり、景気回復にはかなり時間がかかるものと思われます。また、いったん収束に向かったとしても、第2波、第3波が襲来する可能性もあるため、収束後のAfterコロナの回復プランだけでなく、ウイルスが収束しない中で経済活動を続けていくためのWithコロナのプランも考えざるを得ない状況です。

## 2. 財務経理機能でも多方面の課題に直面

財務経理の領域でも、事業継続のための資金繰りの確保等の財務上の課題、直近あるいは中長期的な業績着地見込みへの影響判断等の経営に関連する課題、政府からの在宅勤務要請に伴う急なテレワークへの対応等の現場オペレーション上の課題など、様々なジャンルの課題を一気に抱えることになりました。また、4月には決算書類の提出期限や株主総会の開催時期を9月まで延長することが可能とはなりましたが、テレワーク期間と決算業務のタイミングがちょうど重なることになり、止めるわけにはいかない決算業務とのジレンマに悩まされた企業も多く、関係各所（政府、金融機関、租税関連、金融庁等）から随時出された法令や措置案の情報収集をしながら、直近の対応に追われていたと思われます。

在宅勤務の割合を極力高めることが求められる中で、在宅勤務

の足枷となる紙を前提とした業務（紙資料の押印を含む）の変更・廃止が論点になりやすいものの、それだけを重視してしまうと、実行すべき施策の優先度を見誤ってしまう恐れがあります。

## 3. 領域別・段階的な対応施策の必要性

対応施策の優先度を適切に見極めるためには、KPMGが定義するCFOレーダー(図表1参照)にあるように、財務経理機能を1.成長、2.ガバナンス、3.コンプライアンス、4.効率という4つの領域に整理し、4つの領域ごとに、攻めと守り、事業部門とマネジメントという軸を重ね、財務経理が直接責任を持つ業務、影響や指導を与える業務をまとめたものに沿って、それぞれの領域ごとに取り組むべき改革テーマや、レジリエンス対応のポイントを整理することが必要となります。また、一度に課題を解決することは不可能であるため、(1)短期的な施策(A.危機へ緊急対応するReaction、B.危機に耐えてマネージするResilience)と(2)中長期的な施策(C.成長への機会を捉えるRecovery、D.新たな世界に適用するNew Reality(=ニューノーマル))に分け、段階的に対応施策を検討することが肝要です。

# II. CFO機能別の短期・中長期的アジェンダ

各企業が短期・中長期的に取り組むべきと思われる代表的なアジェンダを、CFOレーダーの各領域ごとに説明します。

## 1. 成長領域

### (1) 短期

#### ① 事業戦略の変更要否の見極め

図表1 KPMGが定義するCFOレーダー

価値向上のための戦略策定や遂行をサポートし、持続的成長を実現

- 戦略企画
- 意思決定のための経営管理
- M&A等投資戦略
- 経理タレントマネジメント など

- デジタルによる業務プロセス自動化・効率化
- コスト最適化 など

業務効率化・品質向上のための取組を促進し、競争優位を創出



変化に対応するための体制づくり、リスク管理と利害関係者との対話を促進

- 開示戦略
- グループガバナンス・リスク管理
- サステナビリティ など

- 会計基準対応
- 内部統制
- 内部監査
- 規制コンプライアンス
- 不正対応 など

各種規制、制度への対応を実現し、市場での社会的要請に適合

現在および近未来の業績影響を可能な限り見極め、短期的な事業戦略の継続可能性、収益構造モデルの変更、サプライチェーンの変更等について、マネジメントの意思決定をサポートする必要があります。必要に応じて、「業績の悪化にどう対処するか」という観点でのグループ内再編やM&Aについても検討対象となるケースが考えられます。

## ② 短期・中期経営計画の見直し

事業戦略の変更要否によっては、今後の事業収益のシミュレーションを行い短期経営計画を修正するだけでなく、中長期の資金繰り予測や労務対応も対象とした中期経営計画の見直しが必要になると考えられます。

## (2) 中長期

### ① 新ビジネスモデルに基づく組織・制度設計

ニューノーマル時代の新ビジネスモデルに対応する必要性や、中期経営計画の変更に基づいて、グループ内の組織設計（機能、役割）や制度設計（規定、ルール）の見直しが必要になることが考えられます。投資・撤退基準の見直しや、SSC化などのオペレーション改革も含めた組織再編（グループ内統廃合）の検討が必要となるケースがあると思われます。

### ② 人材育成プランの見直し

テレワーク型の業務モデルに即した人材育成が必要となることから、リモートで研修を実施するための機器を準備することはもちろんのこと、これまでOJTに頼っていた業務の目的や業務を行ううえでのコツの伝承、さらにはテレワークによる直接的なコミュニケーション不足を補うための施策を検討する必要があります。

## 2. ガバナンス領域

### (1) 短期

#### ① 承認ルール簡略時におけるガバナンス担保

通常時は紙資料での押印を前提にしている申請・承認業務では、テレワーク化で臨時的にメール承認に代替し、紙資料の承認は後日対応とする会社も多いと思われますが、後に内部統制の問題にならないように、臨時ルールを別途文書化し、周知徹底する必要があります。

#### ② 資金需要への対応

グループ全体でのキャッシュ流出を最小化すべく、キャッシュ保全プログラムを設けて、資金管理体制の引き締めを行うとともに、不良債権対応、子会社におけるキャッシュ不足への対応としてのキャッシュプリーングの検討が必要となります。各国の新型コロナウイルス対応の税制措置の把握や申請作業も必要となります。

### (2) 中長期

#### ① グローバル管理体制の見直し

リスク分散の観点からも、コーポレートからリージョンへの機能配置・権限委譲（リスクマネジメント含む）について検討する企業が存在する一方で、情報を集約し、迅速な分析を可能とする経理組織の構築（グループデータ統合を前提としたグループ経理体制など）を検討する企業が存在すると思われ、各々の企業に応じたグローバルガバナンス体制の再構築が求められます。

#### ② 財務戦略・キャッシュマネジメント方針の見直し

株式市場が不安定な中、格付けを維持しながら最適資本構成を再検討したり、株主還元・事業投資の方針・優先順位付けの重要性がますます高まることが想定されます。また、今まで以上にグループ全体でキャッシュフローを把握・コントロールする仕組みの構築は必須になると考えられます。

## 3. コンプライアンス領域

### (1) 短期

#### ① テレワークに伴うセキュリティリスクへの対応

今回の新型コロナウイルスの流行をきっかけに、事業継続のために急遽テレワーク実施に踏み切った企業が多いことが予想されますが、テレワークに関する網羅的なセキュリティ対策が取られていない場合には、改めて対策を検討する必要があります。テレワーク環境においては、ネットワークやデバイスが企業の統制外に置かれるため、企業内ITネットワークにて担保されていたセキュリティは保証されないため、端末やネットワークに関する情報漏洩等のセキュリティ対策は喫緊の課題となります。

#### ② 拠点・子会社における決算作業の支援体制の構築

テレワークの準備が不足している地域がロックダウン等によって閉鎖された場合を見越して、子会社の決算をコーポレートとして支援するための体制を準備する必要があります。特に工場・営業所などの拠点や、子会社からの決算情報の収集方法やモニタリング方法について、暫定的であってもリモートで収集できるための手段を準備する必要があります。

### (2) 中長期

#### ① ESG課題の特定と中長期戦略策定への組み込み

投資家のESGへの関心がさらに高まることにより、ESG投資を通じた企業へのプレッシャーが益々高まると思われれます。新型コロナウイルス等のパンデミックに対する企業の取組方針、社会貢献策などの見直しが必要となり、昨今導入が進んでいる統合報告書の中でも、中長期戦略策定において、企業市民として新型コロナウイルス対策に取り組んでいる姿勢を打ち出すことが必要となると考えられます。

## ② 内部統制の見直し

テレワークの普及に伴い、業務プロセスの変革・改革が必要となり、それに伴い内部統制も見直す必要があります。業務プロセスが自動化されることによって業務統制がシステム統制として簡素化されるものがある一方、システムによって制御されている事項の妥当性の評価や、リモートアクセスについてのIT全般統制の重要性が増すことも予想されます。必要に応じて、内部統制報告制度に関する文書修正が必要となるケースも想定されます。

## 4. 効率領域

### (1) 短期

#### ① テレワークの阻害要因の除去

リモートで財務経理の日常業務を遂行できるように、各企業のテレワーク阻害要因に応じて、VPNやバーチャルデスクトップを用いた社内システムへの接続を強化したり、契約書の電子化、ワークフローによる承認プロセスの自動化、受発注関連帳票や請求書・支払明細書の発送および証憑との突合業務をデジタルプラットフォーム上でやり取りする仕組みを導入、といった自動化・ペーパーレス化の検討が必要となります。

#### ② 業務の可視化・標準化の推進

急遽テレワークを試みた企業では、作業メンバー間の負荷の偏りが明るみになった一方で、作業が属人化しているがゆえに、思うように作業負荷を分散できなかったという課題を感じた企業も多かったようです。作業品質を担保しつつ負荷分散を図れるように、業務の手順書やマニュアル類の整備を通じた業務の可視化、標準化の検討が急務となります。

### (2) 中長期

#### ① Intelligent Automation<sup>1</sup>の実現へ

ワークフローによる紙承認の電子化、電子請求書の受取り・発行によるペーパーレス化などの個別のサービスとERPシステムを連携し、加えてAI等の技術も組み込みながら、つぎはぎではなく、全体として整合をとりながら、財務経理のオペレーションを効率化するための検討が必要となります。

#### ② 決算デジタルプラットフォームによるリモート決算、リモート監査の実現

決算デジタルプラットフォームとは、決算処理の自動化やプロセス管理を通じて、経理プロセスのシステム統合管理を実現するクラウド型デジタルソリューションです。決算の各作業の目的、処理手順はもちろん、実施結果（エビデンス）や進捗状況を一元管理することでリモート決算を実現可能とし、あわせて、決算処理手順と

実施結果を監査法人が閲覧できるように設定することでリモート監査が可能となり、監査法人とのコミュニケーション工数の削減を検討することが考えられます。

## III. ニューノーマルに備えた財務経理のデジタル化

### 1. ロケーションを選ばない働き方へシフトするための財務経理業務のデジタル化

II章の中長期的施策の検討にあたり、共通的な大きな潮流として「ロケーションを選ばない働き方へのシフト」があります。II章(1)①「テレワーク阻害要因の除去」で財務経理の日常業務のデジタル化の方向性について触れましたが、II章の最後に述べたとおり、決算業務にもデジタル化の波が届きつつあります。在宅勤務を再要請されることがあり得る環境下で、社員の安全を守りつつ、日程がタイトな決算業務をやり抜く必要性を踏まえると、決算業務も聖域とはせず、デジタルプラットフォーム上で実施することによってリモートワークを実現可能とする必要性が高まっていくと思われます。

### 2. 決算業務のデジタル化の遅れ

しかしながら、決算業務は、財務経理の中でも最もデジタル化が進んでいない業務であるのが実状です。基幹システムや制度会計・管理会計のシステム化は進んでいる一方で、引当金などの見積を伴う業務、単体・連結の各種決算整理仕訳のマニュアル作成、決算数値の分析、開示資料の作成、監査法人との調整など、決算業務は紙資料を基にした手作業や属人的なExcel・Accessの作業への依存度が高く、デジタル化されていない作業が大半を占めています。さらに、年度決算でテレワークを試みた企業では、物理的にバラバラの場所で業務をすることによって、これまで阿吽の呼吸で成り立っていた作業担当者別の進捗状況の把握が困難になったケースが多かったことから明らかなとおり、作業タスク管理や進捗管理の面でもデジタル化が遅れている状況です。

### 3. 決算デジタルプラットフォーム導入による期待効果

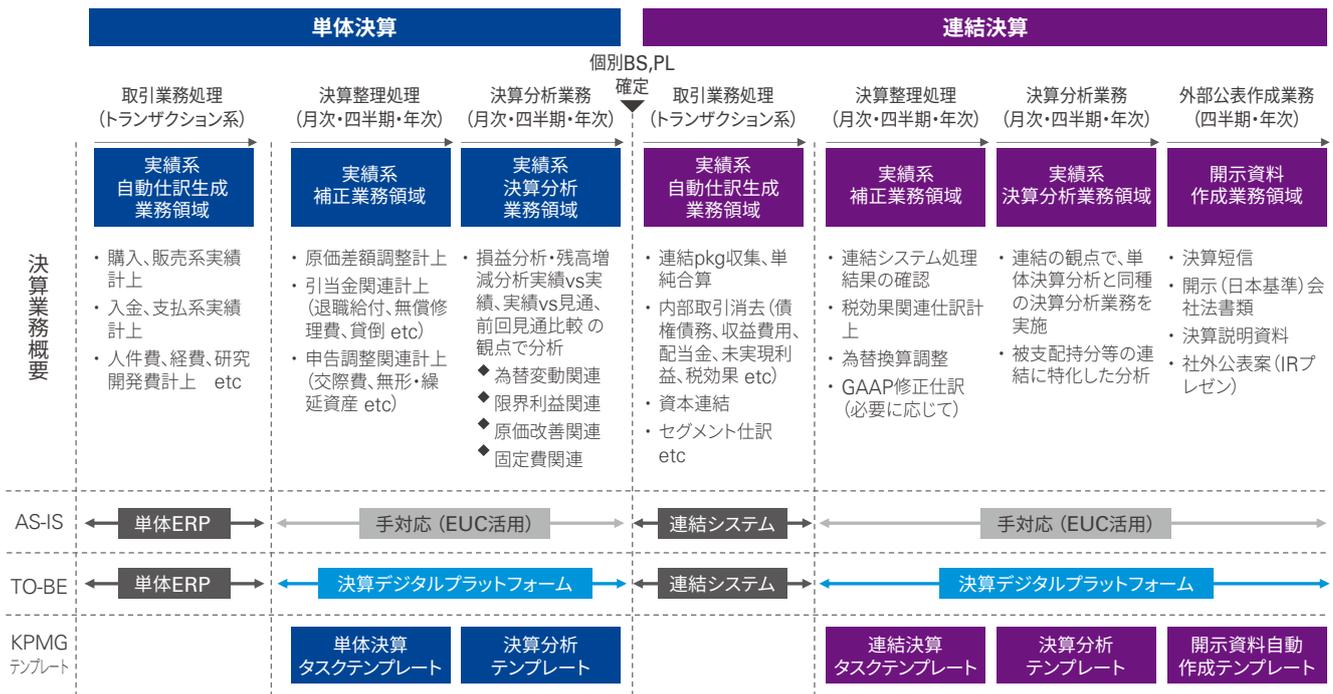
II章の最後に説明した決算デジタルプラットフォーム導入による、主な4つの期待効果について説明します。

#### (1) 決算業務の期中前倒しと効率化

総勘定元帳と補助元帳との残高照合および差異分析、明細突合（ネットィング含む）とそれに伴う修正仕訳入力等について、締めを待たずに業務を実施することにより、従来月末締め後に行われて

1 多様なテクノロジーを同一プラットフォームで最適化を図ること

図表2 決算デジタルプラットフォームの業務範囲とKPMGテンプレート



いた決算処理業務を期中に実行できるようになり、業務負荷が平準化されます。その際、従来手作業やExcelで実施していた照合作業や差異分析を自動化することにより各作業の効率化も併せて実現します。

(2) 業務プロセスと進捗状況の見える化

決算業務の処理手順と、その背景にある目的や留意事項、さらには経理規定等をプロセスに連携する形でシステム上に定義し、可視化することで、担当者によって決算手順が異なり品質を担保できない課題を解決するとともに、テレワーク時でも誰がどの処理をいつ実施予定/終了したのかを把握することが可能となります。

(3) グループ業務標準化

前述の業務プロセスの可視化によって、個社決算業務の属人化による弊害から脱却できるだけでなく、グループ会社へ展開することによってグループ全体での決算業務の標準化が進み、組織再編やM&A時にもスムーズに業務統合を図ることができます。

(4) 個社および子会社への統制強化

これまで手作業に頼っていた業務について、誰が・いつ・どのような情報を活用して・何を分析し、何を作成し、誰が承認したか、がシステムで履歴管理されることによって統制が強化されます。個社単位での効果はもちろんのこと、子会社管理の面でも、各子会社の決算処理結果を本社から確認可能とすることによってガバナンスが強化されます。

決算デジタルプラットフォームを活用し、(1) から (4) の効果を実現させ、リモート決算、リモート監査が実現可能となることで、ロケーションを選ばない働き方に備えるデジタル基盤が整うことになると考えられます。

4. 導入アプローチ

決算デジタルプラットフォームを最終の理想型と位置付けつつも、Step1では決算業務タスクの洗い出しと業務標準化を、Step2ではExcel等を活用し、決算業務に関するテンプレートによる処理手続きや分析手順を定義し報告業務の統一化を、Step3としてIT投資含めた決算プラットフォームの実装を、という考え方で、より迅速に効果を楽しむような段階的アプローチを取ることも考えられます。KPMGは、決算デジタルプラットフォームに定義する業務領域の全般にわたって、監査目線での分析観点も含めた業務テンプレート (図表2参照) を保持しておりますが、そうしたテンプレートを活用しながら決算業務全般のデジタル化を推進することが必要になってくると考えられます。

<https://cloud.gigacast.tv/VideoPlayer/4938/com4yp3aioj> にて、より詳細な解説をしています。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
 アカウンティング・アドバイザー・サービス  
 ディレクター 河合 真吾  
 TEL : 03-3548-5120 (代表電話)  
[shingo.kawai@jp.kpmg.com](mailto:shingo.kawai@jp.kpmg.com)

# オープンイノベーションの事業管理

KPMGジャパン

フィンテック・イノベーション部

マネジャー 渡邊 崇之

オープンイノベーションは、「あるべき未来」を主体的に作り出す取組みといえます。その中でも、スタートアップとの連携を推進する「アクセラレーションプログラム」が隆盛しています。ただし、アクセラレーションプログラムも多数実施され、若干飽和気味で、アイデアの質の維持が課題になっています。その中で、スタートアップと連携を模索する企業側としては、仮説検証プロセスをより早く回転させる必要が出てきています。そのためには、事業側だけでなく事業管理サイドおよび経営陣がプロセスを後押しさせることが必要になっています。事業管理は着地見込み管理のプレッシャーからリスク回避に向かいがちです。新規事業のQCD (Quality, Cost, Delivery)の管理体制を構築し、「新しい発見」を事業管理としても積極的に評価するようにすることで、リスクと知見を共有し、実証実験から事業化へのプロセスにおける成功確率を組織として向上させることができます。本稿では、オープンイノベーション、アクセラレーションプログラムの現状、事業管理について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



渡邊 崇之  
わたなべ たかゆき

## 【ポイント】

- 直近、オープンイノベーションの手法の1つであるアクセラレーションプログラムは飽和状態であり、アイデアの質の担保が課題である
- 実証実験から事業立ち上げまでには、仮説検証プロセスを高速で回す必要がある。アクセラレーションプログラムを活用する場合、アイデアの質が以前より高くないとすれば、より高速で仮説検証を行う必要がある
- 仮説検証プロセスをバックオフィスの事業管理が積極的にサポートすることがスタートアップ連携の成功のカギを握る。様々な難所に関する知見の共有が組織における新規事業の成功確率を上げる

# 1. オープンイノベーションの事業管理

## 1. はじめに

新規事業は、事業を立ち上げると決めた発案者の価値観に基づき主体的に未来を作り出すプロセスといえます。テクノロジーを活用した新しい未来を描き、収益が稼げるモデルを作るアプローチですが、自社だけで新規事業を作り出すのは骨の折れる作業です。特に、日常のオペレーションに忙殺されている通常の企業ではなおさらです。

そこで、新規事業を作り出すための時間を節約するため、「オープンイノベーション」を活用する会社が増えています。自社の既存事業のリソースを活用しつつ、新しい未来を定義し事業を推進しているスタートアップと連携しながら「あるべき未来」を主体的に作り出す取組みがオープンイノベーションといえます。

しかし、最近では手軽なオープンイノベーションプログラムであるアクセラレーションプログラムが多数実施され、市場が若干飽和気味です。プログラム経由でのスタートアップとの連携した実証実験も多数実施されていますが、事業化に至る事例が少ないといった声も聞かれます。

事業化までには様々な試行錯誤を経る必要があり、その試行錯誤にあたっては事業担当者だけでなく、事業管理側および経営陣の一体となったサポートが必要です。アクセラレーションプログラムが隆盛し、オープンイノベーションのコモディティ化が進む中ではなおさらです。本原稿では、オープンイノベーションの概要と

アクセラレーションプログラムの現状をご紹介します、その後具体的な事業管理としての事業サポートの進め方について説明いたします。

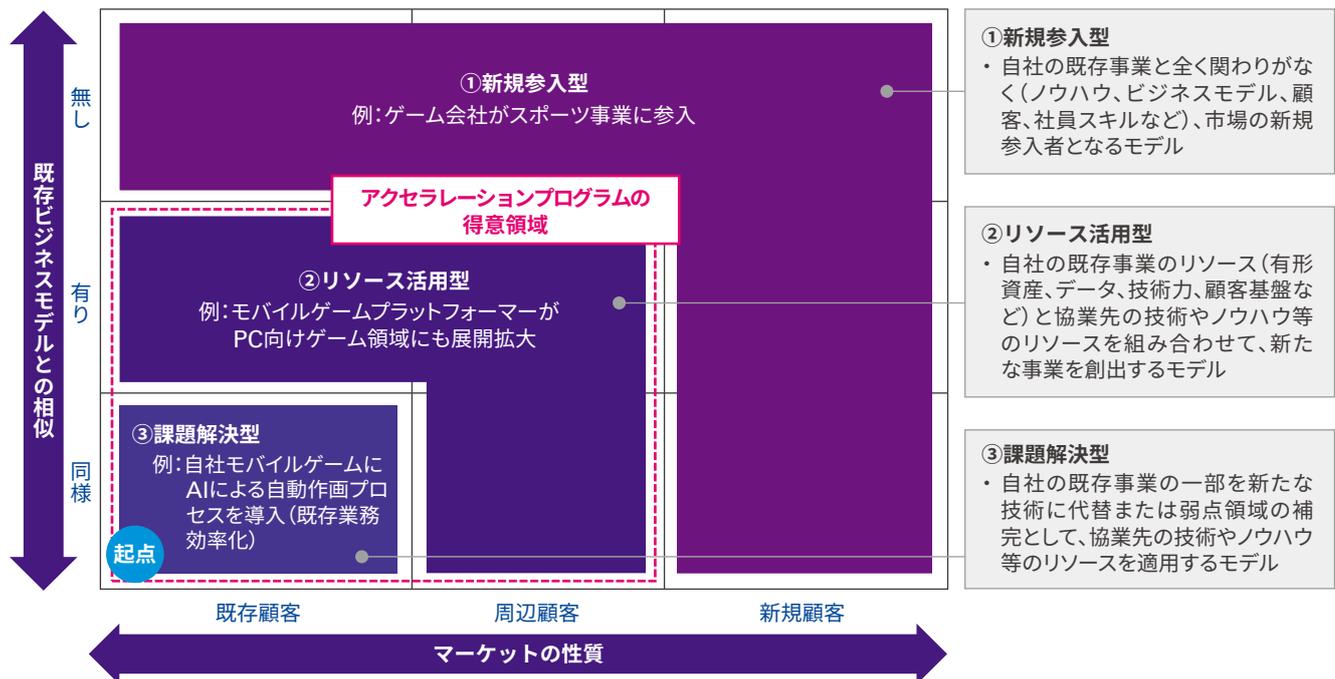
## 2. オープンイノベーションとは

オープンイノベーションは、社内外から技術やアイデアを取り入れて新しい事業を創出する取組みです。事業を創出するにあたっては、特色ある技術やビジネスモデルを持つ社外スタートアップからの技術導入を促すケースが多いです。そうして創出された新しい事業の種を育てて、業績を伸ばしていこうという取組みです。

これまででは、個別組織内で開発した自前の技術やアイデアを用いて製品やサービスの開発を行ってきましたが、オープンイノベーションの考え方では、組織の枠組みを超えて外部から幅広く技術やアイデアを取り入れて新しい価値を創出していくこととなります。テクノロジーは指数関数的に発達していくので、自社だけでは全方位に対応することは大企業でも困難です。その観点からもテクノロジーの発達に合わせた新技術を製品化するためには、外部の知見を取り入れて研究開発を進めることは必須です。

一方、実現性や市場ニーズともに不確実性が高い領域も多く、その中でリスクをとって独自の技術やビジネスモデルを活用して新規事業を起こしているのがスタートアップです。テクノロジーの発達に対応していくという観点だと、スタートアップを積極的に活用していくのは大企業にとっても大変意義深いものになります。大企業の研究開発活動は、投資対効果の観点からも既存顧客や市場の確たるニーズに基づくものか、または既存事業の改善のためのものになりがちです。そういった背景から新規の取組みを行いたい大企

【図表1】アクセラレーションプログラムの得意領域



業にとっても、新規事業の共創という観点でスタートアップとの連携は注目を集めており、協業ニーズが高まっている状況です。

### 3. アクセラレーションプログラムの現状

本項目では様々なオープンイノベーションの取組み種類の中でも最も手軽な手法の1つで、最近「流行り」のアクセラレーションプログラムの現状について確認します。

アクセラレーションプログラムはどのような特徴を持つのでしょうか。関係者と議論をしていくと、アクセラレーションプログラムは、既存の事業領域から逸脱しない「近い」領域で、新技術やビジネスモデルが既存の事業領域に「繋がる」形で解釈された状態であるときに力を発揮することがわかりました。つまり、短期、長期にかかわらず、既存の事業領域から大きく離れない範囲での経済性が想定できる範囲での未来を作りたいというニーズにこたえるのがアクセラレーションプログラムといえます（図表1参照）。既存の事業領域から大きく離れていないため、既存の事業管理のナレッジを活用することができます。

また、アクセラレーションプログラムを実施するにあたっては、「(事業プランの)ブラッシュアップ」や「実証実験」を求めている企業が参加していること、また最近様々なアクセラレーションプログラムが実施されているため、市場が飽和していることに気を付ける必要があります。海外に“How Do Accelerators Impact the Performance of High-Technology Ventures?”<sup>1</sup>という、アクセラレーションプログラムに参加した企業とそうでない企業の相違を分析した論文があります。詳細は割愛しますが、ここで私どもにとって示唆深い点は2点あります。1つに、アクセラレーションプログラムには、最高のアイデアを持った創業者は応募していないこと（他者からの資本注入が前提になりえるため）、2つ目はプログラム参加企業は、ブラッシュアップによる仮説検証により早めに事業の成否がわかってしまうという点です（論文では、「参加企業」のほうが「不参加企業」よりも事業クローズが早いというデータが示されている）。現在、アクセラレーションプログラム流行りの中で、プログラム自体が様々なコミュニティで繰り返し行われているのが現状です。一度ブラッシュアップを経験した企業は応募するインセンティブが減少するため、プログラムを同じコミュニティで繰り返し実施する場合、新規のスタートアップ企業をコミュニティに加えていかなければ、プログラムに応募するスタートアップが減少します。また、セレクションにより上位のスタートアップから「卒業」していくため、質の低下も起きていきます。

事業管理上気を付けなくてはならないのは、現在のアクセラレーションプログラムは非常に手軽にスタートアップとのマッチングを提供してくれるものの、「質」はそこまで高くない可能性があるこ

とです。それを經由して得られた「未来」の事業アイデアは最善のものではなく、事業に育てていくためには様々な試行錯誤を経る必要があるという点です。初期段階のアイデアの質が高くないとすれば、失敗も想定したよりも多くなります。スタートアップは時間と資金のリソースが限られている中で、実証実験以降のプロセスでは通常よりもスピード感ある意思決定と仮説検証を繰り返しながら筋の良い未来を描いていくというプロセスが重要です。そして、失敗を奨励し、失敗から新しい知見を学び取る体制作りが必要になります。次項では、アクセラレーションプログラムにおいてつまづきが多く発生する実証実験以降のフェーズにおける「事業管理の手法」にフォーカスして議論を進めます。

### 4. 事業管理による仮説検証支援

実証実験以降は、事業の仮説検証が最も重要なポイントです。アクセラレーションプログラムをはじめとしたオープンイノベーションの取組みを行ったからといって、必ず事業が成功するわけではありません。ましてや未来に関する仮説づくりやそれに伴うビジネスプラン作成をスタートアップに丸投げしてビジネスを立ち上げられるわけではありません。そして、スタートアップとの協業も含めた新規事業創出にあたって1つの重要なポイントになり、難しい部分が事業管理のサポートです。ここでは特に実証実験以降の段階にフォーカスして議論を行います。

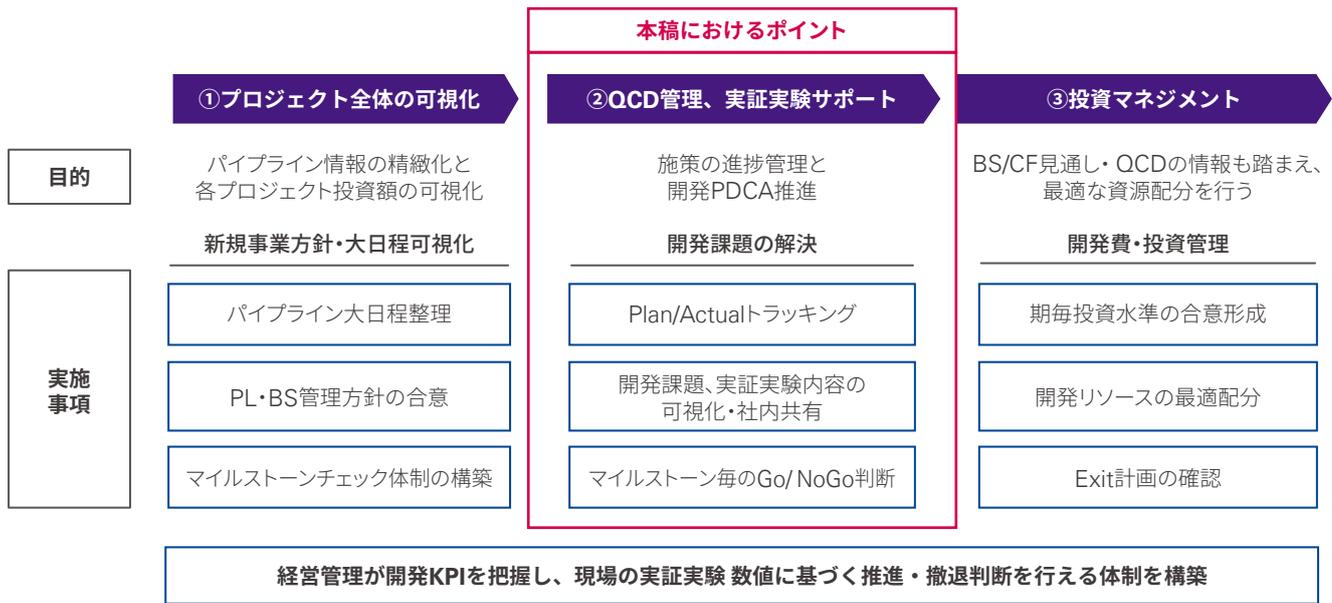
事業管理の担当者は通常オペレーションである予実差異分析において、見込みの下振れを回避するため、事業部とのコミュニケーションがRisk Averseに振れやすい傾向があります。ともすれば、事業管理のコミュニケーション次第では仮説検証そのもののプロセスがストップします。新規事業推進に当たっては、事業管理に事業部の仮説検証プロセスを後押しし、仮説検証を適切に行っていることを経営幹部に伝える機能を持たせることが、実証実験から事業化へのプロセスでは重要です。

事業管理の実務としては、まずはビジネスロードマップを作成し、こういったタイミングで事業評価を行うかの基準作りをする必要があります。また新規の取組みについては試行錯誤が重要なので事業部PLとは切り離して「社長直轄プロジェクト」として評価をするなど様々な事前設計をしておく必要があります。また通常、アクセラレーションプログラムを実施する場合は、プログラム開始前にある程度ビジネスプランのイメージがついており、プログラムを通じてスタートアップと連携した状態に関する仮説がブラッシュアップされた状態にあると思います。

その中で、新規事業管理のオペレーションにおいては、Quality（≒想定売上）、Cost（≒投資額）、Delivery（≒スケジュール）の観点で新規事業パイプラインを予実管理することが1つの手法として

1 出典：Yu Sandy, "How Do Accelerators Impact the Performance of High-Technology Ventures?", 2019, Management Science

図表2 実証実験フェーズにおける事業管理の役割



あります。QCD管理シートを作成し、管理シートには当初の計画を記載し、当該計画を各新規事業の担当者と事業管理担当で月次でミーティングを持ち、アップデートしていく仕組みを作ります。Qualityの観点では、ローンチ遅れや仕様変更による期ごとの売り上げの増減を反映させ、Costの観点では追加開発等の開発費用のブレ分を反映、またDeliveryの観点では、開発スケジュール上の社内のクオリティチェックのタイミングの上程時期、またリリース時期が予定通りかどうかを反映します。管理シートに分析欄を作成しておき、計画差分に関する差異要因と、どのような実験を行い、結果どうだったのかを記載できるようにしておくというやり方です。なお、あわせて各種ツールを活用して、プロジェクトの取組みおよびマイルストーンごとの実験内容と結果をイントラ等で共有できるように整理しておくことは筆者の経験上も非常に有効です。事業管理が主導になり、実験のフレームワークや、実験結果、また協業先との連携に当たっての難所を共有することで組織としてのレベルアップが図れます。

このとき、事業管理側には事業経験があり、共通言語をもって売上増減やスケジュール前後の要因分析を事業側に寄り添って考えられるメンバーを配置することが重要です。事業を把握しているメンバーだからこそ、客観的な立場で事業の仮説検証を事業管理として手伝えることができます。経営幹部には事業担当者とのコミュニケーションで得られた情報を提供しますが、経営幹部にとって報告を聞くときに重要なのは「計画差分が生じるのは当然」という前提のもと、計画差分との差異の分析を詳細に行っているかどうか、新しい知見を得られたかどうかを評価基準にすることです。事業側は得てして「順調である」と経営陣を安心させる報告を行いがちであり、経営陣もそういった安心できる報告を求めているきらいがあります。しかし、手軽な新規事業などはありえず、経営陣は「順調

である」という報告は逆に疑うべきです。どれだけ試行錯誤をして、新しい知見を得たのかを確認するのが、新規事業を推進する経営陣の役目です。QCD管理フォーマット作成しておくことで開発における試行錯誤の状況を的確にマネジメントに報告できるようにするというのが肝要です(図表2参照)。

新規事業を推進するうえで順調であることはほぼなく、様々な想定外の難所があらわれ、難所を乗り越えていく活動を繰り返していく必要があります。難所を一緒に乗り越えられる体制を整えることがきわめて重要です。こういった難所があったのか、どう乗り越えたのかを共感し、新しい知見を評価する体制が必要です。事業に寄り添って状況確認をすることを積み重ねることで、マイルストーンチェック時の撤退判断の材料にもなります。「オープンイノベーション」や「アクセラレーションプログラム」が一般化し、通常の活動になってくるにつれて、企業側の仮説検証体制の整備はより一層重要になってくると想定されます。アクセラレーションプログラムなどの活動において、仮説検証体制が整っている企業をスタートアップが選択する、そういった時代も近いのかもしれない。

フィンテックコンテンツ

ウェブサイトでは、フィンテックに関する情報を紹介しています。  
home.kpmg/jp/fintech

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGコンサルティング株式会社  
マネジャー 渡邊 崇之  
TEL:03-3548-5111 (代表電話)  
takayuki.watanabe@jp.kpmg.com

# 景気後退局面での企業経営

～コロナ禍での対応～

株式会社 KPMG FAS

パートナー 執行役員 中村 吉伸

今般のコロナ禍による経済影響は、その大きさと不確実性において、10数年前の世界金融危機（リーマンショック）を大幅に上回ります。また、収束までに相応の時間を要する中（ウィズコロナ）、人々の行動様式が変容し、その結果、収束後（アフターコロナ）も元の世界（ビフォアコロナ）に戻らず、企業の事業環境は大幅に変化すると予想されます（ニューリアリティ）。

このような特徴を持つコロナ禍に端を発した景気後退局面において、企業はどのような対応を求められるのでしょうか。ステークホルダーの理解と支援を得ながら、資金流動性の確保、コスト削減・事業縮小などのリストラクチャリング、ニューリアリティに備えるためのビジネスモデルのトランスフォーメーションを、バランスを図りながら適時適切に実行することが重要となりますが、本稿ではその際に考慮すべきポイントや視点を考察します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



中村 吉伸  
なかむら よしのぶ

## 【ポイント】

- ウィズコロナでは、資金流動性確保とステークホルダーとのコミュニケーションを重視する。
- そのために、コスト削減・運転資本最適化・資金創出に取り組むとともに、外部資金調達や金融支援等も検討する。
- ステークホルダーとのコミュニケーションにあたっては、事業環境の変化に応じて戦略を見直し、事業計画を再策定し、将来の見通しを示すことが、理解と支援を得る前提となる。
- 今後予想されるさまざまな状況を想定し、財務シミュレーションを継続的に実施し、戦略・計画を見直しながら、企業価値の向上と財務健全性の維持を図る。
- 戦略の見直しに際しては、コストベース、ビジネスモデルとビジネスパートナーの再考に加え、自社の目的・行動の視点を持って臨む。

# I. コロナ禍の特徴と ニューリアリティ

## 1. コロナ禍の特徴

今般のコロナ禍の特徴は、①その影響の大きさ、②不確実性、③拡散防止（ソーシャルディスタンス）と経済活動とのトレードオフ、にあります。本稿を執筆中の5月末時点では、各国でロックダウンが解除され、経済活動が再開されつつあるものの、拡散防止や医療崩壊回避のために、ロックダウンと同様の施策を断続的に実施したり、セクターごとに対応ガイドラインを策定・実行したりするなど、相応の期間にわたって拡散防止策がとられる見込みです。コロナ禍で大幅なマイナス影響を受けているセクターが運輸、旅行、宿泊、飲食、小売（食品、医薬品以外）、建設・不動産、製造業（サプライチェーン分断による影響）などである一方、プラスの影響を受けているセクターが出前・宅配サービス、食品製造・小売、医薬品、eコマース、オンラインテクノロジー／サービスなどであることは、今回のコロナ禍の特徴を反映しています。

## 2. コロナ禍によって世界は変わる（ニューリアリティ）

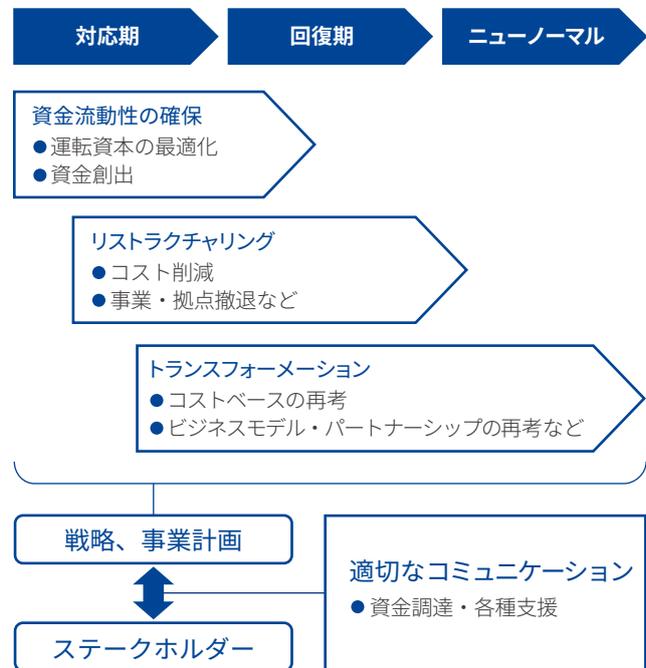
コロナ禍を通じて、人々の行動様式は大きく変化しつつあります。多くの個人が世代にかかわらずeコマースやテレワークなど、一気にデジタル世界を体験しました。また、消費の抑制、働き方の多様化、シェアリングから個人所有への回帰などが起こっています。社会的には、失業率の上昇、大規模財政出動による財政悪化、地産地消、グローバル化の再考が進むでしょう。コロナ禍は、景気後退・需要減、従前の想定以上のテクノロジー利用の加速、個人の働き方の進化や価値観の変化をもたらします。そして、自国主義が進み、サプライチェーンが見直され、過剰債務・低収益性企業が増加し、セクター内やクロスセクターでの再編に繋がる可能性が高くなります。コロナ収束後においても、国や社会、個人の行動様式や企業の事業環境は、コロナ以前には戻らず、異なるものになっていくでしょう。

# II. コロナ禍での企業の対応

急速な景気後退や信用収縮局面では、どの企業にも（純資産がプラスであったり営業黒字であったりしても）資金難を契機に経営が行き詰まる「資金繰り破綻」リスクがつきまといまいます。コロナ禍の事業環境に合ったビジネスモデルに軌道修正することが求められる一方、短期的には資金繰りを重視した対応（“Cash is King”）が重要となります。たとえば簿価以下での資産売却により損失が発生し

ても、資金を伴わない損失であれば、損益計算書や純資産へのマイナス影響より資金流動性の確保を重視すべき局面も考えられます。具体的には以下の行動が求められます（図表1参照）。

図表1 コロナ禍での企業の対応



- 資金流動性確保・リストラクチャリング・トランスフォーメーションのバランスを図る
- 早期にこれらのアクションを起こす
- 戦略・事業計画をもとにステークホルダーと継続的かつ密にコミュニケーションを図る

## 1. ステークホルダーとのコミュニケーション

主要なステークホルダー（従業員、顧客、取引先、金融機関、株主、政府・監督当局・市町村等）と継続的かつ密にコミュニケーションを図ります。後述のさまざまなリストラクチャリングが必要なのは言わずもがなですが、その実行にあたっては、ステークホルダーからの支援が鍵となります。

## 2. 運転資本の最適化・資金創出

事業運営に必要な資金確保のために、あらゆる運転資本の圧縮や、資金創出策を検討します。在庫のディスカウント販売、資産・一部事業の売却、長期契約の見直しや削減による機動性の向上、仕入先への支払い期限の延長要請、設備投資や将来利益のための戦略投資の延期などが考えられます。

### 3. コスト削減

事業価値の維持に即効性のあるコスト削減策を策定し、実行に移します。売上規模の減少や継続意義のある事業領域の変化にコストサイドを合わせるために、赤字事業・地域・拠点などからの撤退や、事業停止や一時休業、人件費の変動費化、従業員の一時解雇なども検討します。

### 4. 資金調達・各種支援等

自社のコスト削減や資金創出に加え、外部から資金調達を検討します。必要な場合は金融機関や外部ステークホルダーに支援を要請します。家主との一時的な家賃繰り延べや削減交渉、政府や自治体への支援要請や、コロナ禍のために準備された支援策の活用、劣後借入や優先株出資による資本増強などが含まれます。なお、非常事態宣言が解除され経済活動が再開された際は、在庫の積み増し、従業員の再雇用、店舗や製造ラインの再始動などのために、運転資本の手当てや費用負担が生じる可能性がある点に留意が必要です。

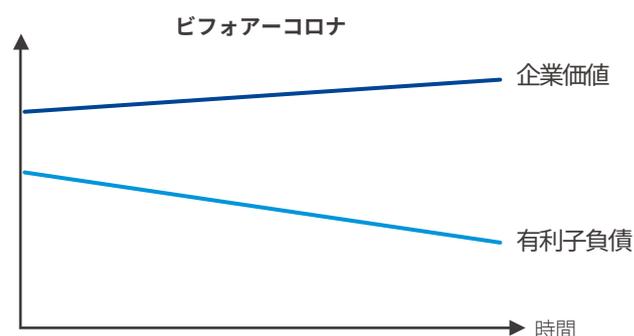
### 5. 戦略・事業計画

戦略を見直し、事業計画を再策定します。主要なステークホルダーからの理解や支援を得たり、資金調達をしたりするには、事業計画を通じて自社の将来性や企業価値を示す必要があります。そのために、コロナ収束後も見据えて事業環境と事業性を再評価し、戦略を見直し、事業モデルや事業ポートフォリオを再構築し、事業計画を修正・再策定することが必須となります。

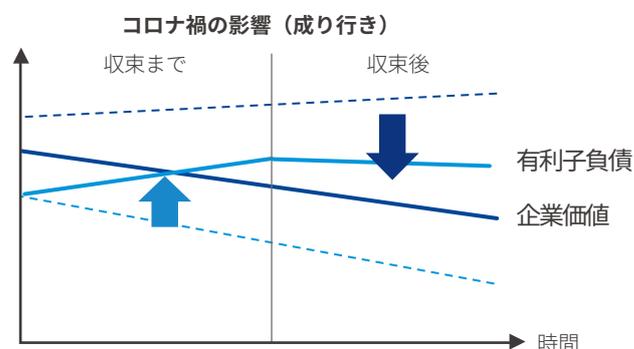
以上の5つの行動にあたっては、足元での「資金流動性確保（“Cash is king”）」やコロナ禍に対応する「リストラクチャリング」とともに、将来のニューリアリティに備えた「トランスフォーメーション」に取り組む必要があります（図表1参照）。コロナ収束まで、コロナ収束後と、時間が進む過程でこれらのアクションが求められていきますが、足元での資金流動性の確保やリストラクチャリングのための施策と、ニューリアリティで競争力を発揮するトランスフォーメーションのための施策は、必ずしも整合しない可能性があります。いかにこのバランスを図り、自己の経営資源を保持しつつ最大限活用し、早い段階から他社に先んじてコロナ収束後を見据えた改革の実行に着手できるかが、今後の競争優位性に大きく影響を及ぼします。

ここで重要なのは、「企業価値>有利子負債」の関係（財務健全性）を示し続けることです（図表2参照）。理論的には、外部資金の調達は、企業価値（事業価値+資金類似項目-負債類似項目）の範囲でしかできないため、コロナ禍で棄損した企業価値を回復し向上

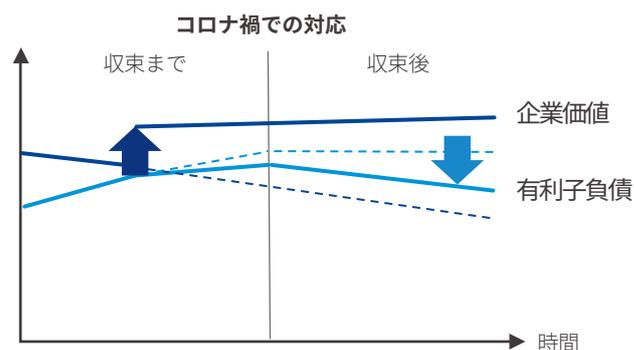
図表2 財務健全性(企業価値>有利子負債)



- 企業価値>有利子負債の健全な状況
- ビフォーコロナでは、企業価値の向上と有利子負債の削減が予定されていた



- 企業価値の棄損、有利子負債の増加により財務健全が悪化し、最悪、企業価値<有利子負債となることが見込まれる
- 自助努力での解消が困難であれば、金融支援を仰ぎつつ事業再生を図る選択肢を検討



- 資金流動性確保、リストラクチャリング、トランスフォーメーションなどの対応により、企業価値の回復と、有利子負債の増加抑制を図る
- 結果、財務健全性を回復

させながら、有利子負債の増加を抑制し、この大小関係を崩さず財務健全性を維持・向上する必要があります。

「企業価値<有利子負債」となれば、そのままでは新たな資金調達ができなくなります。いかに企業がベストの対応をしたとしても、もともとの財務健全性（企業価値-有利子負債）の状況によっては、コロナ禍の長期化による資金流出や有利子負債増加を、自助

努力による企業価値の維持・向上では賄いきれず、結果、企業価値<有利子負債となり企業経営が困難となることもあります。そのような場合は戦略的な再生手段として、私的整理や法的整理の枠組みを活用し、金融支援を仰ぎながら事業再生を図る選択肢も検討されます(図表2参照)。

### III. ニューリアリティに備える

現在、多くの企業が事業・経済活動の再開に向けて動いています。並行して、回復後の次の段階で待つ新しい世界「ニューリアリティ」への適応方法を考える必要があります。その際、考慮すべき事項として以下の4点が挙げられます。

#### 1. 想定シナリオ・戦略オプションに基づく財務シミュレーション

市場別に今後の規制解除のタイミングや需要回復、消費者の行動様式や価値観の変化などに係るシナリオを想定し、詳細な需要モデル構築と、損益およびキャッシュフロー予測を実施します(財務シミュレーション)。この財務シミュレーションは、戦略・事業計画の方向性と施策選択の見極めの際に、企業価値の向上とともに、財務健全性(企業価値-有利子負債)の維持・向上ならびにステークホルダーの理解・支援を得られるか、という視点を提供します。また、刻々と変わる状況に応じてこれを見直し、柔軟に軌道修正し続けることも重要です。

#### 2. コストベースの再考

多くのセクターにおいて、コロナ禍による需要減少影響が中長期に残ると予想されます。あらゆるコスト削減余地が検討されたとしても、従来型の削減策ではもはや限界に近い状況であると考えられます。効率化やオートメーション化を大幅に促進するテクノロジーへの投資や、顧客価値に効果的に直結するデータアナリティクスの活用、抜本的なサービス提供方法の変革など、オペレーションとコストベースを再考する必要があります。商品・地域・顧客等の選別と、規模経済・範囲経済などの効果享受のためのセクター内再編、クロスセクター再編が進むと考えられます。

#### 3. ビジネスモデルとパートナーシップの再考

コロナ禍がもたらした国・社会・個人・企業に係るさまざまな変化がビジネスの成功要因に変化をもたらし、企業にバリューチェーンの再考を迫っています。たとえば、消費財流通企業においては現状のビジネスに対し、オンラインサービス、宅配、データアナリティ

クス、AI、機械学習、プロセス自動化などを加味することが競争優位性の源泉となるかもしれません。コア・ファンダメンタルである売上のあり方を突き詰めつつ、他の付加価値を創るために、M&Aの活用やプラットフォーム企業との提携を進めてきましたが、コロナ禍によってこのトレンドは加速すると予想されます。他のセクターにおいても、今後予想される自国主義のさらなる進行や今回露呈したグローバルイゼーションやサプライチェーンの弱点克服のために、これらに係る戦略見直しや、地産地消が進む可能性があります。オンライン化やデジタル化は一気に進む一方で、シェアリングは後退する可能性が高くなります。すべてのセクターでこのような変化に伴い、ビジネスモデルやバリューチェーンの見直し・再構築が求められます。時間やリソースの制約から他社との提携やM&Aの活用も進むと予想されます。

#### 4. 自社の目的と行動

コロナ禍による混乱初期から、政府および企業の大半は、利益より人命優先を明確に意識してきました。ここ数年、消費者は企業やブランドを、その行動と目的で選択していることが明らかになってきましたが、この危機を通じてそのトレンドは明確になったと考えられます。消費者は、自分が商品を購入する企業には、自分と同じ価値観を持ち、同じ社会的問題に関心を寄せていることを期待します。今般のコロナ禍は、企業が自社の目的と行動を示す大きな機会をもたらしています。現在の困難な時期を通じて自社の顧客および従業員の支援に尽力している企業は間違いなく、事態の収束後により強力なブランド、顧客ロイヤリティを獲得することになるでしょう。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

株式会社 KPMG FAS  
 パートナー 執行役員 中村 吉伸  
 TEL:03-3548-5770 (代表電話)  
 yoshinobu.nakamura@jp.kpmg.com

# 新型コロナウイルス感染症から変わる 日本の医療・医療機器業界

KPMGコンサルティング株式会社

ライフサイエンスセクター

ディレクター 坂寄 茂樹

ディレクター 高木 康信

2019年12月に中国で発見された原因不明の肺炎の原因は、新型コロナウイルスであることが明らかとなり、瞬く間にパンデミックが発生しました。世界中がこの新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という）との戦いに挑むなか、日本の医療・医療機器業界にも多くの課題が浮かび上がりました。

急激な感染者増加や二次感染による医療従事者不足、救急や感染指定病院への患者集中による感染病床不足、グローバルサプライチェーンの分断と感染予防医療用消耗品不足と偏重、海外依存度の高い治療用医療機器と高い異業種参入の壁、そして医療を統合的にマネジメントする仕組みの欠如などから、医療崩壊リスクが現実のものとなっています。

終息に至るまでには長期戦が予想されるなか、本稿では医療・医療機器業界のクライシスマネジメントを4つのS「Staff、Stuff、Space、System」に分類し、課題と対策について解説します。なお本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

## 【ポイント】

- 医療従事者への感染防止の水際対策が強化され、二次感染防止策としてリモート診断が増加、それを支えるデジタル・AI導入が進んで行く。
- 感染防護用消耗品だけでなく、海外依存度の高い治療機器についても、グローバルサプライチェーンの分断による国内供給体制の強化が迫られる。
- これまでの地震を想定した医療機器業界BCPから、今後は個社単位の感染を想定した相互バックアップ体制を含む、新たな流通体制の構築が求められる。
- 医療クライシスマネジメントの観点から、メーカー供給と病院需要とを結ぶ統合的な視点での医療需給マネジメントシステムの必要性が高まっている。



坂寄 茂樹  
さかより しげき



高木 康信  
たかぎ やすのぶ

## I. 露見した脆弱な医療供給体制

COVID-19の発生により、日本の医療、また医療機器産業の危機発生時の脆弱性が露見する形となりました。

製造大国である日本であれば、緊急時にICU（Intensive Care Unit: 集中治療室）で必要な高度管理医療機器や、医療従事者を守るマスクやガーゼを含む医療材料の急ピッチな製造は可能だと思われてきましたが、実態として即応可能なケイパビリティもキャパシティもなく、欧米や中国を含む東南アジアからの過度な輸入依存により、自力での対応が困難な状況となっています。

また、デジタルテクノロジーを多分に活用できる分野であるにもかかわらず、感染症発生時に必要となるオンライン診療も、事業性・医療品質担保・セキュリティなどの観点を理由として遅々として進まずにいます。たとえばここにメスを入れることで、医療過疎地や医師不足といった問題に対応でき、さらにAIを搭載して患者の最初のタッチポイントを作り出すことで、COVID-19のようなヒトからヒトへの驚異的な感染力を持つパンデミック発生時において、医療従事者だけでなく患者を危険に晒さずに、より適切な医療機関への誘導などを実現することが可能となると考えられます。

日本の医療、また医療機器産業の危機発生時の対応強化に加えて、加速する日本の高齢化社会に適応した医療供給体制の整備は大きな課題となっており、平時から緊急時の供給体制へ円滑にシフトすることを可能にするためにも、医療クライシスマネジメントの視点で網羅的な見直しを図る必要があります。医療のクライシスマネジメントにおけるチェックリストは、過去に疫病が流行した際の教訓も踏まえて整備するための有効な視点であり、**図表1**のように4つの“S”に分類されます。医療供給体制において、この4Sに沿って喫緊で取り組むべき課題を以下説明していきます。

**図表1 医療クライシスマネジメントにおける課題**

Staff 人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急や感染症指定病院における医療従事者（医師、看護師等）不足</li> <li>● 保健所の人員不足</li> </ul>
Stuff 製品・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関における感染防止用具・治療医療機器不足</li> <li>● 輸入品に依存する国内医療機器の製造・供給体制</li> <li>● 異業種参入の壁：承認ハードルと事業化リスク</li> </ul>
Space 場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染者用病床数の不足</li> <li>● 医療機器卸から病院在庫供給時の感染症災害対応の未整備</li> </ul>
System 情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療施設・医療従事者・製品などを統合的にコントロールする仕組みがない</li> <li>● 感染防止医療用具の在庫の見える化</li> <li>● 医療従事者を感染から防ぐオンライン診療の推進</li> </ul>

## II. 医療従事者の感染を水際で防ぐ対策（Staff: 人材）

日本国内における新たな感染症の蔓延により、予測を超えたスピードで医療従事者のリソースが不足していくことが判明しました。感染後のリスクが高いことで受診を控えた患者の重篤化や、それによる救急病院や感染指定病院への搬送の集中、搬送された感染者からの院内二次感染による医療従事者のリソース不足によって、医療崩壊リスクが全国で発生しました。

日本の総人口に対する医師・医療従事者の数が十分ではない状況を踏まえると、今後加速していく人口減少・少子高齢化時代を考慮した政策的な人材育成を行うことが、中期的な目線で必要となります。

一方で短期的な目線では、今回の経験から、患者の集中化ならびに医療従事者への二次感染を防ぐためのプロセスとテクノロジーの導入推進が必要となります。

2018年度診療改定によって「オンライン診療」による保険診療が一部疾患で認められ、さらに新型コロナウイルスの感染拡大によるニーズの高まりを受け、2020年4月には時限的かつ特例措置ではありますが、初診からオンライン診療が認められました。今後の推進対策としては、オンライン診療のさらなる拡大と、オンライン診療で触診に近づけるための技術革新、既に海外で一部導入が始まっているAIによる初期診断など、患者と医療従事者が直接触れない環境を構築していくことが挙げられます。

また、国内全域に拡大した際の感染状況を把握するビッグデータを収集する仕組み作りと分析（状況判断に資する客観的な分析結果）による、医療従事者のリソース配分などが考えられます。

### 影響の大きいデジタルテクノロジーによる変革

- オンライン診療の拡充と、触診に近づくさらなる技術革新
- 対応インフラ整備と全世代で使える簡便性
- 初期診断におけるAI導入
- 全国民の感知情報を収集したビッグデータ解析

## III. 重要な医療消耗品・機器の自給体制構築（Stuff: 製品・材料）

供給改善の見えないマスクなど、全国民が必要な消耗品から、医療従事者にとって感染防止・診断治療に必須であるN95マスクやガウン、フェイスシールド等の、日々大量に消費する感染防止用消耗品の不足は、2020年5月7日時点においても継続しています。これには全世界レベルでの供給不足で、買い占めや輸出停止などの措置が取られた影響もあります。

図表2 医療機器の種類

診断用器具	画像診断システム	診断用X線装置、CT、MRIなど
	画像診断用X線関連装置および用具	診断用X線関連装置、およびその防護用機器など
	生体現象計測・監視システム	医療用内視鏡、生体検査用機器など
	医用検体検査機器	血液検査機器、尿検査装置など
	施設用機器	医療用吸引器、医科用洗浄器など
治療用器具	処置用機器	チューブ、カテーテル、注射器など
	生体機能補助・代行機器	生体内移植器具、ペースメーカーなど
	治療用または手術用機器	放射性治療用関連装置、手術用電気機器および関連装置など
	鋼製器具	切断、絞断および切削器具など
その他 (消耗品、医療材料)	歯科用機器	歯科診療室用機器、歯科用ユニットおよび関連器具など
	歯科材料	歯冠材料、歯科用金属など
	眼科用品および関連製品	コンタクトレンズ、視力補矯正用眼鏡、検眼用品
	衛生用品および関連製品	衛生用品、衛生材料
	家庭用医療機器	家庭用マッサージ器・治療浴用機器、家庭用吸入器、補聴器

出典：厚生労働省「業事生産動態調査用語説明」資料に基づきKPMGコンサルティング加工

緊急時にグローバルサプライチェーンが分断された際にも国内で供給できるよう、予防上必要かつ消費の激しい品目の特定は急務となります。また海外製品のシェアが高く、輸入に依存する治療用医療機器などは、特に生命にかかわる製品群であるため、治療品質を担保するための必要最低限の製品特定と、緊急時に供給量を維持するために異業種からの参入を促進する策が必要です。上記の実現のためには、単に促進するだけではなく、政府も一体となった医療機器開発推進や国による買取り支援など、政策的な支援が不可欠です(図表2、3参照)。

個社単位の事業継続計画ではなく、国全体としての取組みに昇華していくことで、起こり得るグローバルサプライチェーンの分断リスクを想定した国内自給率を向上させる必要があります。

#### グローバルサプライチェーン分断リスクへの備え

- 必要医療用消耗品選定と国内自給率向上
- マスクなどの消耗品の企業災害備蓄品指定化検討
- 治療医療機器の異業種参入を含む国産化推進支援政策
- 緊急時の医療機器生産にあたって国の買取り支援政策

図表3 医療機器のリスクに基づくクラス分類

業事法分類	クラス	リスクと医療機器例
一般医療機器	クラス I	不具合が生じた場合でも、人体への影響が軽微であるもの。 分析装置においては下記のクラスIIおよびIII以外のもの。 例：体外診断用機器、鋼製小物、歯科技工用用品、X線フィルム、聴診器、水銀柱式血圧計 等
	クラス II	生命の危険または重大な機能障害に直結する可能性が低いもの。 例：画像診断機器、造影剤注入装置、電子体温計、電子式血圧計、電子内視鏡、歯科用合金 等
高度管理医療機器	クラス III	不具合が生じた場合、人体への影響が大きいもの。 例：透析機器、人工骨頭、放射線治療機器、血管用ステント、胆管用ステント、体外式結石破砕装置、汎用輸液ポンプ 等
	クラス IV	患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、生命の危険に直結するおそれがあるもの。 例：ペースメーカー、冠動脈ステント、吸収性縫合糸、人工乳房、ビデオ軟性血管鏡、中心静脈用カテーテル 等

出典：厚生労働省「医療機器の業事承認等について」資料に基づきKPMGコンサルティング加工

## IV. 病床の確保と医療流通体制構築 (Space: 場所)

今回のCOVID-19のような未知なるウイルスによるパンデミックでは、感染症に対応でき、ICUの機能とノウハウをもつ医療機関や、二次三次救急における病床ならびに病院スタッフの確保がカギとなります。病床確保は、救急病院において緊急時に入院患者のう

ち転院可能者を転院させるプロセスを構築すること、スタッフ確保は、想定外の二次感染によるスタッフの減少を防ぐことが重要となります。特に救急では、感染有無が判断されていない患者の初期診断プロセス構築として、救命救急室に入る前に施設の外に急診断所を臨時開設するなどの処置が考えられます。

一方、医療供給面では、多様な機器を扱う医療機器業界は、メー

カーのみならず、医療機器物流を担う代理店（卸）も多く、企業規模もさまざまです。また、業界団体で作成されている災害対応マニュアルは地震や台風を想定しているため、個社ごとの感染を想定したメーカー単位または代理店単位での、相互供給にかかわる検討が求められます。そこには地域単位での医療物資の配送連携や優先供給体制を構築し、行政や医師会ならびに製薬卸企業と連携するといった、幅広い対応準備も視野に入れる必要があります。

#### 医療現場の隔離プロセスと医療流通体制の見直し

- 感染者用病床を確保するプロセス構築
- 緊急搬送先の初期診断場所構築プロセスの準備
- 医療機器業界の感染症災害対策の構築

## V. 統合された総合医療需給 マネジメントシステムの必要性 (System: 情報)

今回のパンデミックの状況下では、「医療用消耗品などの在庫がない」「ICUに必要な治療用医療機器が救急病院に不足している」といった、供給されるべき医療施設に製品や在庫がないという問題が発生しました。

非常災害時を想定し、「Staff（医療従事者）」「Stuff（製品・材料）」「Space（病床）」の情報と需要に対し、選定された品目の医療供給（在庫）情報を紐づけし、非常時には政府主導で供給先の優先順位をつけ、医療物流はその優先順位に従い供給を行うという「System（情報）」統合的な医療需給マネジメントシステムの必要性が高まりました。

それに対し医療機器業界では、製品のデジタルプラットフォーム構築ならびに在庫の見える化の必要性については、既に内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）内に設置されているスマート物流分科会で、関連企業を集めて議論が進んでいます。しかしながら医療機器業界は製薬業界に比べて参入企業が多く、卸企業で言えば、医療機器販売会社1,163社に対して製薬卸では売上1兆円を超える4大卸と呼ばれる企業で流通の多くを担うという違いもあり、医療機器流通のデジタル化再編の必要性が高まっています。

#### 医療物流の見える化を推進する仕組みづくり

- 医療機器業界共通のデータベース化・プラットフォームの構築
- 医療機器物流のデジタル化再編・再構築

#### 参考情報 医薬・医療機器各協会の会員会社数

日本医療機器工業会	129社
日本医療機器テクノロジー協会	276社
日本医療機器販売業協会	1163社
日本製薬工業協会	72社

## VI. おわりに

COVID-19によるパンデミックが全世界にもたらすニューノーマル（with/afterコロナの新常態）に対して、医療提供における前提条件およびバリューチェーンの見直しはもはや必然となっており、医療を統合的にコントロールする仕組みとテクノロジーの構築が必要になったと言えます。

また、医療のグローバル化が留まることなく進行していくなかで、急速な発展を遂げるアジアパシフィック地域での日本の医療機器メーカーはより存在感を増しており、日本国内と同様の貢献が求められています。同地域における医療流通と法規制の現状については、本稿とは別にまとめた「アジアパシフィック地域における医療機器産業の変化」と題したKPMGコンサルティングの論稿をご参照ください。

現在の医療を取り巻く環境のなかでは、これまでにない短い時間軸での規制緩和や人々の行動変容が促され、それを支える先進テクノロジーが社会に根付きそして受け入れられ、医療・医療機器産業の変革が加速度的に進化して行くことになるでしょう。

#### 関連コンテンツ

以下のウェブサイトでは「アジアパシフィック地域における医療機器産業の変化」を紹介しています。

[home.kpmg/jp/md-apac](http://home.kpmg/jp/md-apac)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGコンサルティング株式会社

ディレクター 坂寄 茂樹

ディレクター 高木 康信

TEL:03-3548-5111 (代表電話)

[kc@jp.kpmg.com](mailto:kc@jp.kpmg.com)

# 新型コロナウイルス感染症の影響と 統合報告書への記載の考察

KPMGジャパン

統合報告センター・オブ・エクセレンス (CoE)

パートナー 猿田 晃也

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という）は、今まで経験したことのないような影響や行動変容を社会全体に及ぼしています。また、感染症という特有の事象により、将来予測が困難であり、かつ感染が再び拡大する可能性がしばらく残存すること、さらに国や自治体からの要請、商慣行の変革、労働環境や移動の物理的制約など、感染の状況に応じて随時見直されていく事項が多数あり、企業を取り巻く環境変化も多岐にわたるといった特徴があります。

こうした環境変化を通じ、企業活動のさまざまな側面にCOVID-19は影響を与えており、中長期的な価値創造プロセスにおいても、これらの影響は何らかの形で継続するものと考えられます。このような状況下において、企業はどのように情報を開示していくことが望まれるのか、悩まれる点も多いかと思われます。本稿は、COVID-19に起因する企業活動への影響を想定し、それらに関する統合報告書への記載について考察した結果を解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



猿田 晃也  
さるた てるや

## 【ポイント】

- COVID-19により大きな影響を受けた企業では、経営者が自らの言葉でステークホルダーに考えを語っていくことが、より強い関係や信頼の獲得に繋がる。
- 企業はステークホルダーに対し、COVID-19に起因する環境変化や企業活動への影響、そして新たな機会やリスク、必要となる対策などを、統合的思考に基づいて説明していくことが求められる。
- 不確実性のある事象であっても、報告時点での合理的な予測や見込みであることを前提としたうえで、企業の置かれた状況に関する見解や中長期的な価値創造に対する考え方を積極的に説明していくことが望まれる。

# I. COVID-19の影響と統合報告書への記載の考察

## 1. はじめに

COVID-19は、短期のみならず、中長期的なビジネス活動にも影響を及ぼしています。地域や業種・業態、ビジネスモデルなどによっても、その影響はさまざまであり、企業のマネジメントも、経営を行ううえで考慮すべき新たな事象として捉えていると考えられます。

一方、企業を取り巻くステークホルダーにとっても、COVID-19は大きく影響を及ぼす可能性があります。ステークホルダーは、企業がこのような予測不能な事象に遭遇した場合にどのような対応を取っているのか、また中長期的な企業価値に及ぼす影響はどの程度なのか、マネジメントはCOVID-19に対峙するために何をを行い、また今後どうしようとしているのかといった点を、しっかりと理解しておきたいと考えており、そして、企業のマネジメントにはこれらの事項を丁寧に説明していくことが求められています。

統合報告書は、これらの事項をステークホルダーに説明するために、1つの有効な媒体です。統合報告書は、投資家を中心とするステークホルダーに対して、中長期的の視点を踏まえて、企業の価値向上に関する方針や取組みを対外的に説明していくことができるツールです。COVID-19が及ぼす企業活動への影響を、統合報告書の関連箇所に記載することで、経営全体の活動と関連づけて理解できるようになります。

特に、COVID-19により大きな影響を受けた企業では、経営者が自らの言葉でステークホルダーに考えを語っていくことが、より強い関係や信頼を獲得することに繋がります。たとえば、過去のメッセージからの変更点、価値創造ストーリーやビジネスモデルへの短・中・長期的な影響などについて、現状の認識を率直に記載することにより、経営者のメッセージがステークホルダーに確実に伝わっていくものと期待されます。

## 1. COVID-19の影響に関する統合報告書への記載

### (1) COVID-19による企業活動への影響

業種や業態により、影響の程度や、プラスとマイナスのいずれの影響を及ぼすかは異なっているものの、COVID-19は少なからず経営環境への変化をもたらす、この環境変化への対応を多くの企業が行っていると考えられます。

具体的にCOVID-19が企業活動に影響を及ぼし得ると考えられる項目を、**図表1**に列挙します。

統合報告書の主要な読み手である機関投資家からは、短期的な課題のみならず、パンデミック後における中長期的な影響を伝えてもらいたいという声が聞かれます。たとえば従業員の雇用対策、ビ

図表1 COVID-19による企業活動への影響例

企業活動の項目	要因となる環境変化
売上・損益への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政からの要請や感染症による行動変容や顧客の嗜好の変化</li> <li>感染症対策への新たな製品・サービスへのニーズ</li> </ul>
サプライチェーンへの影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルなサプライチェーン網の脆弱性拡大</li> <li>物流システムや移動手段の変化</li> </ul>
労働環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症を予防するための安全対策へのニーズ拡大</li> <li>在宅勤務・テレワークなどの労働環境の変化</li> </ul>
製造計画への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先からの発注数量や納期等の見直し</li> <li>在宅勤務・休業等による自社やサプライヤーの生産体制の変更</li> </ul>
投資・開発計画への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資先企業の業績見通しの修正</li> <li>開発計画の遅延や大幅な変更</li> </ul>
資源配分への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>R&amp;D、設備、人材、ITへの投資など資源配分の変更</li> </ul>
資金調達への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金需要の変化に応じた資金調達方法の選択(融資枠の増加等)</li> </ul>
配当政策への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>業績見通しや資金調達の変更等による配当の見直し</li> </ul>
資産評価への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来キャッシュフローの予見可能性への変化(不確実性の増加)</li> </ul>
デジタル戦略への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化へのニーズ増加</li> <li>情報セキュリティ強化の必要性増加</li> </ul>

ジネスモデル、気候変動への対応などのESG課題を含めた中長期的な課題への取組みへの影響、そしてリスクだけではなく機会の両面での企業価値向上への対策などに関心が向けられています。

環境変化や影響を中長期的な視点から経営方針や経営戦略にどのように取り入れていくかは、企業のマネジメントによる判断になりますが、そのためにもこれらの事象が企業にとっての機会やリスクとなり得るか、またリスクを低減し、かつ機会を増やしていくための対策としては何があるのかを検討していくことも重要となってきます。

**図表2**に、COVID-19の影響が企業にとっての機会やリスクになる事項、ならびに必要な対策例を整理します。

なお、ある事象が企業にとっての機会となるか、またはリスクとなるかは、企業による事象の捉え方や対処の仕方によっても異なっており、一律に言えるものではありません。そのため、企業としてはステークホルダーに対して、なぜ機会またはリスクと捉えているのか、統合的思考に基づいて説明していくことが重要であると考えられます。

図表2 機会・リスクと必要となる対策例

機会 (○)、リスク (■)	必要となる対策 (例)
○ 感染対策の強化・周知による従業員および利用者からの評価の向上	作業員・利用者等への感染防止対策・安全対策の強化
■ 感染の長期化による利用客数の回復遅れ	新たな感染対策(抗菌等)の開発と利用者への周知
○ ITの利用による新たな価値の創出	顧客行動データ解析によるマーケティング手法の検討
○ 地域医療機能等との連携による新事業の開発	新規技術を駆使した遠隔サービスの開発
■ 投資・撤退基準の前提が相違することでの損失の発生	投資基準・撤退基準の見直し
○ 顧客体験型サービス等によるニーズの掘り起こし	オンラインでの店舗体験やライブ配信による需要喚起
○ 新たな販売手法や流通手段による顧客の獲得	新たな販売手法や流通手段の開発
■ 顧客ニーズへの対応遅れによる機会損失	顧客の嗜好変化に応じた商品ニーズの掘り起こし
○ 新たな取引先ニーズに合った物流システムの構築	物流戦略の見直しと取引先ニーズのすくい上げ
■ 取引量の減少が回避できないことによる損失の発生	財務体質の強化と事業ポートフォリオの再構築
○ デジタル活用による新たな事業機会創出	デジタルによる災害時対応システムの整備
○ リスク管理体制の再構築による外部評価の向上	全社リスク管理(ERM)・BCPの再構築
○ 堅牢なサプライチェーン体制の構築	SCMの脆弱性の確認と体制の見直し
■ 情報流出による損失の発生	情報セキュリティの強化や情報インフラの拡充

## (2) COVID-19の影響に関する統合報告書への記載

統合報告書においては、これらのCOVID-19による企業活動への影響や機会やリスク、そして必要となる対策なども含めて、包括的に記載をしていくことができます。記載の仕方については、関連箇所に追記していく方法もあれば、適宜、総括して記載をしていく方法も考えられます。企業活動全体への影響や重要性などを勘案して選択していくことが望まれます。

一般的に統合報告書に記載する事項に照らして、COVID-19の影響に関連した内容を以下当てはめてみます。

### ① トップコミットメント

統合報告書の対象年度や進行中の年度においてCOVID-19が企業活動に与えた影響について、経営者の考えや対策等を説明します。また、業績や資金繰りなどの重要な経営事項に影響した場合には、その概況や今後の見通しについても報告時点での見解を示します。

### ② ビジネスモデル

COVID-19の影響が著しい場合、企業のビジネスモデルに対しても変更を余儀なくされることが想定されます。そのような場合には、ビジネスモデルへの影響と変更点や変更に至った経緯などを説明します。また、自社で保有する経営資源への影響(たとえば、製薬会社の知的資源などがCOVID-19の解決に利用可能である)に触れるなど、インプット・アウトプットへの影響を付記します。

### ③ 経営環境変化

図表1に例示したような、COVID-19に起因する環境変化を記載します。その際、変化が起こると想定している時間軸(短、中、長期)も併せて説明します。なお、COVID-19に起因する環境変化が明確でない場合には、報告時点において不確定要素があるため今後検討をしていく旨や、大きな方向性を示します。

### ④ 機会とリスク

図表2に例示したような、COVID-19に起因して新たに生じた、もしくは変更となった機会とリスクについて記載します。その際、理由についても説明します。なお、経営環境変化と同様に、不明確な場合には、今後検討をしていく旨や大きな方向性を示します。

### ⑤ 経営戦略/方針

COVID-19による環境変化や影響が大きい企業においては、今後の経営戦略や経営方針(戦略目標やKPIを含む)を見直したり、中期経営計画の進捗にも影響を及ぼすと想定されます。このような場合には、今後見直しをするか否か、中期経営計画の達成に与える影響、報告時点における見込みなどを説明します。

### ⑥ マテリアリティ(重要な課題)

COVID-19に関連する事象が企業経営にとって重要となる場合には、マテリアリティ分析にも影響を及ぼします。顧客や従業員を含めたステークホルダーのニーズ変化を反映する形で、進行年度におけるマテリアリティ分析を再考する場合には、マテリアリティ分析結果への影響や今後の改訂の方向性やプロセスなどを説明します。

### ⑦ ステークホルダー・エンゲージメント

顧客、従業員、取引先、地域社会などさまざまなステークホルダーにCOVID-19は影響を及ぼしており、企業はステークホルダーニーズの変化や新たな要請をすくい上げて、活動に反映していくことが求められます。そのため、COVID-19に起因して既に寄せられた要望やステークホルダーとの対話の結果、また要望やニーズへの対処策などを説明します。

⑧ 資本財務戦略

図表1に例示したような資金調達、配当政策、資源配分、投資計画などへのCOVID-19に起因した影響について、方針への影響、変更内容等を説明します。中長期的な観点から見直しの必要性を検討し、報告時点における検討状況や検討の方向性を示します。

⑨ リスク管理

COVID-19は、経営者が対処していく新たなリスクとして、感染症リスクが顕在化したものと考えられます。今後は、グローバル規模で大きなリスクとなり得る事象として企業は捉え、BCP対策の一環として予防的措置を行っていくことが想定されます。そのため、今回のCOVID-19への対応として実施した事項、BCP対策として今後実施していく予定の事項などを説明します。

⑩ コーポレート・ガバナンス

多くの企業において、COVID-19は経営に大きな影響を与える事象として、意思決定に経営者が関与し、また取締役会で議論されていると考えられます。また、リスク管理の一環としても、経営層への報告がなされているものと想定され、こうした取組みや議論の概要について記述します。

⑪ サプライチェーン

COVID-19は、グローバルでの生産体制や物流網の脆弱性を再検討する機会となり、海外のサプライヤーを含めたBCP対策の必要性も増しています。サプライチェーンへの影響が中長期まで及ぶものかなど、報告時点における検討内容や今後の方向性などについて示します。

⑫ 研究開発戦略

COVID-19への対応として、製薬の開発・承認申請、ワクチンの開発、医療器材の新規開発、社会的距離や在宅勤務などに対応するための新サービス・製品等の開発や量産体制の構築など、研究開発を新たに開始したり、計画の変更が想定されます。そのような研究開発の内容や今後の方向性について示します。

⑬ デジタル戦略

COVID-19はデジタル化への動きを加速させ、対面型からオンライン型への移行など、多様な活動に影響を与えています。そのためデジタル化が企業活動に与える影響、今後の投資計画の変更や情報セキュリティ対策、人材育成策について説明します。

⑭ 人材・労働環境

COVID-19により、多くの企業において勤務方法などが大きく変容を強いられており、事業の継続と従業員や取引先の健康や安全性の確保という観点で、経営者は選択を迫られたものと考えられ

ます。そのため、感染症対策として実施した事項や働き方改革・雇用維持に関する方針への影響について説明します。

⑮ コミュニティへの参画

COVID-19に関連して、企業が自主的に政府・自治体・医療機関等への協力をしている場合には、協力の内容について、統合報告書の中で触れていくことが考えられます。

以上を、図表3に概括します。

図表3 COVID-19影響の統合報告書への記載

記載する事項	想定される記載内容
トップコミットメント	企業活動に与えた影響についての経営者の考えや対策等、業績や資金繰りなどの概況や今後の見通し
ビジネスモデル	ビジネスモデルへの影響と変更点や変更に至った経緯、インプット・アウトプットへの影響
経営環境変化	COVID-19に起因する環境変化。明確でない場合、今後検討をしていく旨や大きな方向性
機会とリスク	新たに生じたか変更となった機会とリスク。明確でない場合、今後検討をしていく旨や大きな方向性
経営戦略／方針	今後見直しをするか否か、中期経営計画の達成に与える影響、報告時点における見込み
マテリアリティ (重要な課題)	マテリアリティ分析結果への影響、今後の改訂の方向性やプロセス
ステークホルダー・エンゲージメント	寄せられた要望やステークホルダーとの対話の結果、要望やニーズへの対処策
資本財務戦略	方針への影響、変更内容等、見直しの必要性に関する検討状況や検討の方向性
リスク管理	実施した事項、BCP対策として今後実施していく予定の事項
コーポレート・ガバナンス	経営者の関与や取締役会での議論の概要
サプライチェーン	グローバル生産体制や物流網の脆弱性などの検討内容や今後の方向性
研究開発戦略	新サービス・製品等の開発や量産体制の構築など、研究開発の内容や今後の方向性
デジタル戦略	デジタル化による影響、今後の投資計画の変更や情報セキュリティ対策、人材育成策
人材・労働環境	実施した感染症対策や働き方改革・雇用維持に関する方針への影響
コミュニティへの参画	政府・自治体・医療機関等への協力内容

## II. COVID-19の影響に関する統合報告書への記載の留意点

実際にCOVID-19が企業活動にどのような影響を及ぼしていくかは、社会全体への感染症の影響が収束するまでは完全には見通せない部分もあると思われます。そのため、開示媒体の発行時期や目的によって、記載する内容も異なってくるのが予想されます。企業活動への影響を統合報告書に記載するにあたっては、以下の点にも留意する必要があります。

- 統合報告書の発行時点において不確実性のある事象であっても、報告時点での合理的な予測や見込みであることを前提としたうえで、企業の置かれた状況に関する見解や中長期的な価値創造に対する考え方を積極的に説明していくことが望ましい。
- 有価証券報告書における「経営方針、経営環境および対処すべき課題等」、「経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況の分析」との整合性や関連性を考慮した記載にする必要がある。
- 時間軸や範囲(スコープ)を明記して、読者が影響の程度を理解しやすいように記載する。また、過去の発表時に不確実性があった事象が後にその不確実性が解消されて記載内容が相違する場合には、経緯や理由等の説明も併せて記載することが望ましい。

以上がCOVID-19の影響に関する統合報告書での記載の考察となりますが、これらに見られるように、統合報告書は、経営者の統合的思考に基づいて示された価値創造ストーリー、すなわち中長期的な経営の方向性が基となります。環境変化の不確実性がより高く、また範囲もグローバルへと広がる中で、経営者はパンデミック後のニューノーマルを見据えた舵取りを行っていくと考えられます。統合報告書の作成を通じて、より多くの企業が、顧客、投資家、取引先、従業員を含めたステークホルダーとの対話をさらに進め、自社の持続的な成長を確かなものにしていくことが期待されます。

### 統合報告アドバイザー

統合報告に関する調査や関連ニュース等を紹介しています。  
[home.kpmg/jp/integrated-reporting](https://home.kpmg/jp/integrated-reporting)

### KPMGあずさサステナビリティ

KPMGあずさサステナビリティのサービスラインについて紹介しています。  
<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/advisory/risk-consulting/sustainability.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

### KPMGジャパン

統合報告センター・オブ・エクセレンス (CoE)

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

パートナー

猿田 晃也

TEL: 03-3548-5303 (代表電話)

[teruya.saruta@jp.kpmg.com](mailto:teruya.saruta@jp.kpmg.com)

# EUタクソミーの最終化、 TCFDと新型コロナ危機後の世界

KPMGジャパン

コーポレートガバナンス センター・オブ・エクセレンス (CoE)

TCFDグループ

テクニカルディレクター 加藤 俊治

サステナビリティが企業経営および投融资判断の課題となってから一定の時間が経過しました。世界的な金融緩和や低金利が継続し、地球温暖化など気候変動リスクに投資家の意識が集中するなか、マーケットにあふれたマネーはサステナブルな投融资案件を目指して動き続けています。

本稿では、最初にEUタクソミーを採り上げます。EUタクソミーはサステナブルファイナンスの中核であり、欧州の非財務情報開示ルールに含まれる気候関連情報に関する開示ガイドラインを通してTCFDとも繋がっています。また、新型コロナ危機の影響を受けて、将来的に環境 (E) だけでなく社会 (S) もタクソミーのスコープに含まれることが見込まれています。

次に、TCFDと新型コロナ危機について考察します。新型コロナ危機によって社会 (S) に注目が集まりましたが、その結果TCFDの経営上のプライオリティが低下することがあり得るのかを考察します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



加藤 俊治  
かとう しゅんじ

## 【ポイント】

- EUタクソミーにおいては、「環境的にサステナブル」であるために、6つの環境目標と4つの要件に留意することが必要である。
- 企業と金融機関等の金融市場参加者は、EUタクソミーに準拠した「環境的にサステナブル」な案件にどの程度関与しているのかを開示する必要がある。
- 新型コロナ危機後の経済社会を展望する際のキーポイントは、スチュワードシップコードの再改訂とステークホルダー資本主義である。
- 新型コロナ危機によって、ESGのうちS (社会) に注目が集まっているが、E (環境) の中心となる気候変動リスク、およびそのTCFDに基づく開示の重要性は引き続き高い。

# 1. EUタクソミーの最終化

## 1. はじめに

EUは2019年12月に欧州グリーンディールを公表し、持続可能な社会の実現とそのための経済的な成長にコミットしました。その中で2050年までに気候中立（温暖化ガス排出量の実質ゼロ）を目指すことを表明し、今後10年間で毎年2,600億ドルの追加投資が必要であると試算しています。この投資額を公的資金だけで調達するのは難しく、民間資金を活用することになります。

民間資金を持続可能な投資案件（金融商品）に確実に誘導するためには、その投資案件が持続可能であることを投資家に確信させる必要があります。そこでEUは、何が持続可能であるかを明確化するために、タクソミー（分類）に関する規則（Taxonomy Regulation、以下TRという）の制定に向けて前進してきました。

## 2. 最近の経緯

2018年3月に公表された欧州持続可能ファイナンスに関するアクションプラン（Action Plan: Financing Sustainable Growth）に基づいて、EC（欧州委員会）が作成したタクソミー規則案（2018年5月）を審議してきましたが、2019年12月に欧州理事会と欧州議会がその内容に修正を加える形で政治的な合意に達しました。そして、2020年3月にTEG（Technical Expert Group）からタクソミーに関する最終レポートが提出されました。その後、同年4月に欧州理事会で修正案が採択され、現在は欧州議会での採択を待っている状態です<sup>1</sup>。欧州議会が採択されれば、正式な規則としてオフィシャルジャーナル（The Official Journal、官報のこと）に掲載され、適用開始を待つこととなります。

EUでは、ECが法案を作成し、これを欧州理事会と欧州議会が審議、その後それぞれが採択すると法令（指令（Directive）、または規則（Regulation））として成立します。指令はEU各国の国内事情を反映して各国において法制化されますが、規則はそのまま各国の国内法となります。

## 3. EUタクソミーの趣旨

欧州持続可能ファイナンスは、サステナビリティを利用したEUの経済政策の根幹であり、冒頭で述べたように巨額の民間資金の導入を見込んでいます。ESG投資が盛んとなり、資金の出し手である年金基金、資産運用会社、銀行、保険会社などの機関投資家、リテール投資家などの目線は上がっています。流通する金融商品がサステナビリティ、グリーンを謳っていても、そこに投じられた

資金が実際にグリーンな投資案件に投じられるか否かは、投資家にとって不透明です。そのため、グリーンでない投資案件をグリーンであると詐称するグリーンウォッシュを防止することが、市場の信頼性を確保するために求められます。

そこで、どのような案件（金融商品）が持続可能といえるのかを定めてラベリングすることで、投資家に安心して持続可能な金融商品に資金を投じてもらうことが、タクソミーを定める目的です。

## 4. EUタクソミー規則（TR）の概要

### （1）6つの環境目標

TRでは、「環境的に持続可能（environmentally sustainable）」であるというラベリングを行います。そのためにまず下記6つの環境目標を定めます。

- 気候変動の緩和（以下、緩和）
- 気候変動への適応（以下、適応）
- 水資源等の使用と保全
- 循環経済等への移行
- 大気・水・土壌等の汚染防止
- 植生・森林・希少種などエコシステムの保護

### （2）4つの要件

ある経済活動が「環境的に持続可能」であると認定されるには、以下の4要件をすべて満たす必要があります。

- 上記6つの環境目標のうち少なくとも1つ以上を対象とし、それに実質的に貢献すること
- 残りの環境目標について重大な損害をもたらさないこと（do not significantly harm、以下DNSH）
- OECD（経済協力開発機構）の多国籍企業行動指針、国連のビジネスと人権に関する指導原則、労働における基本的原則および権利に関するILO（国際労働機関）宣言などに準拠すること（社会（S）とガバナンス（G）に関する最低限のセーフガード規定）
- 科学的根拠に基づいた一定の技術スクリーニング基準（Technical Screening Criteria、以下TSC）に準拠すること

上記4要件のうちTSCは6つの環境目標それぞれに関連して定められることになっていますが、今後2つに分けて立法化されることが予定されています。緩和と適応に関するTSCは2020年12月31日までに立法化され、2021年12月31日までに適用開始となる予定です。残りの4つの環境目標に関するTSCは2021年12月31日までに立法化され、2022年12月31日までに適用開始となる予定です。

1 本稿執筆後の2020年6月17日に欧州議会が採択された。

### (3) 3種類の環境的にサステナブルな経済活動

環境的にサステナブルな経済活動は、①Own performanc: その経済活動そのものが6つの環境目標のうちの1つに実質的に貢献する経済活動(例: 低炭素エネルギーの生成、エネルギー効率の高い生産プロセスなど)、②Enabling Activity: 他の経済活動を6つの環境目標のうちの1つ以上に実質的に貢献可能とする経済活動(例: 低炭素を可能とする製品・機械の生産など)、③Transition activity: 技術的・経済的に実行可能な低炭素化のための代替手段がないものの、温暖化ガス排出量実質ゼロに近づけることを可能とする経済活動の3種類に分類されています。

### (4) 開示

経済活動や経済活動を裏付けとした金融商品がどの程度環境的にサステナブルであるかは、EUタクソノミーに基づいて開示されなくてはなりません。なぜなら、その開示をもとにして投資家が融資の判断を行うことが、サステナブルな案件に民間資金を確実に集める前提条件となるからです。

開示の主な主体は、500名以上の従業員を有する企業(上場会社、銀行、保険会社などを含む)と、金融市場参加者(financial market participant、例: 投資会社、資産運用会社など)の2種類です。

企業は、経済活動(売上、設備投資など)のうち、タクソノミーと整合した経済活動の割合を開示することがTRによって求められています。これらの企業は既に非財務情報開示指令(NFRD)の対象となっていることから、気候変動リスクの開示も行う必要があります。NFRDに基づく気候変動リスクの開示に関するガイドラインに従った開示は、TCFDが求める開示項目をすべて含んでいます。

なお、上記企業に含まれる金融機関は、下記の金融市場参加者に関する開示規制の対象にもなります。

金融市場参加者は、「金融サービスセクターにおけるサステナビリティに関連する開示に関する規則(Regulation on Sustainability-Related Disclosures in the Financial Services Sector:SDR)」に基づいて、投資案件・金融商品の裏付けとなっている経済活動がどの程度環境的にサステナブルであるのかを開示することが求められており、たとえば投資対象となっている企業の経済活動(売上、設備投資額など)のうち、タクソノミーと整合した経済活動の割合を開示したり、投資ポートフォリオの中でタクソノミーと整合した経済活動の割合を開示することが想定されています。

### (5) 今後の課題

#### ① 新型コロナ危機との関連

TRは「環境的にサステナブル」というワーディングからわかるように、ESGのうちE(環境)の環境目標だけを取り扱っています。しかしTRはサステナビリティに貢献する金融商品や投資案件への資金誘導を目的としていることから、本来であればS(社会)も目標と

するべきです。新型コロナ危機によってSにフォーカスが当たり始めていることから、将来的にはSもTRの目標に含まれる可能性があります。

そもそもTRは2021年12月31日までにECがTRのスコープを見直すことに関するレポートを公表するように定めており、その中にサステナビリティに関する目標としてSをスコープに含めるかをレポート対象の1つとするように求める条項があることから、その可能性に留意する必要があります。

#### ② ブラウンな経済活動

また、TRでは経済活動を環境目標に貢献するグリーン観点から捉えていますが、TEGの最終レポートでは、環境目標に重大な損害をもたらす経済活動の概念をブラウンとしてTRに含めてはどうかと提案されています。現実の経済活動を、環境目標に実質的に貢献するグリーンとそれ以外の2つに分類するのではなく、グリーンとブラウン、そしてどちらでもない経済活動の3つに分類することで、TRによって説明責任が課される企業にとって有用ではないかと考えられています。ブラウンな経済活動によって生じる環境目標に対する重大な損害が、企業努力によって社会的に許容可能なレベルまで低下する場合には、TRに基づいて環境的にサステナブルとはいえないブラウンな経済活動の改善を投資家に開示することが、経営者の説明責任を果たすことに繋がるものと考え方です。

#### (6) 最後に

TRに定められたEUタクソノミーは、サステナブルファイナンスの分野でグローバルスタンダードになる可能性があることから、今後の展開に留意する必要があります。

## II. TCFDと新型コロナ危機後の世界

### 1. はじめに

新型コロナ危機後の経済社会がどのようになっているのかを予測してみたいと思います。

その際のポイントは、スチュワードシップコードの再改訂によって機関投資家と企業とのエンゲージメントのテーマとしてサステナビリティが明記されたこと、株主第一主義からステークホルダー資本主義への転換です。

#### (1) 投資家サイド: スチュワードシップコードの再改訂

2020年3月に再改訂が実施され、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を考慮した建設的なエンゲージメントの実施が機関投資家に明示的に求められました。今回の新型コロナ

ナ危機では、従業員の職場環境、感染防止対策など、ESGのうちのS(社会)に対する注目度が上がりました。従前から機関投資家の関心が高かった気候変動リスクなどのE(環境)と並んで、エンゲージメントの重要テーマと考えられます。

## (2) 経営者サイド：ステークホルダー資本主義

2019年8月に、米国の経営者団体であるビジネスラウンドテーブルは株主第一主義の考え方を転換し、従業員、サプライヤー、地域コミュニティなどのステークホルダーの利益を重視したステークホルダー資本主義への移行を宣言しました。

これは今まである程度ないがしろにされてきたSが、企業経営の重要テーマの1つになったことを意味しています。

## (3) 今後の展望

投資家にとって企業のサステナビリティが投融资判断の重要な要素であることは、新型コロナ危機の前後で変わることはないと思われれます。

PRI(国連責任投資原則)が2020年3月27日に公表した「責任投資家のCOVID-19(新型コロナ危機)への対処方法」(“HOW RESPONSIBLE INVESTORS SHOULD RESPOND TO THE COVID-19 CORONAVIRUS CRISIS”)では、投資家に対して、人的資本の管理は企業のサステナビリティの基本であり、従業員の職場環境の安全性とその経済的安全性などを、経営者報酬や自社株買いなどによる株主の短期的利益よりも重視するように求めています。その一方で、気候変動リスクなどの経営課題に継続して対応する必要性を強調しています。

EとSはどちらか一方を重視するものでなく、両立させるべきものです。Eは中長期的の時間軸、Sはそれよりは短い時間軸で捉えることができます。企業とのエンゲージメントでは、この時間軸の違いを意識することが必要です。そして、中長期的な利益を重視する責任投資家にとって、Eの中心となる気候変動リスクに関するTCFDに基づいた開示の重要性は、今後も増していくと想定されます。

一方で、経営者も投資家と同様に、E、Sについてサステナビリティの観点から取り組む必要があります。中長期的な経営課題としての気候変動リスク対策は引き続き重要であり、TCFDに基づく開示を推進、充実させる責任は重大です。投資家や銀行との投融资判断においてサステナビリティの重要性が高まるなか、企業活動自体のサステナビリティに必要な資金調達は最重要テーマです。エンゲージメントとディスクロージャーによってその経営責任を果たすことが、ステークホルダー資本主義への道筋の1つであり、サステナビリティにコミットした経営を実践することにつながるはずです。また、株主第一主義のもと業績連動報酬の占める割合が高くなっていましたが、今後はサステナビリティの達成度に応じた報酬など、役員報酬システムの見直しが進むものと思われる。

### TCFDに関するコンテンツ

ウェブサイトでは、TCFDに関するさまざまな情報を発信しています。

[home.kpmg/jp/tcfd](http://home.kpmg/jp/tcfd)

### (関連著作)

「TCFD：義務化とEU規制改正の動向、IFRS開示と会計監査の議論」(KPMG Insight Vol.42 (2020年5月号))

「EUのTCFD等開示ガイドラインとTCFD開示の義務化(強制適用)を模索する動き ～グローバルな動向を鳥瞰する～」(KPMG Insight Vol.41 (2020年3月号))

「TCFDを巡る英国の動向 ～英国のグリーンファイナンス戦略、金融規制当局の動向を鳥瞰する～」(KPMG Insight Vol.40 (2020年1月号))

「TCFD：気候関連リスク開示の現状と課題 ～TCFDステータスレポート第2弾を踏まえて～」(KPMG Insight Vol.39 (2019年11月号))

「欧州TCFD等開示ガイドラインの概要と日本企業への影響」『旬刊経理情報』2019年10月1日号 中央経済社

「『SDGs経営』に向けた国連責任銀行原則への賛同表明」『週刊金融財政事情』2019年7月22日号 金融財政事情研究会

「欧州ESG投資開示規則法案と日本企業への影響」『旬刊経理情報』2019年7月10日号 中央経済社

「欧州のサステナブルファイナンス強化策の概要とその可能性」『週刊金融財政事情』2019年2月25日号 金融財政事情研究会

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGジャパン

コーポレートガバナンス センター・オブ・エクセレンス (CoE)

TCFDグループ

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

テクニカルディレクター 加藤俊治

<https://home.kpmg/jp/ja/home/contacts/k/shunji-kato.html>

TEL:03-3548-5125 (代表電話)

# 新型コロナ禍の景気後退局面における 労使関係の解除について

SF Lawyers 上海事務所

パートナー 余 承志

アソシエイト 王 佳

SF Lawyersは、KPMG中国およびオーストラリアにあるKPMG Lawと提携した法律事務所であり、香港と上海に拠点があります。SF Lawyersは独立した法律事務所であり、KPMGグローバルリーガルサービスネットワークのメンバーでもあります。

景気後退の影響ならびに新型コロナウイルスの流行により、ケータリング、観光、エンターテインメント、小売、運輸、およびその他のサービス業は大きな打撃を受けました。製造業においても、操業再開や原材料の調達が困難となることで、多くの企業が財政難に陥ったり、キャッシュフローが枯渇したり、管理が行き届かなくなったりしています。これらの企業は事業の縮小や停止、人員削減、事業再編や、場合によっては破産申立てを余儀なくされており、これは多国籍企業の中国子会社も例外ではありません。

本稿は、長引く景気低迷が企業の成長を阻害している局面における労使関係解除の詳細について解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

## 【ポイント】

- 通常の労使関係解除の事由としては、リストラ、整理解雇（経済的裁員）、任意解散、破産清算が挙げられる。
- 中国では、企業再編や経営困難等理を理由に人員削減を行う場合、法律の規定に基づき、法定の手続を履行する義務がある。
- 人員削減の実施過程で抽出された実務上の問題点等を今後のリスクマネジメントに活かし、景気後退局面における周到な対応策を策定すること、自社の成長戦略に合致したコスト・トランスフォーメーションに取り組むこと、および従業員に対し誠実に対応していくことが非常に重要である。



余 承志  
ポーラ・ユウ



王 佳  
ジェシカ・ワン

# 1. 通常の場合の労使関係の解除

## 1. 労使関係解除の類型

景気が悪化した結果、経営不振に見舞われた多くの企業が、経営合理化とリストラによるコスト削減・抑制を余儀なくされています。

### (1) 協議一致による解除

企業は従業員との合意により、労働契約を解除することができます。

### (2) 従業員の責任による解除

従業員が下記のいずれかの状況にある場合、企業は労働契約を解除することができます。

- ① 試用期間中に採用条件に合致していないことが証明された場合
- ② 企業の規則制度に基だしく違反した場合
- ③ 著しい職務怠慢、不正利得行為により、企業に重大な損害を与えた場合
- ④ 従業員が同時に他の企業と労使関係を形成し、企業の業務任務の完成に基だしい影響を与えたか、またはそれを企業が指摘しても是正を拒否した場合
- ⑤ 詐欺、脅迫の手段または危機に乗じて、相手側に真実の意思に背く状況下において労働契約を締結または変更させたことにより、労働契約が無効とされた場合
- ⑥ 法により刑事責任を追及された場合

### (3) 無過失責任解除

下記の状況のいずれかがある場合、企業は30日前までに書面により従業員本人に通知するか、または従業員に対し1ヵ月分の賃金を別途支給した後に、労働契約を解除することができます。

- ① 従業員が罹病または業務によらない負傷により、規定の医療期間満了後も元の業務に従事することができず、企業が別途手配した業務にも従事することができない場合
- ② 従業員が業務を全うできないことが証明され、職業訓練または職場調整を経てもなお業務を全うできない場合
- ③ 労働契約の締結時に依拠した客観的な状況に重大な変化が起こり、労働契約の履行が不可能となり、企業と従業員が協議を経ても労働契約の内容変更について合意できなかった場合

ここで特にご留意いただきたいのは、以下の状況においては、無過失責任解除は適用してはならない点です。

- ① 職業病の危険を伴う作業に従事する従業員で、職位を離れる前に職業健康診断を受診していない場合、または職業病の疑いのある病人で、診断中または医学的観察期間にある場合
- ② 当該従業員が職業病の罹患または業務上の負傷により、労働

能力を喪失または一部喪失したと確認された場合

- ③ 罹病または業務外の負傷により、規定の医療期間内にある場合
- ④ 女子従業員で妊娠期、出産期、授乳期にある場合
- ⑤ 当該従業員が満15年連続勤務し、かつ法定退職年齢まで5年未満の場合
- ⑥ 法律、行政法規で規定されているその他の状況
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者、隔離治療中または医療観察期間中の濃厚接触者、政府の実施した隔離措置その他の緊急措置により通常の業務に就くことができない従業員

## 2. 通常の場合の労使関係解除の一般的なプロセス

### (1) 背景調査

解雇予定の従業員の基本的な状況について背景調査を行い、当該従業員に適用される労使関係終了の状況を判断します。

### (2) さらなる対応

背景調査の結果に基づき、さらなる措置を講じます。

- ① 従業員が業務上の過失や罹病、または業務によらない負傷によって業務を全うできないことが証明される場合(職業訓練または職場調整を経てもなお業務を全うできない場合)においては、企業は関連証拠を収集して従業員に通知します。
- ② 客観的な状況に重大な変化が起こることを理由に労使関係を解除する場合においては、企業の状況に応じて一部の部門や役職を廃止したり、一部の業務を停止したりすることを決定し、人員削減に備えます。

### (3) 従業員への説明と社内解除手続

解雇される従業員に事情を説明し、協議・交渉を経て、労使関係を終了させるための社内解除手続を行います。

### (4) 従業員が労使関係の解除に同意しない場合

従業員が労使関係の解除について同意しない場合、具体的な状況に応じて次の措置を講じます。

- ① 従業員が業務上の過失や罹病または業務によらない負傷によって業務を全うできないことが証明される場合(職業訓練または職場調整を経てもなお業務を全うできない場合)においては、企業が一方的に従業員に対し解除を通知し、関連する解除手続をすべて行った後に労使関係を解除します。
- ② 客観的な状況に重大な変化が起こることを理由に労使関係を解除する場合においては、従業員との間で、労働契約で定めた報酬、職務内容、勤務先、労働条件などの変更について協議・交渉し、変更について合意に至らなかった場合には、企業が一方的に従業員に通知書を発行し、該当する手続を経て解雇

します。労働組合が設置されている場合、企業は一方向的に労働契約を解除する前に、その理由を労働組合に伝えなければなりません。

### 3. 客観的状況の重大な変化による労働契約解除

#### (1) 実体的要件—客観的状況に重大な変化が生じ、元の労働契約が履行できなくなった

不可抗力とされた事態が発生した場合、またはその他労働契約の全部または一部の条件を履行することができない状況が発生した場合が想定されます。たとえば企業の移転、合併、企業資産の譲渡などが挙げられます。また、部署の廃止や合併、事業再編、事業停止、事業譲渡、販売拠点の撤退、業務委託、店舗の閉鎖、事業所の閉鎖などの原因による従業員職位の廃止も含まれます。

ただし、企業の経営難、生産の余剰、ビジネスモデル、業務の調整等により、人員の余剰・冗長・重複が生じた場合には、「客観的な状況の著しい変化により契約を履行できない場合」には該当しません。

#### (2) 手続的要件—従業員と労働契約変更について協議し、合意に達しなかった

契約内容変更協議とは、労働契約における労働報酬、職務内容、勤務先、労働条件などを変更するための当事者間の交渉であり、企業と従業員の協議による労働契約の解除は契約内容変更協議には該当しません。

交渉方法としては、企業が「労働契約の変更に関する照会書」を従業員に送付し、具体的な取決めを提案したうえで従業員と相談します。従業員は書面で自らの選択および意見を述べるができます。もし従業員が企業によるすべての取決めに同意しないことを明確に意思表示した場合、合意に達していないとみなされ、書面による証拠も残されます。なお、仕事の取決めは合理的であるべきであり、調整前後の待遇や等級に過度の格差があってはならず、著しい不利益変更があってはなりません。

## II. 整理解雇

### 1. 整理解雇とは

企業が重大な経営不振に見舞われ、法令を遵守する前提で労働者を解雇する場合、労働者に責任はなく、使用者の経営上の理由による人員整理が解雇をもってなされることを「整理解雇」(中国語では「経済的裁員」と呼びます。財務圧力の緩和または事業調整の目的を達成するために行う1つの手段であり、通常は、複数の労働者が同時期に解雇されることとなります。整理解雇は関与する従業員

の人数が多いことから、法律上では整理解雇と個別解雇<sup>1</sup>について異なる規定が定められています。

### 2. 整理解雇の要件

#### (1) 実体的要件

- ① 「企業破産法」の規定に従い再編を行う場合
- ② 企業の生産、経営が極めて困難となった場合
- ③ 生産製品の転換、重大な技術革新または経営方式に調整があり、労働契約変更後においてなお人員削減が必要である場合
- ④ その他の労働契約締結時に依拠した客観的な経済状況に重大な変化が起こり、労働契約の履行が不可能となった場合

#### (2) 手続的要件

- ① 企業は人員削減30日前までに工会(日本の労働組合に近い仕組み)または従業員全体に対し、労働契約締結の「当初」と人員整理に至った「現在」の経済状況における「重大な変化」、ならびに現在までの経営努力の経緯について具体的に説明し、賃借対照表、損益計算書または監査報告書等企业の生産経営状況に関する資料を提供する必要があります。
- ② 以下の内容を記載されている人員削減案を提出します。
  - (1) 解雇予定の人員リスト
  - (2) 削減時期および実施手順
  - (3) 法令および労働協約の規定に基づいた、解雇される従業員に対する経済補償
- ③ 人員削減案について労働組合または従業員全体に意見を聴取したうえで、当該削減案の修正を行います。
- ④ 現地の労働行政部門に人員削減案および労働組合もしくは従業員全体の意見を報告し、労働行政部門の意見を聴取します。
- ⑤ 企業が正式に人員削減方案を発表し、解雇者との間で労働契約の解除手続を行い、関連する規定に基づき解雇者に経済補償金を支払い、解雇証明書を発行します。

#### (3) 整理解雇におけるその他の留意点

- ① 人数要件
  - (1) 削減する必要のある従業員の人数が20人以上である
  - (2) 20人未満の場合、企業従業員総数の10%以上を占める必要がある
- ② 優先して継続雇用する従業員
  - (1) 企業と比較的長期間の、期間の定めのある労働契約を締結している者
  - (2) 企業と、期間の定めのない労働契約を締結している者
  - (3) 家庭内に他に就業者がおらず、扶養が必要な老人または未成年者を有する者

1 個々の労働者との間の、個別的な問題を理由とする解雇。

## ③ 労働契約を解除してはならない従業員

「無過失責任解除」が適用されない従業員の人選と同様です。詳細は上記1-1-(3)をご参照ください。

## III. 任意解散に伴う労使関係の解除

企業の上層部が中国国内における子会社の解散を決定し、権力機構が解散決議を行って企業が清算される場合、従業員に対する措置を講じなければなりません。任意解散に伴う労使関係解除の一般的なプロセスを以下説明します。

### 1. 清算委員会の設立

法律に基づき清算委員会を設置し、各種清算事務を行います。

### 2. 背景調査の実施

従業員に対する背景調査を実施し、従業員の基本的な状況を明確にするとともに、企業による賃金、社会保険料および積立金の滞納の有無を調査します。

### 3. 従業員配置計画の作成

従業員配置計画を作成し、従業員と対等に協議します。企業が従業員との労働契約を終了させる場合には、手続上の要件に従い、解雇理由や契約解除方法、補償方法などについて、会議または掲示などの形式により従業員に通知するものとします。

### 4. 労働契約の終了

企業は従業員との間で労働契約を終了させる協約を締結し、その従業員に対して離職証明書、人事記録、社会保険の引継ぎ手続を行います。

実務上では、通常労働契約の終了時期は、労働契約終了協約書にて双方が合意した終了時期であり、終了協約書がない場合には、企業が労働契約を終了する旨を通知した時点で終了するものとします。

## IV. 破産清算に伴う労使関係の解除

企業が期限の到来した債務を弁済できず、債務超過の状態に陥った場合、または明らかに債務を弁済する能力が欠如している場合や、企業もしくは債権者からの申立てにより破産清算に入る場合は、それに伴って相応する従業員に対する措置を講じなければなりません。破産清算における労使関係解除の一般的なプロセスを説明します。

### 1. 背景調査の実施

企業の従業員に対する背景調査を行い、従業員の基本的な状況を明らかにし、企業が賃金・社会保険料・積立金関連の滞納状況の有無を調査します。

### 2. 従業員配置計画の作成

従業員配置計画を作成し、従業員代表会または従業員全体での討議・協議を経て修正を行い、最後に公表または周知します。

### 3. 裁判所への破産申立申請

裁判所へ破産申立と従業員配置計画書を提出します。

#### (1) 債務者による破産申立て

破産申立と同時に従業員配置計画書の提出および賃金・社会保険料の支払いが必要となります。

#### (2) 債権者による破産申立て

債務者は、従業員の賃金の支払いと社会保険料の納付証明を提出しなければなりません（従業員配置計画書は不要）。

### 4. 裁判所で受理された後の従業員債権の扱い

従業員債権の範囲は、企業が従業員に滞納した賃金、医療費、障害者補助および救済費用、従業員の個人口座に振り込むべき未払いの基本養老保険、基本医療保険料、および法律、行政法規の規定に基づき従業員に従業員に支払うべき経済補償金となります。管理人が職務で調査した後に公開し、破産財産の分配過程における優先順位は、破産費用と共益債務に次ぐものとします。また、債務者の特定の財産に担保権を有する債権者は、当該特定財産の弁済は労働債権に優先して行われるべきです。

## V. 最後に

新型コロナウイルスの影響により、中国における一部事業の撤退や拠点縮小、再編や統合を検討し、人員削減を視野に入れている日本企業は少なくないと思われます。法律の規定に基づき人員削減を行うと同時に、実務上の問題点に十分に注意を払いながらリスクマネジメントを行い、また従業員に対しては誠実に対応することが、非常に重要だと考えます。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

SF Lawyers 上海事務所  
アソシエイト 王 佳 (Jessica Wang)  
TEL: +86) 21-5203-1574  
jessica.jw.wang@kpmglegal.com.cn

# 英国のEU離脱が企業に与える税務上の影響

## KPMG英国

ディレクター Bharadwa Sunil

ディレクター Weedon Neil

マネジャー 大井 翔平

2016年6月、英国において、EU (European Union (欧州連合)、以下「EU」という) 残留是非を問う国民投票が実施され、幾度にわたる離脱協定交渉や離脱延長の末、2019年12月の総選挙の結果、保守党が単独過半数の議席を獲得し、2020年1月末の議会承認を得て、2020年2月1日からEU離脱への「移行期間」が始まりました。英国は念願のEU離脱に向けて第一歩を踏み出しましたが、未だ数多くの課題が残されています。そこで本稿では、英国のEU離脱が企業に与える税務上の影響を概説します。

なお、本稿は2020年2月1日時点の公表情報に基づいて、国際税務研究会 月刊「国際税務」2020年3月号に掲載された記事を基にしています。本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

### 【ポイント】

- 2020年2月1日からEU離脱への「移行期間」が開始された。当該移行期間は、2020年7月1日までに申請すれば2022年末まで延期することが可能だが、延期しない場合には2020年12月末で移行期間は終了し、2021年1月1日からEU離脱が発効する。
- 移行期間において、英国はEU加盟国から離脱し、第三国となるが、引き続きEUのルールに従うこととなる。
- 移行期間終了までに貿易協定等の取り決めがなされない場合、移行期間終了後は、これまで享受していた各種恩典（貿易協定やEU指令等）の適用はなくなり、WTOルールに従った関税の賦課、追加的なVAT登録、源泉税の発生等、さまざまな税務上の影響が予想されるため、貿易協定交渉状況等、今後の動向に注視する必要がある。



**Bharadwa Sunil**  
バラドワ・スニル



**Weedon Neil**  
ウィードン・ニール



**大井 翔平**  
おおい しょうへい

## I. 移行期間について

EU離脱協定では、激変緩和措置として11ヵ月間の移行期間を設けています。この移行期間は、2020年7月1日までに申請すれば2022年末まで延期することが可能ですが、ボリス・ジョンソン英首相は延期しないことを明言しています。延期しない場合には2020年12月末で移行期間は終了し、2021年1月1日からEU離脱が発効します。もしこの移行期間が延長されない場合、貿易協定交渉期間は極めて限定的となるため、広範な貿易協定の締結ではなく、モノに焦点をあてた貿易協定、すなわち関税に重点を置いた貿易協定交渉がなされると予想されています。

移行期間において、英国はEU加盟国から離脱し、第三国となりますが、引き続きEUのルールに従うこととなります。すなわち、EU関税同盟および単一市場に留まり、EUのValue Added Tax（付加価値税、以下「VAT」という）ルールやEU指令にも従うこととなります。これは、移行期間においては、ビジネスの混乱を最小限にするため、モノやサービスの移動に関税や検閲、各種規制による制限なしで往来できることを意味します。

この移行期間内に貿易協定が締結されない場合には、移行期間終了後より、英国は世界貿易機構（World Trade Organisation、以下「WTO」という）ルールに従うこととなります。すなわち、EUは英国からの輸入品に対し関税を賦課し、英国はモノやサービスの単一市場へアクセスすることはできなくなります。

英国とEUの貿易協定の内容によって、企業の税務に与える影響度は異なります。この移行期間内においては、企業に対し重大な税務上の影響を与えることは予想されていませんが、今後の貿易協定の交渉状況に応じ、そして移行期間終了時に貿易協定が締結されなかった場合に備え、企業は自社の税務ポジションに対する影響を検討する必要があります。

## II. 関税およびVAT

関税とVATは、英国のEU離脱後、英国と取引のあるすべての多国籍企業に影響を与える可能性があります。中でも重要なポイントを以下に記載します。

### 1. 英国とEUとの貿易に係る関税

現在、英国はEU関税同盟の一員であるため、関税を賦課されずにEU加盟国と輸出入を行うことができます。上述したとおり、移行期間終了までにEUとの貿易協定が締結されない場合、EUとの輸出入についてはWTOルールに従った関税が賦課されることとなります。

関税率はその輸出入が行われるモノにより異なり、食料、衣料、車などが高い関税の影響を受けやすく、中には関税率が17%を超

える可能性もあります。関税は、資産項目ではなく費用項目であるため、企業にとって直接的なコストとなります。また、関税率は商品コードに従って適用されるため、誤った納税をしないために、正確な商品コードに分類する必要があります。

### 2. EU自由貿易協定（Free Trade Agreements (FTAs)）へのアクセス

移行期間終了後、英国はEUによる貿易協定の恩恵を受けることはできなくなります。当該EU貿易協定はおおよそ40を数え、70カ国以上の対象国をカバーしています。英国はこれまで、EUが締結している貿易協定と同内容を継続することを、20の貿易協定において妥結してきましたが、日本との貿易協定については現在も交渉中です。2019年2月1日に発効した日本EU経済連携協定（EU-Japan Economic Partnership Agreement、以下「日欧EPA」という）へのアクセスを失うことは、日本と英国の輸出入に高い関税が賦課される可能性があるため、貿易障壁となりかねません。日本との貿易協定交渉については、日欧EPAをベースとして優先的に交渉がなされることが予想されていますが、他国との貿易協定交渉と併せ、交渉状況に注視する必要があります。

### 3. VAT

移行期間終了後、英国はEU加盟国共通のVAT指令や欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union）の決定に従う必要がなくなり、独自のVATルールを規定できることとなります。EU VAT指令に準拠する必要がなくなるとはいえ、短期的には、現在のVATシステムを大きく変更することは予想されていません。

英国VAT登録企業は、EU共通のVAT簡素化ルール（コールオフストックの簡素化ルール、三者間貿易、EU VAT還付ルール等）へのアクセスを失うこととなり、EU加盟国との取引がある英国VAT登録企業は重大な影響を受ける可能性があります。

移行期間が終了する前に、英国VAT登録企業は、英国およびEUのVATプロフィールを確認し、EU離脱による追加的なコストやリスクを低減するため、VAT登録、システム、プロセスおよび契約の変更の必要性を確認する必要があります。

英国VAT登録企業だけでなく、英国においてモノのサプライチェーンが存在する多国籍企業についても、新たな輸出入手続きや潜在的なコストが発生する可能性があります。VATの新規登録や承認も要求される可能性があり、追加的なコストを回避するための軽減措置の適用を検討しなければならない可能性もあります。

### III. 法人税

英国の法人税の観点からは、移行期間の間は、英国のEU離脱が企業に大きな影響を与える可能性は低いとされています。しかし、移行期間終了後に事態が急変する可能性もあります。英国の法人税法は移行期間終了後も引き続き適用されますが、英国は直接的にEUの干渉を受けないため、移行期間終了後は、EUの共通ルールとされてきた、EU親子会社指令や利子・ロイヤルティ指令、合併指令、租税回避防止指令等の各種EU指令が適用されなくなります。この中で、影響を受ける可能性があるいくつかの例を以下に述べることにします。

#### 1. 源泉税

##### (1) 親子会社間の配当に関する共通課税指令（通称、親子会社指令（EU Parent-Subsidiary Directive））

親子会社指令とは、子会社から親会社に対する利益の分配に関して、二重課税を課さないこと、および源泉税を課さないこととするルールですが、当該指令が適用されなくなることによる英国国内法への影響は限定的です。というのも、既に英国では、当該親子会社指令に沿った国内法の整備がなされており、英国では英国企業から海外企業へ支払われる配当に関して源泉税は課されず、英国企業が海外子会社から受けとる通常の配当は、法人税法上免税措置が規定されているためです。

しかし、EU加盟国企業から英国企業への配当に係る源泉税については、当該親子会社指令の適用はなくなり、EU加盟国の国内法および英国との租税条約により源泉課税されることとなります。ただし租税条約によっては、親子会社指令と同様の恩典を享受できるものもあります。

移行期間終了後、当該源泉税はEU加盟国の国内法および英国と

の租税条約のいずれか低い税率が適用されることとなります（租税条約の恩典を受けるための一定の要件を満たさない場合には、EU加盟国の国内法が適用されます）。英国は120を超える広範な租税条約ネットワークを有しており、ほとんどの租税条約では、配当に係る源泉税を課さないこととしています。しかしながら、いくつかのEU加盟国との間では源泉税が課される可能性もあります。その一例として、影響のある国々の国内法、英国との租税条約、親子会社指令の適用税率を併記し、その影響額を示したものが図表1です。

この表からもわかるとおり、租税条約の恩典享受のための一定の要件を充足したとしても、ギリシャ・ポルトガルからの配当については10%、チェコ・ドイツなどからの配当については5%の源泉税が課されることとなります。

移行期間終了後のEU加盟国からの配当に係る源泉税の取扱いは、各加盟国の国内法、英国との租税条約、そして今後のEU離脱交渉にも左右されることとなります。各国の国内法の税率や手続きについても変更される可能性があるため、EU加盟国から英国への配当支払いを検討する場合には、最新の情報に留意する必要があります。

##### (2) 異なる加盟国の法人間において支払われた利子およびロイヤルティに対する共通課税システムに関する理事会指令（通称、利子・ロイヤルティ指令（EU Interest and Royalties Directive））

この利子・ロイヤルティ指令は、異なる加盟国間で、一定の要件を充足する関係会社間で支払われた利子およびロイヤルティについて、源泉税を排除することを目的としています。しかし、上述した親子会社指令と同様、移行期間終了後は、当該利子・ロイヤルティ指令の適用はなくなり、当該源泉税はEU加盟国の国内法および英国との租税条約のいずれか低い税率が適用されることとなります（租税条約の恩典を受けるための一定の要件を満たさない場合には、EU加盟国の国内法が適用されます）。

配当の際と同様、ほとんどの租税条約では、利子・ロイヤルティに係る源泉税を課さないこととしていますが、いくつかのEU加盟国との間では源泉税が課される可能性があります。その一例として、加盟国企業から英国に支払われる通常の貸付金利子に係る源泉税、およびロイヤルティに係る源泉税について、影響のある国々の国内法、英国との租税条約、利子・ロイヤルティ指令の適用税率を併記し、その影響額を示したものが図表2です。

これらの表からもわかるとおり、租税条約の一定の要件を充足したとしても、イタリア・ポルトガル・ルーマニアからの貸付金に係る利子については10%、クロアチア・ポーランドからの貸付金に係る利子については5%の源泉税が課されることとなり、ルーマニアからのロイヤルティについては15%、チェコからのロイヤルティについては10%、イタリアからのロイヤルティについては8%、クロアチア・ポーランド・ポルトガルからのロイヤルティについては、5%の

図表1 配当に係る源泉税率

国名	国内法	英国との租税条約	親子会社指令	影響額
クロアチア	12%	5%	0%	-5%
チェコ共和国	15%	5%	0%	-5%
ドイツ	25%	5%	0%	-5%
ギリシャ	15%	10%	0%	-10%
イタリア	26%	5%	0%	-5%
ルクセンブルク	15%	5%	0%	-5%
ポルトガル	25%	10%	0%	-10%
ルーマニア	5%	10%	0%	-5%

※通常の親子会社間の利益の配当に係る源泉税率を記載しており、保有割合等の状況によって当該税率は異なることがあります。

図表2 貸付金利息およびロイヤルティに係る源泉税率

貸付金利息に係る源泉税率				
国名	国内法	英国との租税条約	利息・ロイヤルティ指令	影響額
クロアチア	15%	5%	0%	-5%
イタリア	26%	10%	0%	-10%
ポーランド	20%	5%	0%	-5%
ポルトガル	25%	10%	0%	-10%
ルーマニア	16%	10%	0%	-10%

ロイヤルティに係る源泉税率				
国名	国内法	英国との租税条約	利息・ロイヤルティ指令	影響額
クロアチア	15%	5%	0%	-5%
チェコ共和国	15%	10%	0%	-10%
イタリア	30%	8%	0%	-8%
ポーランド	20%	5%	0%	-5%
ポルトガル	25%	5%	0%	-5%
ルーマニア	16%	15%	0%	-15%

※通常の貸付金に係る利息およびロイヤルティに係る源泉税率を記載しており、貸付金の内容やロイヤルティの対象内容等の状況によって当該税率は異なることがあります。

源泉税が課されることとなります。

配当の際と同様、移行期間終了後のEU加盟国からの利息・ロイヤルティに係る源泉税の取扱いは、各加盟国の国内法、英国との租税条約、そして今後のEU離脱交渉にも左右され、各国の国内法の税率や手続きについても変更される可能性があるため、EU加盟国から利息・ロイヤルティの支払いを検討する場合には、最新の情報に留意する必要があります。

## 2. 異なる加盟国間での合併・分割・一部分割・資産の移転および株式交換に関する共通課税システムに関する指令（通称、合併指令（EU Merger Directive））

移行期間終了後、これまで合併指令により、EU加盟国間での組織再編行為に対し、キャピタルゲイン課税の繰延や欠損金の引き継ぎなどの恩恵を享受することができなくなり、クロスボーダー合併や資産譲渡等の組織再編等を活発に行うことができなくなる可能性があります。合併指令は移行期間内、すなわち2020年12月末までは適用されますが、英国当局のガイダンスにおいて、当該合併指令が適用されるのは、2020年12月末までに、組織再編行為が完了し、登録してある場合のみとされています。

移行期間終了後の不確実性を勘案する必要がありますが、英国は、自国の国内法において比較的自由度の高い組織再編行為を維

持し、一定の業種について税制優遇措置を与える可能性もあると予想されているため、今後の動向に注視する必要があります。

## IV. おわりに

上述したように、現在までに英国は、EUが締結している貿易協定と同内容を継続することを20の貿易協定において妥結し、これは50の国と地域をカバーしています。2020年1月31日以降、英国はこの協定でカバーしきれていない国や地域についても順次交渉を進め、その大部分は既存のEUとの貿易協定内容をベースにすると予想されています。そのため、英国企業および英国と取引がある多国籍企業に対し、重大な影響が生じないように貿易協定交渉が進められることが予想されます。

英国は、EU離脱による税務上の懸念が予想されつつも、ヨーロッパの中で最低レベルの法人税率、および税務だけでない側面（言語や生活環境）からも、依然として、日本企業にとってヨーロッパにおける重要な拠点であり続けると考えられます。

英国のEU離脱が企業に与える税務上の影響を概説してきましたが、依然として不透明な側面が多々存在するのが現状です。したがって、英国に拠点を有する、または英国との取引がある日本企業は、常に最新の情報に留意する必要があります。

### 英国の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報

ウェブサイトにて英国のCOVID-19関連情報を紹介しています。  
<https://home.kpmg/uk/en/home/insights/2020/04/responding-to-covid-19.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG英国  
 Direct Tax ディレクター  
 Bharadwa Sunil  
 Sunil.Bharadwa@kpmg.co.uk

KPMG英国  
 Indirect Tax ディレクター  
 Weedon Neil  
 Neil.Weedon@kpmg.co.uk

KPMG英国  
 マネジャー  
 大井 翔平  
 Shohei.Oi@kpmg.co.uk

# メキシコ2020年税制改正の重要な論点整理

KPMGメキシコ

メキシコシティ事務所

ディレクター 東野 泰典

2020年のメキシコ税制改正における、在メキシコ日系企業にとっての主要なポイントとしては、税務当局（SAT）の権限のさらなる強化、課税所得の割合をベースにした支払利息の損金算入制限の制度化、低税率国へのメキシコからの支払いが損金否認する規定の導入が挙げられます。

当該改正内容が自社にどのような影響をもたらすかについて、インパクトの試算や、必要に応じた文書化等の準備、専門家を介した内部検討などが重要であると考えられます。

本稿では、2020年のメキシコ税制改正において、日系企業が留意すべき重要な個別論点を解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



東野 泰典  
ひがしの やすのり

## 【ポイント】

- 今回の税制改正では、税務当局の権限がさらに強化され、追加的な報告事項等の対応を納税者側に新たに要求している。また、BEPSのアクションプランを能動的に導入している。
- 従来の過少資本税制と並行して、課税所得の割合をベースにした支払利息の損金算入制限が新たに制度化された。
- 低税率国へのメキシコからの支払いが損金否認する規定が新たに導入された（ただし例外あり）。



## I. はじめに

今回の税制改正では、メキシコ税務当局（SAT）の権限がさらに強化され、追加的な報告事項等の対応を納税者側に新たに要求しています。また、BEPSのアクションプランを能動的に導入しています。

本稿では、2020年のメキシコ税制改正の内容において日系企業に対して影響のある項目を整理しています。日系企業においては、当該改正内容が自社にどのような影響をもたらすかについて、インパクトの試算や、必要に応じた文書化等の準備、専門家を介した内部検討などを行うことが重要であると考えられます。

## II. 支払利息の損金算入制限の制度化

### 1. 支払利息の損金算入制限

BEPS行動計画を踏まえた支払利息の損金算入制限が新たに設けられ、2020年度より、純支払利子のうち、調整後課税所得の30%を超える金額については損金不算入となりました。

- **純支払利子**＝支払利息－受取利息－200万メキシコペソまでの適用除外額
- **調整後課税所得**＝課税所得＋支払利息＋減価償却費等

計算を実施する際の留意事項は、以下のとおりです。

### 2. 200万メキシコペソの適用除外額

上述のとおり、純支払利子の計算において200万ペソの適用除外額が設けられていますが、当該適用除外額はグループ会社全体または関連者全体（以下、グループ全体という）での金額となり、前事業年度におけるグループ全体での益金総額に基づき按分を行います。したがって、メキシコ国内に複数のグループ会社がある場合は、1社当たりの適用除外額が少なくなることに留意が必要です。

### 3. 課税所得がゼロまたはマイナスの場合

欠損等により調整後課税所得がゼロまたはマイナスになる場合には、純支払利子の全額が損金不算入となります。

### 4. 過少資本税制との関係

本規定は既存の過少資本税制と併用されることになるため、本規定に基づき計算された損金不算入額が、過少資本税制による損金不算入額を上回る場合にのみ適用となります。したがって、最終的な損金不算入額は、本規定に基づき計算された損金不算入額と、過少資本税制に基づき計算された損金不算入額を比較し、いずれか大きい方の金額となります。

### 5. 損金不算入額の取扱い

本規定により損金不算入となった純支払利子は、10年間繰り越すことができます。

### 6. 本規定の適用対象外

金融機関については、本規定の適用対象外です。また、特定のプロジェクト（公共インフラ、メキシコ国内の不動産建設とその土地取得、石油や天然ガスの炭化水素源の探査・採取・輸送・貯蔵・供給、電力や水資源の生成・流通・貯蔵等）の資金調達に係る債務や公債から発生する利子も、本規定の計算から除外されます。

## III. 低税率国への支払いが損金否認する規定の導入

### 1. 海外低税率国に所在する関連者への支払いの損金不算入化

同じくBEPS行動計画をふまえた改正により、2020年度よりメキシコ企業から低税率国（Low Tax Jurisdictions）に所在する関連者への直接または間接の支払い、またはストラクチャード・アレンジメントを通じてなされた支払いがある場合、メキシコ企業において当該支払いに関する費用が損金不算入となりました。

低税率国として取り扱われるのは、メキシコの法人税率30%の75%よりも低い国、すなわち22.5%（30%の75%）未満の国・地域となります。また、ストラクチャード・アレンジメントとは、メキシコ企業またはその関連者が締結する契約で、当該契約に基づく支払いが、メキシコ企業またはその関連者が便益を受ける優遇税制のある地域に所在する企業への支払いと関連付けられている契約、または同様の目的と見なされる契約を指します。

従来は、これらの支払いが独立企業間価格として第三者価額にて行われている場合には、一般に損金算入が認められていました。なお、メキシコ税務当局（SAT）は当該規定に関する詳細なガイダンスを今後発行する予定です。

本規定に関する主な留意事項は、以下となります。

### 2. 対象となる支払い

本規定は原材料を含む物品の購入、利息の支払い、ロイヤルティ、テクニカルアシスタントフィーといったサービス対価の支払い等の、いかなる支払いにも適用される点に留意が必要です。

### 3. 間接的な支払いについて

当該規定は、上記直接の支払いに加えてメキシコ企業から低税率国関連者への間接的な支払いも適用対象としています。つまり、メキシコ企業（A）からの支払いが、低税率国に該当しない国に所在する関連者（B）への支払いであったとしても、そのBからさらに別

の国のグループ会社へ支払いが行われ、当該支払いの最終的な受益者（C）が当該低税率国に所在する関連者である場合は、本規定が適用されることとなります。

#### 4. 例外規定：「当該取引が実態を伴う場合」

ただし、メキシコ企業の行う支払いが「取引実態を伴う場合」には、損金算入できる例外規定が設けられています。当該例外規定は、支払いを受ける低税率国に所在する関連者が事業活動に従事し、事業活動を遂行するにあたって不可欠な人的リソースおよび資産を有していること、また法人企業であり、メキシコと情報交換協定（Exchange of Information Agreement）を締結している国に有効な事業遂行場所を有していることを立証できる場合、当該関連者への支払いの損金算入を認めるものとなります。

一方、ストラクチャード・アレンジメントに関しては、当該例外規定は適用されません。また、ハイブリッド・ミスマッチ（複数国間における税務上の取扱いの差異）があると認定された場合にも、当該例外規定が適用されないこととなります。

一般的な日系企業の取引を鑑みた場合、ほとんどの取引が実態を伴うものであり、当該規定の影響は受けないものと考えられます。ただし重要な論点として、当該取引実態の例外規定は、取引の実態がある場合、かつその取引相手がメキシコと情報交換規定を締結している国<sup>1</sup>に所在することが条件となっているため、メキシコと租税条約等を締結していない国にあるグループ会社との取引は、実態の有無にかかわらずその支払いが損金否認されてしまうという建付けとなっています。

注意点として、東南アジアのタイ（法人税率20%）、ベトナム（法人税率20%）、マレーシア（法人税率24%）は、現在租税条約締結に向けて協議中であり、現在の締結国ではないため、これらの国（※マレーシアは規定で定められる22.5%の税率に抵触しない可能性が高い）の関連者へのメキシコからの支払いは、当該規定の影響を受ける可能性があります。SATからの詳細なガイドラインがまたれるところではありますが、当該国の関連者との取引が大きい会社の場合、詳細な分析のうえ対策をとることが肝要です。

## IV. その他

### 1. サービス会社への支払に対するVAT6%源泉税徴収義務

委託者（サービスの受益者）にスタッフを派遣し、サービスを提供する会社（サービスの提供者）から受け取る請求に対して新たに規定された制度で、委託者側（サービスの受益者側）は、当該サービスの対価に対する16%のVAT（付加価値税）のうち、6%ポーション

を源泉して当局に納税することとなりました（当然、サービス提供会社に対しては、差分の10%ポーションのVATのみを支払うこととなります）。

このVAT源泉は、法案時には単純にアウトソーシングと呼ばれる人的サービスの提供を対象として規定されていたものの、実際に施行された法令において、それ以外のサービス事業者に対しても適用される可能性がでてきたため、該当可能性のあるすべてのサービス業者との契約、取引を今一度網羅的に確認することが望ましいと考えます。当該サービスに対する受益者側のVAT源泉徴収義務を順守することは、所得税法上損金経理するための要件となっている点にもご留意ください。

たとえば、SATから出されたFAQにおいては、清掃サービス、機械等のメンテナンスサービス、従業員の移動に関するサービス（通勤バス会社等）は、源泉の適用対象相手先として例示されています。

最後に、該当する企業はほとんどないと思いますが、北部国境地域税務インセンティブを享受している納税者のケースでは、VAT税率が16%ではなく8%に減額されているため、今回の改正の対象となる源泉税率は6%ではなく3%となります。

### 2. メキシコ PE (Permanent Establishment = 恒久的施設) の定義変更

非居住者がメキシコにおいてビジネス活動を行う場合のPEの定義が新たに拡大されることとなりました。これもBEPSプロジェクトの行動計画をふまえた改正です。特に米国や日本の会社が直接メキシコ顧客と取引を行っているケースで、メキシコ子会社やその他第三者の代理人をメキシコ側で使用している場合、今一度その影響度を確認することをお勧めします。

改正前のメキシコ所得税法上においては、メキシコの代理人（個人・法人）が、メキシコ国内にて非居住者の代わりに権限を行使したり、契約に代理で署名したりする場合、その非居住者はこの代理人を通してメキシコにおいてPEがあるとみなす規定がありました。

今回の改正においては、メキシコの代理人が、非居住者の「契約締結に繋がる主要な役割をメキシコ国内において果たしている場合」に、その非居住者はメキシコにおいてPEを持つと定義が変更されています。

さらに、非居住者とメキシコ代理人の関係が関連者の場合、かつメキシコ側関連者が非居住者の関連者のためにもっぱら代理人業務を行う場合、PEに該当しない「独立代理人」とみなさないとも、新たに規定しています。

PEの例外とされる準備的、補助的活動について、いかなる活動も準備的、もしくは補助的でない場合、PE認定されるという定義も追加されています。

1 メキシコが現在租税条約（情報交換規定含む）を締結している主要な国：日本、米国、カナダ、中国、韓国、香港、シンガポール、フィリピン、インドネシア、インド、英国、スペイン、ポルトガル、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、オーストリア、チェコ、ハンガリー、ロシア、トルコ、オーストラリア、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、チリ、ペルーなど

上記改正を踏まえた場合、2020年以降において非居住者が代理人を通して、メキシコにおいて販売活動や販促活動を行い利益を享受している場合、メキシコ当局によりPE認定を受ける可能性があります。非居住者のための販売および販促活動もしくはこれらに類似する業務に従事する従業員がメキシコ企業の従業員であり、かつ非メキシコ企業がその活動の全部または一部の受益者である場合に、特にその影響度について留意が必要となります。

### 3. 濫用防止規制（ビジネス上の正当な理由付け）

税務当局の調査において、企業のある取引が、ビジネス上の合理性はないが税務メリットを享受できるものと判断された場合、その取引が架空取引と見なされる規定が加わりました。

このような法的な不確実性を生じさせる可能性のある改正内容は、税務当局による判断基準によって、「ビジネス上の理由」がなく、一方で税務上のメリットを生じさせるとみなされてしまう危険性を当然のように伴うこととなります。規定によると、当該取引によって生じる現在または将来の経済的便益が税務上の便益を下回る場合、ビジネス上の理由はないとされています。

税務当局は、納税者に対し個別に税務調査を行ったうえで、その取引にビジネス上の合理性がないと判断した場合、その旨が納税者に通知されることとなります。

たとえばメキシコグループ会社間での合併に際し、一方の会社が持つ欠損金を活用するため存続会社を当該会社にする、などが考えられます。

税務メリットをとる取引が発生するケースにおいて、その取引のビジネス上のメリットと、なぜ事業上その取引を行う必要があるかについて実行前に検討し、文書化しておくことが、将来の税務調査リスクを軽減するために必要となります。

### 4. 電子スタンプの使用権限停止

税務当局は、企業の電子スタンプの使用権限を停止させ、事業継続を止めることができるという点に改めて留意しなければなりません。万が一そのようなケースに陥った場合、速やかに当局に対して説明を行い、その理解が得られれば、翌日には（電子スタンプを止めた理由が明確に当局側で処理されるまでの間一時的ではあるが）再度利用が可能となります。

このようなリスクに対応するためにも、今一度内部の報告体制と、仮にそのような事態が起こってしまった際の当局へのアクションに関するフローについて再度見直し、必要な文書化をすることが肝要と言えます。

### 5. 当局への報告義務がある一定の取引

連邦税法典において「報告対象となる一連の活動が開示」されました。すなわち税務アドバイザーは当該取引に対してのアドバイスを納税者に提供した場合、その事実を税務当局に情報を開示する義務を持ちます。これらの報告制度は、他国でも導入されているようですが、それらはより国際的な取引に焦点を当てており、メキシコにおける今回の改正のような国内取引は対象とされていません。

企業の取るべき対策として、当該規定にて明記された取引に該当するものがあるかどうかについてチェックリストを作成し、一定期間ごとに振り返ることで、当該アドバイスを提供した専門家とのすり合わせ等の情報を共有することが挙げられます。

### 6. ユニバーサル・コンペンセーション（税金相殺処理）

本規定自体は2019年度よりメキシコにおいて施行されているため、既におなじみとなった改正点となります。既にAMPARO<sup>2</sup>を適用した企業も多数あるようですが、重要な論点であるため、本稿でも記載します。

ご存知のとおり、税金（ISRやVAT等）の過払いについては、還付もしくは他の税金との相殺という行為が過去認められていたものの、当該変更により、相殺行為は同種類の税目に対してのみ可能であるという制限がなされました。この制限規定は、2019年の税制改正において時限立法的に施行されたもので、今回2020年の改正によって、連邦税法典に新たに組み込まれることとなりました。

VATのクレジット残高を継続的に保有することとなるIMMEX<sup>3</sup>等の輸出製造業や、マキラドーラ<sup>4</sup>企業は、還付申請プロセスを通じてのみ当該クレジット残高を回収することができます。

メキシコの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報  
ウェブサイトでメキシコのCOVID-19関連情報を紹介しています。

<https://home.kpmg/xx/en/home/insights/2020/04/mexico-government-and-institution-measures-in-response-to-covid.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGメキシコ  
ディレクター  
東野 泰典  
yasunorihigashino@kpmg.com.mx

2 税制改正がなされたとき、メキシコ憲法の平等性、均衡性に照らし、納税者の権利が侵害されると判断した場合、その改正を違憲として納税者側から提訴できる制度。特徴として、仮に勝訴となった場合、違憲の訴え（すなわちAMPARO訴訟）を起こした納税者のみが、その効力を享受できる

3 「輸出向け製造、マキラドーラ、サービス産業」を意味し、輸出の促進と、メキシコ企業による国外市場へのアクセスおよび国内の製造インフラの近代化促進を目的として、メキシコ政府が申請企業に保税による一時輸入の恩恵等を与える制度

4 IMMEX制度の一形態であり、寄託受託関係にある海外会社とメキシコ企業間でマキラドーラ契約を締結することにより行う保税委託加工制度。地理的に隣接している米国企業のメキシコ進出に際してよく使われる

## 民間企業19社で構成する「ESG情報開示研究会」の発足と参画について



KPMGジャパンは、このたび、2020年6月下旬に発足予定の一般社団法人ESG情報開示研究会(以下、本研究会)に参画することを決定しました。本研究会は、発足時点で民間企業19社で構

成し、社会の持続的な発展と、企業が自らの価値を高め成長することを調和させる仕組みの創造をめざし、ESG情報開示に関する研究活動を行います。

本研究会の代表理事には、青山学院大学名誉教授・東京都立大学特任教授 北川 哲雄氏が就任し、研究を監修する座長を兼務します。

近年、資本市場において、環境・社会・ガバナンス(ESG/Environment, Social, Governance)の観点で投資判断評価を行うESG投資が活発化しており、また、企業ではESGに関する情報開示や機関投資家をはじめとするステークホルダーとのエンゲージメントを効果的かつ効率的に行うことが課題となっています。本研究会は、

ESG情報開示・エンゲージメントのさらなる発展に向け、情報開示のための指標の検討やステークホルダーが参画するプラットフォーム構築などをはじめとしたインフラを整備することで、企業とステークホルダーの相互理解を深め、ESGに取り組む企業のさらなる企業価値の向上に貢献することを狙っています。

研究活動の期間は2年間を予定しており、研究成果はホワイトペーパーとしてまとめ、国内外の企業・機関投資家などに広く活用してもらうために公表します。研究期間中は、研究成果を紹介するイベントや情報発信を積極的に実施するとともに、参加者も随時募っていきます。

## KPMGコンサルティング、オンラインセミナーを開催

KPMGコンサルティングは、2020年5月以降、新型コロナウイルスへのビジネス対応に関するテーマをはじめ、各種オンラインセミナーを開催し、多くの方にご参加いただいています。

### 【5～6月の開催例】

- 新型コロナウイルス長期化に伴い考えるべき真の事業継続戦略とは？
- 人事部門の未来 ～“ニッポンの人事”変革に向けた一手
- ウィズ・コロナ/アフター・コロナ時代の法務・コンプライアンス
- 新型コロナウイルス影響下における海外子会社の現状と課題

- COVID-19状況下で製造業が生き残るために必要なサプライチェーン・コントロールタワー
- 個人データ保護規制の最新動向とPrivacy DXの実現
- ニューノーマル時代を見据えた、セキュアなリモートワーク実現のポイント

詳細についてはウェブサイトをご参照ください。  
<https://home.kpmg/jp/seminar>

メールマガジンでもご案内いたしますので、ぜひご登録ください。  
<https://home.kpmg/jp/kcnews>

これからも皆さまのお役に立てていただけるように、オンラインセミナー/対面でのセミナーともに継続して開催いたします。

## あずさ監査法人「第4回KPMG次世代論文コンテスト」を開催

有限責任 あずさ監査法人は、“世界から選ばれる関西の未来を次世代が考える”をテーマに、若い世代を対象にした「第4回KPMG次世代論文コンテスト」を開催します。

本コンテストは「世界に選ばれる関西の未来のために」というテーマに沿い、関西の未来を考える17～25歳を対象に論文の募集を行っています。関西を軸にした視点で、新しいビジネ

スや日本が抱える問題を解決する内容であることが求められます。応募期間は2020年8月1日から9月30日、入賞発表は同年11月下旬を予定しています。

第4回目となる本年は、従来、対象を関西地域に居住・通学・通勤経験のある対象年齢の方と限定していましたが、地域を全国へ拡大しました。また、大賞受賞者への賞金額を30

万円から引き上げ50万円とし、応募期間については1か月間早期化しました。

関西は多くの大学や研究機関や特色のある企業の本社が設置されており、全国から優秀な若者が集まっています。本コンテストが、ポテンシャルを秘めた関西の未来を考える若者たちとの繋がりを深め、今後の具体的なアクションに繋げる一助となることを期待しています。

詳細についてはウェブサイトをご参照ください。  
<http://home.kpmg/jp/kansai>

# Thought Leadership

KPMGでは、会計基準に関する最新情報、各国における法令改正および法規制の情報、また各業界での最新のトピック等、国内外の重要なビジネス上の課題を、「Thought Leadership」としてタイムリーに解説・分析しています。



## 年次財務諸表ガイド —IFRS第9号開示例：銀行業

2020年6月  
English / Japanese

この冊子は、銀行または類似の金融機関が国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成する際に利用者に役立つものとなることを目的として作成されています。

2019年1月1日に事業年度を開始する企業に適用が義務付けられる、2019年11月30日時点で公表されているIFRSを反映しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/06/ifs-disclosures-banks-2019-12.html>



## 半導体企業が未開拓のビジネス機会 — 研究開発費および関税緩和による コスト削減の可能性

2020年5月  
English / Japanese

本レポートは、KPMGが毎年実施する『グローバル半導体業界調査』の第15回調査結果を取りまとめたものです(全3レポート)。パート1では、研究開発の効率性および関税の軽減における財務・運営上の機会に焦点を当て、半導体業界のリーダーによる収益、利益率、従業員数の増加、支出に関する予想を反映した半導体業界信頼指数も紹介します。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/05/untapped-opportunities.html>



## Future of HR 2020 — 岐路に立つ日本の人事部門、 変革に向けた一手

2020年5月  
Japanese

KPMGが世界各国のHRリーダーを対象に実施したオンライン調査を基に、今後の日本の人事部門の位置付けをはじめ、HRビジネスパートナーを含めたビジネスへの貢献方法やデジタル化への模索と人材データ活用、エンployeeエクスペリエンス(従業員経験)向上への対応等について考察しています。

[home.kpmg/jp/fhr-2020-j](https://home.kpmg/jp/fhr-2020-j)



## 車載半導体：新たなICEの時代

2020年4月  
English / Japanese

半導体や電子機器がもたらす機能によって、自動車は差別化される新たな時代を迎えつつあります。この大きな転換により、自動車の「内部コンピューティングエンジン」の構成部品である車載半導体が自動車イノベーションの中核を占めるようになります。本レポートでは、半導体業界と自動車業界に発生する収斂と、その課題について考察します。

[home.kpmg/jp/auto-semicon](https://home.kpmg/jp/auto-semicon)



## 5GがもたらすB2B2X市場の 将来予測 Part2

2020年4月  
Japanese

2020年に入り、各通信キャリアの5Gの商用サービス開始やローカル5Gの免許付与等、日本でも5Gの商用化が始まり、法人向けビジネスを中心にさまざまなオポチュニティが生まれるという期待が高まっています。5Gの普及によるビジネスの市場規模予測と業種別の展望を考察するレポート第2冊目は、公共サービス・ヘルスケア・公共交通・自動車業界を取り上げます。

[home.kpmg/jp/5g-report-pt2](https://home.kpmg/jp/5g-report-pt2)



## 止まないIoT規制の雨 ～ IoT製品メーカーに求められる 新たな消費者保護規制への対応 ～

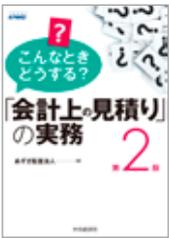
2020年4月  
English / Japanese

IoT(Internet of Things)製品は今後ますますの活用が期待される一方で非常に多くのリスクがあり、各国政府はそれを阻止し消費者を保護するために、メーカーに責任を担わせるIoTセキュリティ法案を次々に成立させています。本レポートでは、KPMGがIoTに関する規制法案の分析から明らかにした、規制の8つの中核領域と、初期段階にメーカーが検討すべき3つの項目について解説しています。

[home.kpmg/jp/iot-rainfall](https://home.kpmg/jp/iot-rainfall)

# 出版物のご案内

## こんなときどうする? 「会計上の見積り」の実務 (第2版)



2020年6月刊

【編】あずさ監査法人

中央経済社・464頁 4,000円(税抜)

本書は、収益認識会計基準をはじめとして「会計上の見積り」がある項目に焦点を当て決算作業に携わる実務家の方々に、広く財務諸表監査を実施する監査人の方々に読者と想定して理論的観点のみならず実務的な観点も考慮して記載しているところに特色があります。全体を通じて、会計上の見積りを行う上での各々の要素の検討点を重点的に記載するとともに、会計上の見積りを行う際の重点ポイントを「監査人はここを見る!!」として明らかにすることで実務の参考に資するように心がけました。

また、会計上の見積りは監査上の主要な検討事項(KAM)となることが想定されるため、KAMとすることが判断する際のポイントの例示をできるだけ具体的に記載するよう心がけました。

本書が、決算作業に関係する実務家・監査人をはじめ、財務諸表を利用される方々、公認会計士の監査に関心を持たれる幅広い読者に有益であることを期待しています。

第1編 会計上の見積りと監査上の主要な検討事項

- ① 会計上の見積り
- ② 監査上の主要な検討事項(KAM)

第2編 会計上の見積りが含まれる項目

- ① 収益認識会計基準
- ② 収益認識会計基準に関連する論点
- ③ 繰延税金資産の回収可能性
- ④ 固定資産の減損

⑤ のれんの評価

- ⑥ 関係会社投融資の評価
- ⑦ 棚卸資産の評価
- ⑧ 滞留債権の評価
- ⑨ 賞与引当金
- ⑩ 資産除去債務

第3編 監査実施上の留意点

- ① 会計上の見積りの監査
- ② 監査上の主要な検討事項

## 日本基準・IFRS対応 不動産取引の会計実務



2020年6月刊

【編】あずさ監査法人

中央経済社・416頁 4,500円(税抜)

本書では、企業が土地、建物等の不動産に関する取引を行う場合として、「不動産を買う」「不動産を借りる」「不動産を貸す」「不動産を借りて貸す」「不動産を売って借りる」の大きく6つのパターンに分け、それぞれの取引パターンに1つの章を当て、第1節では日本基準について、第2節では昨今、任意適用が増えている国際財務報告基準(IFRS)について解説しています。

序文では、IFRS初心者に向けてIFRSでの不動産分類のための3つの基本的な「企業のビジネスモデル」や日本基準およびIFRSの取扱いのまとめについて解説し、全体像を整理して本文に臨むことができる構成となっています。

第1章 不動産を買う

第2章 不動産を借りる

第3章 不動産を貸す

第4章 不動産を借りて貸す

第5章 不動産を売る

第6章 不動産を売って借りる

## 的確な実務判断を可能にするIFRSの本質 第III巻



2020年4月刊

【著】山田辰己

税務経理協会・576頁 5,800円(税抜)

本書は、2017年9月に刊行した「IFRSの本質 第I巻」および「IFRSの本質 第II巻」に続くIFRSの基本原則を解説するシリーズの第3巻です。

前2巻ではカバーできなかった5つの論点に関連するIFRSを取り上げています。それらのIFRSがどのような目的のために作成されたのか、また、IFRSに施された改訂は、どのような不都合を解消するためであったのかといった、目的およびその過程を理解できるよう、随所に結論の根拠や過去の改訂の経緯などの解説を織り込んでいます。それによって、IFRS設定の目的や改訂の趣旨をより明確に意識し、理解できるようにしています。また、難解な論点については、図表や設例を示し、さらに、それに関連する仕訳も示しています。このように、解説の内容が仕訳レベルで理解できるようになっています。

IFRSに関する経験を有している読者が、実務上で解決しなければならない問題に遭遇した時に、解決策を導き出せるよう解説しています。

序文

第1章 概念フレームワーク(主な変更点の解説)

第2章 外国為替レート変動の影響(IAS第21号)

第3章 IFRSの初度適用(IFRS第1号)

第4章 企業結合(IFRS第3号)

第5章 連結財務諸表・個別財務諸表・共同支配の取決め・持分法及び他の企業への関与の開示(IFRS第10号、第11号、第12号、IAS第27号及び第28号)

## 日経MOOK まるわかり!eスポーツ・ビジネス



2020年6月刊

【監修】KPMGコンサルティング株式会社

日本経済新聞出版本部・112頁 1,600円(税抜)

本書は、さらなる飛躍が予想されているeスポーツにおいて、eスポーツでプレーされるゲームの種類といった基本知識を押さえたうえで、スポンサー、メディア、ヘルスケアなど多方面で拡大が期待されるビジネスチャンスを詳しく解説しています。地方創生にからめた取り組みや法規制・ガバナンスの問題までを取り上げ、基本から実践まで、eスポーツに関連するビジネスが多角的に理解できる内容になっています。

巻頭座談会 eスポーツが持つ無限の可能性

Part 1 なぜeスポーツが盛り上がっているのか

Part 2 急拡大するeスポーツ大会

Part 3 eスポーツ・ビジネスで稼ぐ仕組み

Part 4 eスポーツで地方創生

Part 5 eスポーツの課題

Part 6 eスポーツの未来

# 出版物一覧

KPMGジャパンでは、会計・税務・アドバイザーに関して、わかりやすく解説した数多くの書籍を出版しています。詳しい内容や出版物一覧につきましては、ウェブサイトをご覧ください。また、ご注文の際は、直接出版社またはKindleストアまでお問い合わせください。

home.kpmg/jp/publication

◆ = 新刊    ➡ = 電子書籍化    ● = 2019年7月以降刊行

ジャンル	No. 書籍名	発行年月	出版社	頁数	定価(税抜)	編著者
IFRS関連	1 詳解 IFRSの基盤となる概念フレームワーク	● 2019年12月	中央経済社	224頁	2,600円	あずさ監査法人
	2 詳細解説 IFRS開示ガイドブック(第2版)	2019年 4月	中央経済社	876頁	8,700円	
	3 論点で学ぶ国際財務報告基準(IFRS)	2019年 2月	新世社	455頁	3,400円	
	4 図解&徹底分析 IFRS「新収益認識」	2018年 6月	中央経済社	348頁	3,600円	
	5 図解&徹底分析 IFRS「新保険契約」	2018年 4月	中央経済社	308頁	3,500円	
	6 すらすら図解 新・IFRSのしくみ	2016年11月	中央経済社	200頁	2,000円	
	7 詳細解説 IFRS実務適用ガイドブック(第2版)	➡ 2016年 9月	中央経済社	1,488頁	9,200円	
	8 図解&徹底分析 IFRS「新リース基準」	2016年 7月	中央経済社	280頁	3,200円	
財務会計	1 <b>こんなときどうする? 「会計上の見積り」の実務(第2版)</b>	◆ 2020年 6月	中央経済社	464頁	4,000円	あずさ監査法人
	2 <b>日本基準・IFRS対応 不動産取引の会計実務</b>	◆ 2020年 6月	中央経済社	416頁	4,500円	
	3 会社法決算の実務(第14版)	● 2020年 2月	中央経済社	976頁	6,900円	
	4 株式報酬の会計実務 日本基準とIFRSの論点詳解	● 2019年12月	中央経済社	524頁	5,400円	
	5 図解 収益認識基準のしくみ	2019年 3月	中央経済社	208頁	2,300円	
	6 徹底解説 税効果会計の実務	2018年 4月	中央経済社	368頁	4,000円	
	7 xVAチャレンジ ーデリバティブ評価調整の実例ー	2017年12月	金融財政事情研究会	776頁	8,000円	
業種別 アカウントティング・ シリーズ	I 1. 建設業(第2版 2017年発行) 2. 食品業 3. 医薬品業★ 4. 造船・重機械業 5. 商社★ 6. 小売業★ 7. 不動産業(第2版 2018年発行) 8. 運輸・倉庫業★ 9. コンテンツビジネス★ 10. レジャー産業★	➡ 2010年 7月	中央経済社			あずさ監査法人
	2. 証券業の会計実務(第2版)	2018年 3月	中央経済社	468頁	4,200円	
	II 3. 保険業の会計実務(第2版)	● 2019年 9月	中央経済社	544頁	4,800円	
	1. 銀行業 4. 自動車・電機産業★ 5. 素材産業 6. 化学産業★ 7. エネルギー・資源事業★	➡ 2012年 9月	中央経済社			
税務	1 タックス・ヘイブン対策税制の実務詳解	2017年12月	中央経済社	468頁	4,600円	TAX
経営	1 デジタル・ファイナンス革命	➡ ● 2019年12月	東洋経済新報社	266頁	1,800円	KC
	2 続・事業再編とバイアウト	● 2019年11月	中央経済社	256頁	3,300円	FAS
	3 海外子会社リーガルリスク管理の実務	● 2019年 9月	中央経済社	280頁	3,500円	KC
	4 勘定科目統一の実務	● 2019年 7月	中央経済社	224頁	2,700円	あずさ監査法人
	5 不動産投資法人(REIT)の理論と実務(第2版)	2019年 6月	弘文堂	584頁	5,800円	あずさ/TAX
	6 経理・財務担当者のための「経営資料」作成の全技術	2019年 6月	中央経済社	496頁	5,400円	あずさ監査法人
	7 SDGs・ESGを導くCVO(チーフ・バリュー・オフィサー) 一次世代CFOの要件	➡ 2019年 5月	東洋経済新報社	232頁	3,400円	KPMG
	8 RPA導入ガイド 仕組み・推進・リスク管理	2019年 4月	中央経済社	224頁	2,500円	
	9 マルチクラウド時代のリスクマネジメント入門(電子書籍のみ)	➡ 2019年 3月	翔泳社	104頁	700円	KC
	10 まるわかり電力システム改革2020年決定版	2019年 2月	日本電気協会新聞部	264頁	2,000円	
	11 ASEAN企業地図 第2版	➡ 2019年 1月	翔泳社	216頁	2,600円	FAS
	12 BtoB決済デジタルライゼーション XML電文で実現する金融EDIと手形・小切手の電子化	➡ 2018年12月	金融財政事情研究会	212頁	1,600円	KPMG
IPO	1 Q&A 株式上場の実務ガイド(第3版)	2019年 3月	中央経済社	416頁	3,800円	あずさ監査法人
	2 これですべてがわかるIPOの実務(第4版)	2019年 2月	中央経済社	468頁	4,800円	
内部統制 内部監査 不正	1 これですべてがわかる内部統制の実務(第4版)	2018年 7月	中央経済社	412頁	4,400円	あずさ監査法人
	2 不適切会計対応の実務ー予防・発見・事後対応	2018年 3月	商事法務	352頁	3,800円	あずさ/TAX
海外	1 中国子会社の投資・会計・税務(第3版)	➡ 2018年 8月	中央経済社	1,096頁	12,000円	KPMG/あずさ
	2 中日英・日中英 投資・会計・税務 用語辞典	2016年12月	税務経理協会	353頁	3,400円	
	3 インドの投資・会計・税務ガイドブック(第3版)	2016年 6月	中央経済社	372頁	3,800円	
公会計等	1 独立行政法人会計の実務ガイド(第3版)	● 2019年 9月	中央経済社	432頁	4,300円	あずさ監査法人
	2 学校法人会計の実務ガイド(第7版)	2019年 3月	中央経済社	448頁	4,600円	
	3 社会福祉法人会計の実務ガイド(第3版)	2018年 3月	中央経済社	312頁	3,400円	
	4 公益法人会計の実務ガイド(第4版)	2017年 4月	中央経済社	344頁	3,800円	

## 日本語版海外投資ガイド

KPMGジャパンにおいては、新興国を中心に24カ国の日本語版海外投資ガイドを発行し、ウェブサイトにおいて公開しています。新規投資や既存事業の拡大など、海外事業戦略を検討する上での有益な基礎情報です。投資ガイドはPDFファイル形式ですので、閲覧、ダウンロード、印刷が可能です。

### 2020 - 2021年度版 中国投資ガイド



Japanese

本投資ガイドは、中国での事業展開等を考えられている方々のため、投資等に係る基本的な情報を提供することを目的としております。中国での事業活動に役立つと思われる会社法、税制、会計などの主要な法規制動向について解説しています。

2020年4月21日更新

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/04/china-investment-guidebook-2020.html>

### 2020年度版 マレーシア投資ガイド



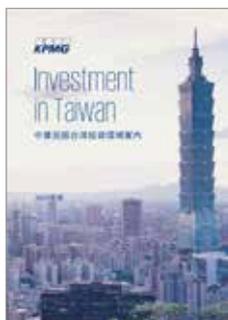
Japanese

本投資ガイドは、マレーシアに投資またはマレーシアにて事業を検討されている企業の皆様に、情報提供を目的としてKPMGが発行している出版物です。事業拠点の構築について、外国投資規制を踏まえ会社設立、支店設立、駐在員事務所設置等にかかる登録手続きの流れを簡単に説明するとともに、社会、政治、経済の概況についてまとめています。

2020年4月7日更新

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2013/10/malaysia.html>

### 2020年版 台湾投資環境案内



Japanese

本冊子は、台湾へ既に投資を開始しているか、または台湾への投資を予定している日系企業の皆様に、事前調査に資する情報を紹介することを目的として作成したガイドブックです。本冊子では、台湾投資への事前調査として、台湾の概況、政治情勢、為替規制、労働環境及び関連法規、金融情勢といった一般的事項から、企業組織設立手続きや会計、税制に関する基本事項等について幅広く解説しています。

2019年11月27日更新

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2013/10/taiwan.html>

### 2019/2020年度版 ドイツ投資ガイド



Japanese

本冊子では、2019/2020年におけるドイツの最新トピックスとして、経済環境(ドイツにおける買収案件、ビジネスなど)、監査・会計(IFRSとドイツ会計基準の間の主要な差異、法定監査要件など)、税務(税務インセンティブ、移転価格など)、アドバイザリー(拠点統合、再編など)、法務(会社法、労働法など)などの最新のテーマをカバーしています。

2019年11月18日更新

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/10/germany-latest-topics-2016.html>

現在、ウェブサイトにて公開している24カ国の日本語版海外投資ガイド一覧です。

今後は、改訂版や新しい国の海外投資ガイドが発行されるタイミングで、アップデートいたします。

詳細は下記URLをご参照下さい。

<http://home.kpmg/Jp/investment-guide>

投資ガイド(掲載国)	発行年	投資ガイド(掲載国)	発行年	投資ガイド(掲載国)	発行年	投資ガイド(掲載国)	発行年
インド	2018年	フィリピン	2019年	ベルギー	2017年	ロシア	2017年
中国	2020年	ベトナム	2018年	スペイン	2020年	ブラジル	2013年
インドネシア	2015年	マレーシア	2020年	チェコ	2017年	ペルー	2017年
シンガポール	2018年	ミャンマー	2018年	ドイツ	2019年	南アフリカ	2018年
タイ	2016年	トルコ	2014年	ハンガリー	2019年	香港	2020年
台湾	2019年	イタリア	2019年	ポーランド	2014年	アラブ首長国連邦(UAE)	2019年

## 新型コロナウイルス(COVID-19)対応：各国最新情報

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に対する海外諸国の税制対策や法令などについて、KPMGの海外ネットワークを通じ、情報を集約しています。

[home.kpmg/jp/ja/home/campaigns/2020/03/covid-19-overseas.html](http://home.kpmg/jp/ja/home/campaigns/2020/03/covid-19-overseas.html)

# 日本語対応可能な海外拠点一覧

世界各国に駐在している日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルが、  
海外法人および海外進出企業に対してサービスを提供します。

Asia Pacific		連絡先担当者		E-mail	
Australia	Sydney				
	Brisbane				
	Melbourne	黒葛原 啓一	Tsuzurahara Keiichi	ktsuzurahara@kpmg.com.au	
	Perth				
China	Shanghai 上海	高部 一郎	Ichiro Takabe	ichiro.takabe@kpmg.com	
	Beijing 北京	厚谷 禎一	Teiichi Atsuya	teiichi.atsuya@kpmg.com	
	Tianjin 天津	佐藤 繁	Shigeru Sato	shigeru.sato@kpmg.com	
	Guangzhou 広州	稲永 繁	Shigeru Inanaga	shigeru.inanaga@kpmg.com	
	Shenzhen 深圳	池貝 誠	Makoto Ikegai	makoto.ikegai@kpmg.com	
Hong Kong 香港	吉田 圭吾	Keigo Yoshida	keigo.yoshida@kpmg.com		
Cambodia	Phnom Penh	山田 知秀	Tomohide Yamada	tyamada@kpmg.co.th	
India	Delhi	後谷 賢	Satoshi Gotani	satoshig@kpmg.com	
	Chennai	小宮 祐二	Yuji Komiya	yujikomiya1@kpmg.com	
	Mumbai	空谷 泰典	Taisuke Soratani	soratani@kpmg.com	
	Bengaluru	田村 暢大	Nobuhiro Tamura	nobuhirot@kpmg.com	
	Ahmedabad/Pune	空谷 泰典	Taisuke Soratani	soratani@kpmg.com	
Indonesia	Jakarta	三竿 祥之	Yoshiyuki Misao	yoshiyuki.misao@kpmg.co.id	
Korea	Seoul	中村 康宏	Yasuhiro Nakamura	yinakamura5@kr.kpmg.com	
Laos	Vientiane	宮田 一宏	Kazuhiro Miyata	kazuhiro@kpmg.co.th	
Myanmar	Yangon	坂本 大輔	Daisuke Sakamoto	dsakamoto1@kpmg.com	
Malaysia	Kuala Lumpur	渡邊 和哉	Kazuya Watanabe	kazuyawatanabe1@kpmg.com.my	
New Zealand	Auckland	仲谷 一宏	Kazuhiro Nakatani	kazunakatani@kpmg.co.nz	
Philippines	Manila	谷本 智則	Tomonori Tanimoto	ttanimoto1@kpmg.com	
Singapore	Singapore	星野 淳	Atsushi Hoshino	atsushihoshino@kpmg.com.sg	
Taiwan	Taipei 台北	友野 浩司	Koji Tomono	kojitomono@kpmg.com.tw	
	Kaohsiung 高雄	蔡 莉菁	Michelle Tsai	michelltsai@kpmg.com.tw	
Thailand	Bangkok	三浦 一郎	Ichiro Miura	imiura@kpmg.co.th	
Vietnam	Hanoi	大門 亮介	Ryosuke Okado	ryosukeokado@kpmg.com.vn	
	Ho Chi Minh City	谷中 靖久	Yasuhisa Taninaka	yasuhisataninaka@kpmg.com.vn	
Americas		連絡先担当者		E-mail	
United States of America	Los Angeles	前川 武俊	Taketoshi Maekawa	tmaekawa@kpmg.com	
	Atlanta	近藤 進一	Shinichi Kondo	skondo@KPMG.com	
	Chicago	康子 メットキャフ	Yasuko Metcalf	ymetcalf@kpmg.com	
	Columbus	猪又 正大	Masahiro Inomata	minomata@kpmg.com	
	Birmingham	加藤 慎吾	Shingo Kato	shingokato@kpmg.com	
	Boston	小高 琢也	Takuya Kodaka	takuyakodaka@kpmg.com	
	Dallas	田上 裕也	Yuya Tanoue	yuyatanoue@kpmg.com	
	Denver	美香 クラーク	Mika, Clark	mikahori@kpmg.com	
	Detroit	猪又 正大	Masahiro Inomata	minomata@kpmg.com	
	Honolulu	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	
	Houston	石田 有司	Yuji Ishida	yuiishida@kpmg.com	
	Louisville	マリンス ゆき	Yuki Mullins	ymullins@kpmg.com	
	Nashville	流田 宜幸	Yoshiyuki Nagareda	yoshiyukinagareda@kpmg.com	
	New York	森 和孝	Kazutaka Mori	kazutakamori@kpmg.com	
	Portland	武良 勇樹	Yuki Mura	yukimura@kpmg.com	
	Seattle	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	
	Silicon Valley/San Francisco	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	
	Woodcliff	今野 宗史	Soshi Konno	skonno1@kpmg.com	
	Brazil	Sao Paulo	吉田 幸司	Koji Yoshida	kojiyoshida1@kpmg.com.br
		Compinas	大村 公一	Koichi Omura	koichiomura@kpmg.com.br
Canada	Toronto	松田 美喜	Miki Matsuda	mikimatsuda@kpmg.ca	
	Vancouver	島村 敬志	Terry Shimamura	tshimamura@kpmg.ca	
Chile	Santiago	保坂 浩二	Koji Hosaka	kojihosaka@kpmg.com	
Mexico	Leon	河田 厚司	Atsushi Kawata	akawata1@kpmg.com.mx	
	Mexico City	東野 泰典	Yasunori Higashino	yasunorihigashino@kpmg.com.mx	
	Tijuana	東野 泰典	Yasunori Higashino	yasunorihigashino@kpmg.com.mx	
	Queretaro	青木 嘉光	Yoshimitsu Aoki	yaoiki1@kpmg.com.mx	
Europe, Middle East & Africa		連絡先担当者		E-mail	
United Kingdom	London	杉浦 宏明	Hiroaki Sugiura	hiroaki.sugiura@kpmg.co.uk	
Belgium	Brussels	木村 祐也	Yuya Kimura	ykimura1@kpmg.com	
Czech	Prague	斉藤 佳輔	Keisuke Saito	keisukeisaito@kpmg.cz	
France	Paris	熊澤 佳奈	Kana Kumazawa	kanakumazawa@kpmg.fr	
Germany	Düsseldorf	岡本 悠甫	Yusuke Okamoto	yokamoto1@kpmg.com	
	Hamburg	久松 洋介	Yosuke Hisamatsu	yosukehisamatsu@kpmg.com	
	Frankfurt	神山 健一	Kenichi Koyama	kkoyama@kpmg.com	
	Munich	足立 和久	Kazuhsa Adachi	kazuhsaadachi@kpmg.com	
Hungary	Budapest	福山 祐介	Yusuke Fukuyama	yusuke.fukuyama@kpmg.hu	
Italy	Milan	青木 翔	Sho Aoki	shoaki@KPMG.it	
Ireland	Dublin	吉野 真貴	Masataka Yoshino	masataka.yoshino@kpmg.ie	
Netherlands	Amsterdam	前田 桂司	Keiji Maeda	maeda.keiji@kpmg.com	
Poland	Warsaw	波多野 純	Jun Hatano	junhatano@kpmg.pl	
Russia	Moscow	野村 雅士	Masashi Nomura	masashinomura@kpmg.ru	
South Africa	Johannesburg	二村 友啓	Tomohiro Nimura	Tomohiro.Nimura@kpmg.co.za	
Spain	Barcelona	飯田 孝一	Koichi Iida	kiida@kpmg.es	
	Madrid	矢萩 信行	Nobuyuki Yahagi	nobuyukiyahagi@kpmg.es	
Switzerland	Basel	尾島 龍児	Ryuji Ojima	ryujiojima@kpmg.com	
Turkey	Istanbul	平沼 美佳	Mika Hiranuma	mhiranuma@Kpmg.com	
UAE	Dubai/Abu Dhabi	笠間 智樹 (駐在予定)	Tomoki Kasama	Tomoki.Kasama@jp.kpmg.com	

【日本における連絡先】 Global Japanese Practice部 JapanesePractice@jp.kpmg.com / 03-3266-7543 (東京)・06-7731-1000 (大阪)・052-589-0500 (名古屋)

# KPMGジャパン グループ会社一覧

## 有限責任 あずさ監査法人

全国主要都市に約6,000名の人員を擁し、監査や各種証明業務をはじめ、財務関連アドバイザーサービス、株式上場支援などを提供しています。また、金融、情報・通信・メディア、製造、官公庁など、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有しています。

東京事務所 TEL 03-3548-5100  
大阪事務所 TEL 06-7731-1000  
名古屋事務所 TEL 052-589-0500

札幌事務所	TEL 011-221-2434	盛岡オフィス	TEL 019-606-3145
仙台事務所	TEL 022-715-8820	新潟オフィス	TEL 025-227-3777
北陸事務所	TEL 076-264-3666	長岡オフィス	TEL 0258-31-6530
北関東事務所	TEL 048-650-5390	富山オフィス	TEL 0766-23-0396
横浜事務所	TEL 045-316-0761	福井オフィス	TEL 0776-25-2572
京都事務所	TEL 075-221-1531	高崎オフィス	TEL 027-310-6051
神戸事務所	TEL 078-291-4051	静岡オフィス	TEL 054-652-0707
広島事務所	TEL 082-248-2932	浜松オフィス	TEL 053-451-7811
福岡事務所	TEL 092-741-9901	岐阜オフィス	TEL 058-264-6472
		三重オフィス	TEL 059-350-0511
		岡山オフィス	TEL 086-221-8911
		下関オフィス	TEL 083-235-5771
		松山オフィス	TEL 089-987-8116

## KPMG税理士法人

各専門分野に精通した税務専門家チームにより、企業活動における様々な場面（企業買収、組織再編、海外進出、国際税務、移転価格、BEPS 対応、関税/間接税、事業承継等）に対応した的確な税務アドバイス、各種税務申告書の作成、記帳代行および給与計算を、国内企業および外資系企業の日本子会社等に対して提供しています。

東京事務所 TEL 03-6229-8000  
名古屋事務所 TEL 052-569-5420  
大阪事務所 TEL 06-4708-5150  
京都事務所 TEL 075-353-1270 ※2020年7月1日に開設しました。  
広島事務所 TEL 082-241-2810  
福岡事務所 TEL 092-712-6300

## KPMG社会保険労務士法人

グローバルに展開する日本企業および外資系企業の日本子会社等に対して、労働社会保険の諸手続の代行業務、社会保障協定に関する申請手続および就業規則の作成・見直し等のアドバイザー業務を、日英対応の“バイリンガル”で提供しています。

TEL 03-6229-8000

## KPMGコンサルティング株式会社

グローバル規模での事業モデルの変革や経営管理全般の改善をサポートします。具体的には、事業戦略策定、業務効率の改善、収益管理能力の向上、ガバナンス強化やリスク管理、IT戦略策定やIT導入支援、組織人事マネジメント変革等にかかわるサービスを提供しています。

東京本社 TEL 03-3548-5111  
大阪事務所 TEL 06-7731-2200  
名古屋事務所 TEL 052-571-5485

## 株式会社 KPMG FAS

企業戦略の策定から、トランザクション（M&A、事業再編、企業再生等）、ポストディールに至るまで、企業価値向上のため企業活動のあらゆるフェーズにおいて総合的にサポートします。主なサービスとして、M&Aアドバイザー（FA 業務、バリュエーション、デューデリジェンス、ストラクチャリングアドバイス）、事業再生アドバイザー、経営戦略コンサルティング、不正調査等を提供しています。

東京本社 TEL 03-3548-5770  
大阪事務所 TEL 06-6222-2330  
名古屋事務所 TEL 052-589-0520  
福岡事務所 TEL 092-741-9904

## KPMGあずさサステナビリティ株式会社

非財務情報の信頼性向上のための第三者保証業務の提供のほか、非財務情報の開示に対する支援、サステナビリティ領域でのパフォーマンスやリスクの管理への支援などを通じて、企業の「持続可能性」の追求を支援しています。

東京本社 TEL 03-3548-5303  
大阪事務所 TEL 06-7731-1304

## KPMGヘルスケアジャパン株式会社

医療・介護を含むヘルスケア産業に特化したビジネスおよびフィナンシャルサービス（戦略関連、リスク評価関連、M&A・ファイナンス・事業再生などにかかわる各種アドバイザー）を提供しています。

TEL 03-3548-5470

## 株式会社 KPMG Ignition Tokyo

監査、税務、アドバイザーサービスで培ったプロフェッショナルの専門的知見と、最新のデジタル技術との融合を高めることを使命とし、共通基盤とソリューションを創発し、KPMGジャパンすべてのエンティティとともに、クライアント企業のデジタル化に伴うビジネス変革を支援します。

TEL 03-3548-5144

Audit

あずさ監査法人

Tax

KPMG税理士法人  
KPMG社会保険労務士法人

Advisory

KPMGコンサルティング  
KPMG FAS  
KPMGあずさサステナビリティ  
KPMGヘルスケアジャパン

KPMG Ignition Tokyo  
(デジタルテクノロジープラットフォーム)

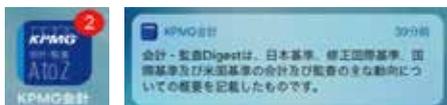
# デジタルメディアのご案内

## 主要トピック

会計・監査コンテンツ	<a href="http://home.kpmg/jp/act-ist">home.kpmg/jp/act-ist</a>
税務コンテンツ	<a href="http://home.kpmg/jp/tax-topics">home.kpmg/jp/tax-topics</a>
新型コロナウイルスがビジネスに与える影響	<a href="http://home.kpmg/jp/covid-19">home.kpmg/jp/covid-19</a>
プロセスマイニング	<a href="http://home.kpmg/jp/pm">home.kpmg/jp/pm</a>
RegTech (レグテック)	<a href="http://home.kpmg/jp/regtech">home.kpmg/jp/regtech</a>
FinTech (フィンテック)	<a href="http://home.kpmg/jp/fintech">home.kpmg/jp/fintech</a>
コーポレートガバナンス	<a href="http://home.kpmg/jp/cg">home.kpmg/jp/cg</a>
サイバーセキュリティ	<a href="http://home.kpmg/jp/cyber">home.kpmg/jp/cyber</a>
海外関連情報	<a href="http://home.kpmg/jp/overseas">home.kpmg/jp/overseas</a>
Brexit (英国のEU離脱：ブレグジット) に関する解説	<a href="http://home.kpmg/jp/brexit">home.kpmg/jp/brexit</a>

## 「KPMG会計・監査AtoZ」アプリ

会計・監査情報を積極的にお届けしています。  
[home.kpmg/jp/kpmg-atoz](http://home.kpmg/jp/kpmg-atoz)



## Digital 監査ウェブサイト

あずさ監査法人のデジタル戦略や、監査の高度化・人材領域における取組み、情報発信（寄稿・論文）などを1ページに集約し、わかりやすくお伝えしています。

<https://digital.azsa.or.jp>



## メールマガジン

KPMG ジャパンのホームページ上に掲載しているニュースレターやセミナー情報などの新着・更新状況を、テーマ別にeメールにより随時お知らせするサービスを実施しています。現在配信中のメールニュースは下記のとおりです。配信ご希望の方は、Webサイトの各メールニュースのページよりご登録ください。

[home.kpmg/jp/mail-magazine](http://home.kpmg/jp/mail-magazine)

あずさアカウンティング ニュース	企業会計や会計監査に関する最新情報のほか、IFRSを含む財務会計にかかわるトピックを取り上げたニュースレターやセミナーの開催情報など、経理財務実務のご担当者向けに配信しています。
あずさIPO ニュース	株式上場を検討している企業の皆様を対象に、株式上場にかかわる最新情報やセミナーの開催情報を配信しています。
KPMG Consulting News	企業の抱える課題についての解説記事や、独自の調査レポート、セミナー開催情報をお知らせいたします。
KPMG Sustainability Insight	環境・CSR部門のご担当者を対象に、サステナビリティに関する最新トピックを取り上げたニュースレターの更新情報やセミナーの開催情報などをお届けしています。
KPMG Integrated Reporting Update (統合報告)	Integrated Reporting (統合報告)にかかわる様々な団体や世界各国における最新動向、取組み等を幅広く、かつタイムリーにお伝えします。
KPMG FATCA/CRS NEWSLETTER	米国FATCA法及びOECD CRSの最新動向に関して、解説記事やセミナーの開催情報など、皆様のお役に立つ情報をメール配信によりお知らせしています。

## セミナー情報

国内および海外の経営環境を取り巻く様々な変革の波を先取りしたテーマのセミナーやフォーラムを開催しています。最新のセミナー開催情報、お申込みについては下記ウェブサイトをご確認ください。

[home.kpmg/jp/ja/events](http://home.kpmg/jp/ja/events)

## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.